

日吉津村土地利用計画

～ 次代に残そう住みよい村を～



平成18年1月

日吉津村

目 次

. はじめに	1
1 . 日吉津村の概況	1
2 . 土地利用計画の目的及び位置付け	1
3 . 土地利用の現状と課題	1
(1).市街化区域	2
(2).市街化調整区域	2
4 . 土地利用計画の構成	5
. 土地利用の方針	6
1 . 自然、観光、公園、温泉	6
(1).自然	6
1).水辺の楽校の整備	6
2).ホタルの復活	6
3).ホレコ川の改修	7
4).日野川堤防の並木	7
(2).観光	7
1).チューリップ	7
2).コースタル・コミュニティ・ゾーン(CCZ)整備事業	8
(3).公園	8
(4).温泉	9
(5).自然、観光、公園、温泉のまとめ	9
2 . 農地保全、農業振興、荒廃地対策	11
(1).農地保全	11
(2).農業振興	11
1).日吉津村の農業の現状	11
2).農地の大区画化、集約化及び担い手の育成	12
(3).荒廃地対策	12
(4).農地として保全、農業振興を図る区域	12
(5).農地保全、農業振興、荒廃地対策のまとめ	13
3 . 道路	15
(1).幹線道路	15
(2).補助幹線道路	16
(3).その他道路	16
(4).道路のまとめ	17
4 . 開発	19
(1).開発の現状と課題	19
1).市街化区域	19
2).市街化調整区域	19
3).開発にあたっての留意事項	19
(2).海岸部	20
(3).住宅地の整備	20
(4).商業区域	21

1).国道 431 号～村道 2 号線の区域	2 3
2).村道 2 号線～農道 3 号線の区域	2 3
3).農道 3 号線～村道 4 号線の区域	2 4
4).国道 431 号南側の区域	2 4
(5).工業区域	2 4
(6).JR 伯耆大山駅北口の整備	2 4
(7).JR 伯耆大山駅北口の整備にあわせた開発区域	2 5
(8).下水道の整備	2 5
(9).開発のまとめ	2 5
5 . 防災	2 7
(1).過去の災害	2 7
(2).日吉津村の防災	2 7
(3).防災面での土地利用計画	2 8
1).幅員 4m 未満道路の解消	2 8
2).防災道路の整備	2 8
3).火災時の水利確保	2 8
.土地利用計画のまとめ	2 9
引用文献	3 1
用語解説	3 2

参考資料

日吉津村土地利用計画策定委員会設置規程	4 1
日吉津村土地利用計画策定委員会委員名簿	4 2
日吉津村土地利用計画策定事業の経過	4 3
日吉津村土地利用計画策定委員会(第 1 回)議事録	4 4
日吉津村土地利用計画策定委員会(第 2 回)議事録	4 6
日吉津村土地利用計画策定委員会(第 3 回)議事録	5 0
日吉津村土地利用計画策定委員会(第 4 回)議事録	5 3
日吉津村土地利用計画策定委員会(第 5 回)議事録	5 5
日吉津村土地利用計画策定委員会(第 6 回)議事録	5 9
日吉津村土地利用計画策定委員会(第 7 回)議事録	6 1
日吉津村土地利用計画策定委員会(第 8 回)議事録	6 8
日吉津村土地利用計画策定委員会(第 9 回)議事録	7 1
日吉津村土地利用計画策定委員会(第 10 回)議事録	7 5
日吉津村土地利用計画策定委員会(第 11 回)議事録	7 8
日吉津村土地利用計画策定委員会(第 12 回)議事録	8 0
日吉津村土地利用計画策定委員会(第 13 回)議事録	8 3
日吉津村都市計画審議会条例	8 5
日吉津村都市計画審議会委員名簿	8 7
諮問書(日吉津村長 日吉津村都市計画審議会)	8 8
日吉津村都市計画審議会(第 1 回)議事録	8 9
日吉津村都市計画審議会(第 2 回)議事録	9 3
答申書(日吉津村都市計画審議会 日吉津村長)	9 6

はじめに

1. 日吉津村の概況

日吉津村は鳥取県の北西部に位置し、北は日本海に、他の三方は米子市に囲まれている。東には西日本一を誇る国立公園大山の雄姿を望む景勝地であり、西は本県三大河川の日野川が流れている。地形は平坦で、南北約 2.9km、東西約 1.8km、面積 4.16km²、平成 17 年 12 月末の人口は 3,163 人で、面積、人口ともに県内最小の自治体である。

2. 土地利用計画の目的及び位置付け

日吉津村の都市計画は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)に基づき、米子・境港都市計画区域の一部として、日吉津村全域が都市計画区域となっており、市街化区域、市街化調整区域で構成されている。さらに市街化区域は、第 1 種住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の 4 種類の用途地域に区分されている。

また、「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年法律第 58 号)により、都市計画で決定された市街化調整区域は、農業振興地域となっており、農用地区域とその他区域で構成されている。

上記の 2 法により、これまで日吉津村内の乱開発(無秩序な開発)を防ぐ事ができた。しかし、近年の日吉津村を取り巻く状況、社会が求める土地利用は、上記 2 法による規制と必ずしも合致していない。このため本土地利用計画は、「次世代に誇れる住みよい村の姿を追求」、「自然と調和のとれた土地の有効利用」を目的に、村民、行政が協働して計画を策定したものである。

また、本土地利用計画は、第 5 次日吉津村総合計画(平成 17 年度見直し予定)の中に盛り込み、将来の目標とするものである。

なお、日吉津村を取り巻く社会情勢は、きわめて急激に変化しつつあり、数年先の社会情勢を予測することすら大変難しい状況である。このため本計画は社会情勢の変化とともに、必要に応じて柔軟な見直しを行うこととする。

3. 土地利用の現状と課題

日吉津村の都市計画は、表 -1 に示すとおり、昭和 35 年に村全域が米子都市計画区域に編入され、昭和 46 年に都市計画区域を市街化区域と市街化

表 -1 都市計画関連の主な経過^{1)、2)、3)}

年次	内容
S27年(1952)	日本パルプ工業K.K.米子工場操業(現王子製紙)
S35年(1960)	日吉津村全域を米子都市計画区域に編入
S39年(1964)	国道9号開通
S41年(1966)	中海地区新産業都市地域に指定
S46年(1971)	境港都市計画区域を米子都市計画区域に編入し、米子境港都市計画区域とする。併せて市街化区域・市街化調整区域の決定
S47年(1972)	農業振興地域の指定
S48年(1973)	用途地域の決定
S60年(1985)	国道431号開通(皆生大橋開通)
S61年(1986)	ひえづ浄水センター供用開始
H5年(1993)	中国横断米子自動車道全線開通
H7年(1995)	境港輸入促進地域に指定
H8年(1996)	日吉津村都市計画マスタープラン作成
H11年(1999)	ジャスコ日吉津ショッピングセンター開店
H12年(2000)	今吉田園土地区画整理事業完成
H15年(2003)	米子市道(旧淀江町道)西原佐陀線の佐陀橋完成
H15年(2003)	住民投票で単独存続を選択
H16年(2004)	日吉津村都市計画マスタープラン改定
H18年(2006)	日吉津村土地利用計画策定

調整区域に区分した。昭和 48 年の用途地域の決定後は、30 年以上の間、区域の変更等なく現在に至っている。

なお、日吉津村の都市計画を図 4 に、土地利用の現況を図 2 に、上空写真を図 3 に示す。

(1).市街化区域

市街化区域は、図 4 に示すとおり日吉津村の南部に位置し、第 1 種住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の 4 種類の用途地域に区分されている。工業専用地域は王子製紙(株)が全域を占めている。王子製紙(株)周辺の東側と北側の工業地域に未開発(農地)の土地を残しているものの、第 1 種住居地域、準工業地域のほとんどは、住宅、事業所等で開発されている。しかし市街化区域内では、これまで土地区画整理事業が実施されておらず、生活基盤である道路施設、公園施設等の整備が不十分であり、防災面からもこれらの施設整備の必要性が高い。

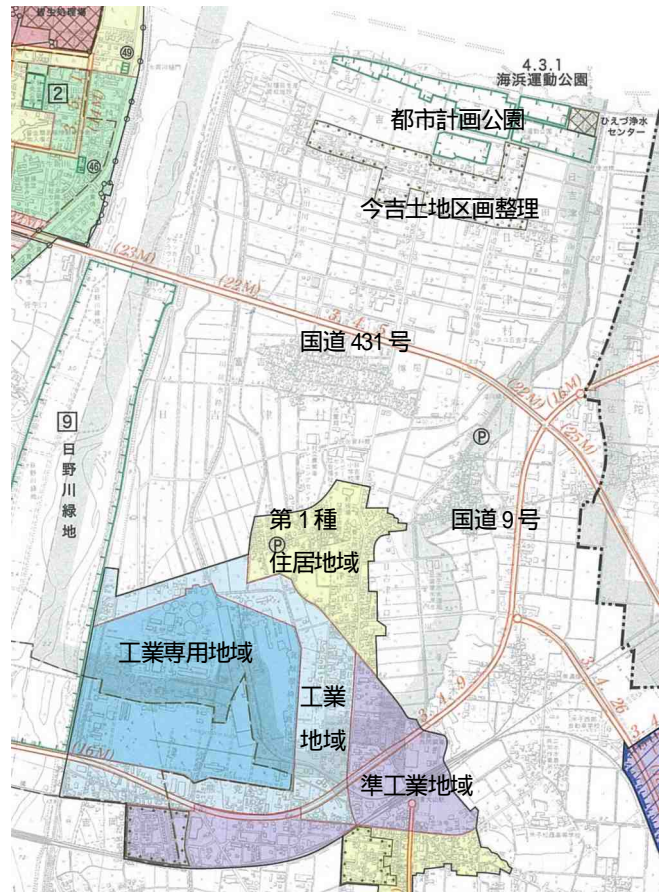


図 4 都市計画

(2).市街化調整区域

日吉津村の中央部から北部にかけての市街化調整区域は、米子市近郊であるため、市街化区域とともに、ベッドタウン化傾向にあり、優良農地が分家住宅等に転用され、農地の虫食いが増加した。さらに農地には宅地希望の仮登記、不在地主が点在したため、荒廃地となる農地が増加し、優良農地の営農に支障が生じた。特に日吉津村の北部に位置する今吉地区では、この傾向が強く、また道路、用排水路が未整備で、狭小な区画の農地が多く、営農上支障をきたしていた。

このため国土交通省と農林水産省の共管法である集落地域整備法(昭和 62 年法律第 63 号)に基づき、田園土地区画整理事業(宅地整備)と圃場整備事業(農地整備)をあわせて実施(平成 12 年完成)した。両事業の実施により、営農環境と調和のとれた良好な居住環境が整備され、秩序ある土地利用が図られてきたとともに、土地区画整理区域には新規住宅の建築が進み、人口が増加してきている。

幹線道路については、昭和 60 年に国道 431 号が村の中央部を東西に貫通し、村内から米子市、境港市へのアクセスが向上した。さらに平成 5 年には、中国横断米子自動車道が全線開通したことにより、国道 431 号の交通量が増加した。このため国道 431 号沿道には沿道サービス施設の出店が進んでいる。沿道サービス施設以外にも各種商業施設の出店希望が多くあるものの、都市計画法と農地法(昭和 27 年法律第 229 号)により出店可能な業種等の制約があり、無秩序な開発が抑制されている。

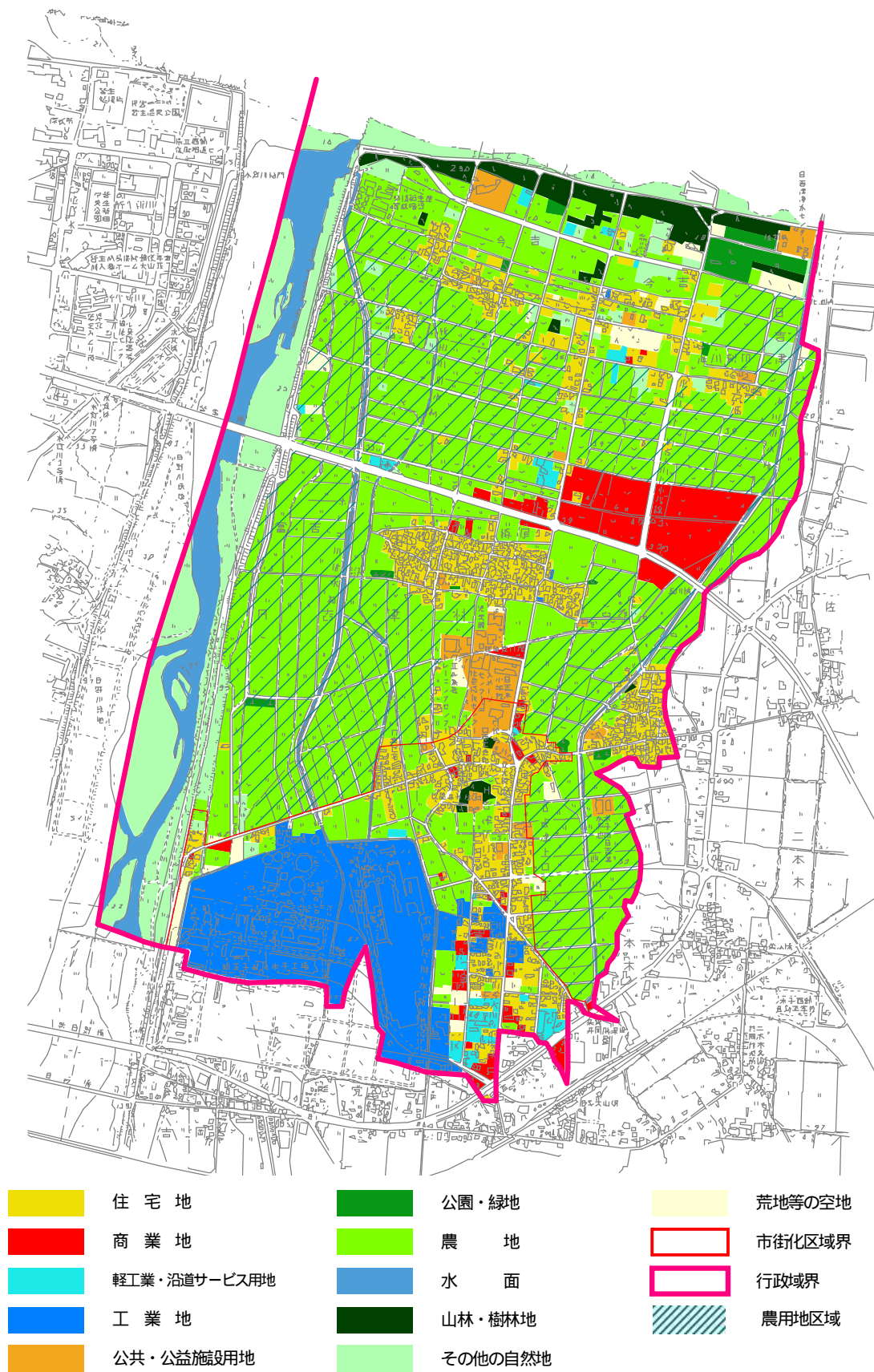


図 2 土地利用状況図

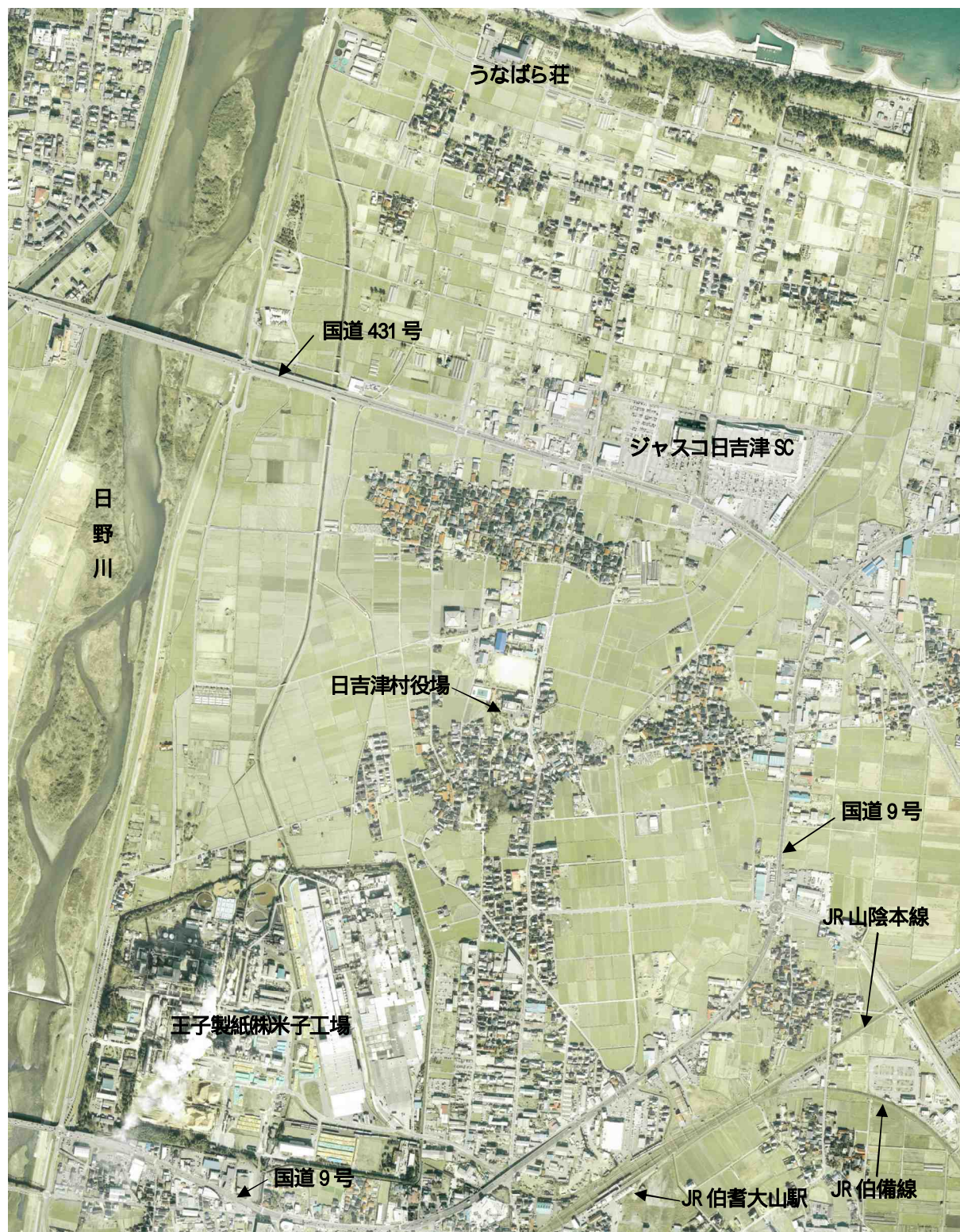


図 3 上空写真

さらに平成 11 年には、農村活性化土地利用構想(農村地域活性化のための土地利用調整の円滑化について、平成元年 3 月 30 日元構改 C 第 59 号農林水産事務次官通達)に基づき、国道 431 号北側に、郊外型の大型ショッピングセンター(ジャスコ)が開店した。開店当時は山陰地方で最大の売場面積を有していた大型ショッピングセンターの開店により、国道

431号沿道への各種商業施設の出店希望がますます増加している。

このように、市街化調整区域でありながら、特に国道431号沿道では、開発への要望が強く、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律の趣旨と、社会が求めるニーズには乖離が生じている。したがって今後は優良な農地を維持していく一方で、適度な開発をいかに行うか、そのバランスをとりながら、国道431号沿道は商業区域として均衡ある開発が求められる。

4. 土地利用計画の構成

本土地利用計画の目的は、「次世代に誇れる住みよい村の姿の追求」、「自然と調和のとれた土地の有効利用」である。

平成15年11月に実施された「合併の是非を問う住民投票」の結果を踏まえて、日吉津村は単独存続を決定した。長引く景気の低迷により村財政が悪化していることから、単独村制を維持発展する上で、新たな財源を求めて村財政の安定を図ると同時に、雇用の創出による若者への就業機会の確保や、村民の日常生活の利便性が向上し、定住化の促進を図る必要がある。一方で、無秩序な開発により自然環境、景観、生活環境、営農環境等への悪影響が生じて、村民が暮らしにくくならないように、村民と行政が協働して、村の将来を展望し、的確な土地利用を図る必要がある。

本土地利用計画は、図4に示すように、「自然、観光、公園、温泉」、「農地保全、農業振興、荒廃地対策」、「道路」、「開発」、「防災」の5つのテーマで構成している。これらの計画にあたっては、「利便性、快適性」、「安心、安全、人にやさしい(福祉、子育て、弱者にやさしい、健康)」、「活性化(税収、村の看板、観光、周辺との関係)」、「自然、景観、環境、文化」をポイント(視点)とした。

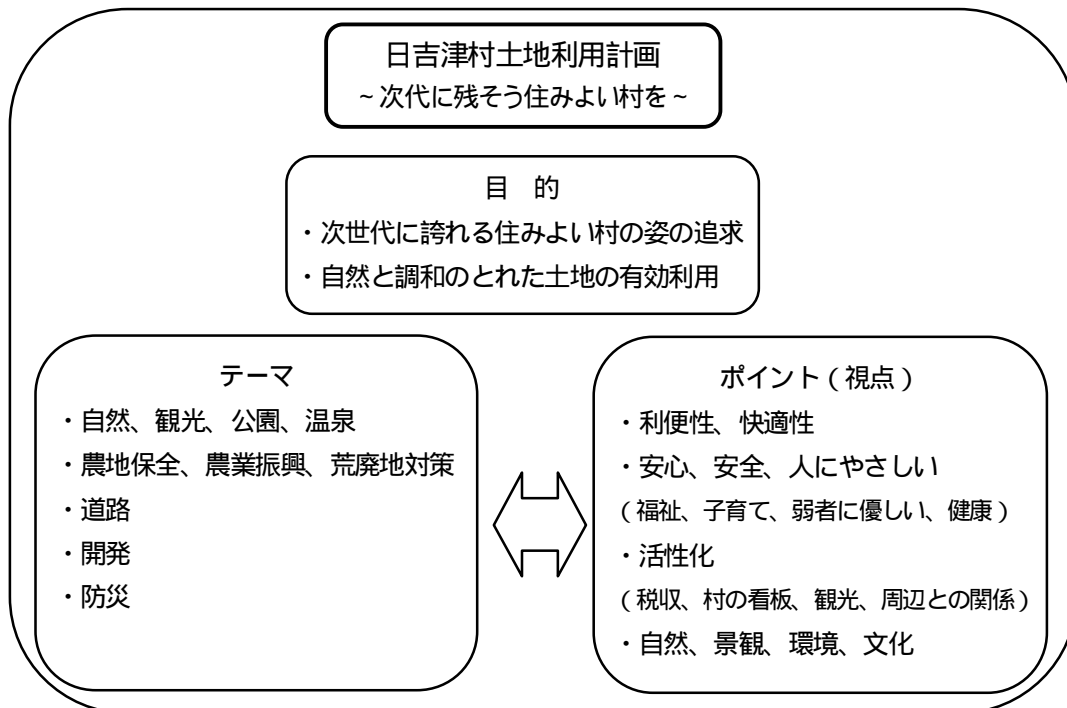


図 4 土地利用計画の構成

・土地利用の方針

1. 自然、観光、公園、温泉

(1). 自然

日吉津村は平坦な地形のため、山はないものの、海岸、一級河川の日野川といった大きなエリアの自然があり、また豊かな田園風景が広がっている。スポット的には蚊屋島神社の鎮守の森、線的には農業用の用排水路である新田川、新川、ホレコ川、海川排水路があり、このように恵まれた日吉津村の自然は、将来にわたって保全していく必要がある。

1). 水辺の楽校の整備

日野川河川敷の国道 431 号皆生大橋南には、「水辺の楽校」(図 1 参照)が国土交通省直轄により計画され、平成 18 年度完成予定である。

日吉津村は日野川に接しているにもかかわらず、子ども達だけで安全に遊べる水辺がない。また、近年の家庭や地域社会を取り巻く環境の変化やライフスタイルの変化に伴い、子ども達は、自然とのふれあいを通した遊び、生活体験等の機会が減少している状況にある。そこで、河川の持つ様々な機能を活かし、子ども達にとって河川が身近な遊びの場、教育の場となるように、さらに子どもからお年寄りまで、だれもが気軽に自然の中に足を踏み込み、憩いの場となるように水辺の楽校を整備するものである。

水辺の楽校の芝生広場では、平成 18 年度に開催される第 19 回全国スポーツ・レクリエーション祭のターゲット・バードゴルフの会場として利用する計画となっている。

2). ホタルの復活

30 年程度前には村内各地で飛んでいたホタルは、現在ほとんど見られなくなった。このためホタルを復活させようと地域用水機能増進事業により、平成 15 年からホタルの幼虫を飼育して水路に放流(図 2 参照)している。まだまだホタルの飛ぶ数は少ないものの、ホタルの放つ光は、地域の人々の「癒し」になっている。現在は役場前と日吉津温泉「うなばら荘」の水路に放流しており、前述の「水辺の楽校」にも放流する予定である。一度絶滅したホタルを復活させるためには長い年月を要すると思われるが、今後も飼育、放流を継続し、さらに飼育の輪をひろげていく必要がある。

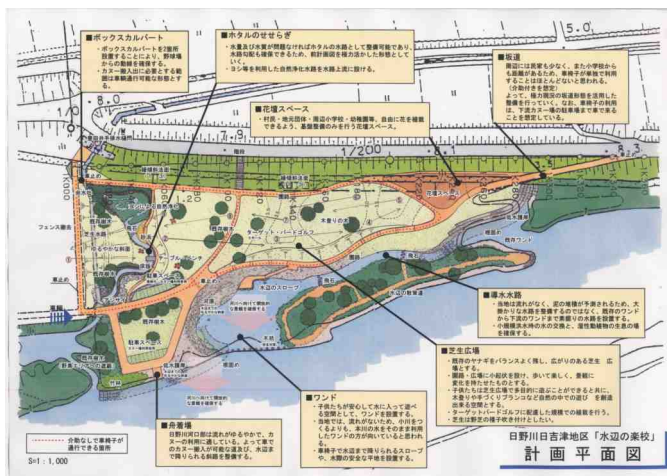


図 1 水辺の楽校完成予想図



図 2 ホタル幼虫放流状況(役場前)

3). ホレコ川の改修

ホレコ川は、箕蚊屋土地改良区が管理する農業用の排水路であり、老朽化が進んでいるため改修が計画されている。工法については、維持管理性を考慮し、川底をコンクリート張りにする計画であるが、改修は断面的に必要な最小限の範囲とし、自然や生態系に優しい改修工法を採用するよう検討すべきである。

4). 日野川堤防の並木

平坦な日吉津村の中で、唯一起伏がある所が日野川の堤防である。日野川堤防からはどこでも大山を望むことができ、優れたビューポイント(眺望点)である。この日野川堤防は、平成13年に日吉津村が策定した日野川環境整備計画の中で「並木ベルト」として位置付けられており、「見晴らしの道(遊歩道)」として植樹を行う計画である⁴⁾。



図 3 はげ並木(イメージ)

特に王子製紙付近の日野川堤防には鳥取県の銘木100選に登録された「はげの木」がある。はげの実は、ロウの原料であり、鳥取藩は江戸時代に何回も「おふれ」を出して、藩内のロウの生産を奨励し、日野川土手でもはげの木が栽培されていた⁵⁾。当時は並木が続いていたが、今では村道改良の際に移植した3本が残っているだけである。残されたはげの木の保全及び植樹により、当時のような並木を復活させて良好な景観づくり(図3参照)が必要である。

はげ以外にも日野川堤防全線に桜、銀杏、柳、黒松を植樹し、日野川堤防から水辺の楽校を経由して、海岸線を散策できる遊歩道としてサイクリング、ジョギング、ウォーキング等に利用する。

(2). 観光

1). チューリップ

日吉津村の花として平成元年に制定された「チューリップ」は、水田の転作作物として栽培されており、「日吉津村=チューリップ」というイメージが定着してきている。春には色とりどりのチューリップが咲き乱れ(図4参照)、毎年4月には恒例の「チューリップマラソン」が開催されている。しかし、ピーク時には約9haの作付面積であったチューリップは、市場価格の低下、地球温暖化による生育不良、担い手不足等により、農業として継続していくには厳しい状況であり、現在の作付面積は約1haと大幅に減少してきている。このことは村民、行政ともに共通の危機感を持っており、農業としてのチューリップから観光、景観、村づくりとしてのチューリップと位置付けし、村民と行政が一体となったチューリップの普及が必要である。また、チューリップに限らず「花の村ひえづ」として、様々な花づくりの輪を村内にひろげる取り組みも重要である。



図 4 チューリップ栽培状況

2). コースタル・コミュニティ・ゾーン(C C Z)整備事業

日吉津海岸は、昭和 63 年度に国土交通省(旧建設省)よりコースタル・コミュニティ・ゾーン(以下「C C Z」という。)に認定され、日吉津海岸 C C Z 整備計画基本構想・基本計画を平成元年に策定(図 5 参照)して、通年型の海洋型レジャーを中心とした地域振興を進めている⁶⁾。



図 5 日吉津海岸 C C Z 整備計画図

リゾート関連の民間企業の誘致は、バブル経済の崩壊とともに進んでいないものの、離岸堤、観光漁業センター、アクセス道路、都市計画公園(テニスコート、ゲートボール場、東屋、多目的広場、芝生広場、キャンプ場、散策路等)の整備が進んでいる。特にキャンプ場は、夏のキャンプシーズンに、またバンガローは 1 年を通じて、多くの利用者で賑わっている。

毎年 5 月にはキャンプ場を会場に「24 時間リレーマラソン in 米子」が開催され、多くの参加者やギャラリーで賑わっている。また海岸一帯は散策や魚釣りなど多くの利用者があり、日野川の河口付近は、ルアーフィッシングやサーフィンのメッカであるなど、今後も日吉津海岸はアウトドアレクリエーションの拠点を目指すこととする。

(3). 公園

公園は、日々の生活の中で村民の憩いの場や自然とのふれあいの場となっている。日吉津村内の大規模な公園は、海岸付近に都市計画公園の海浜運動公園がある。海浜運動公園にはテニスコート、ゲートボール場、東屋、多目的広場(ターゲット・バードゴルフ)、芝生広場(グラウンドゴルフ)、キャンプ場、散策路等が整備されており、利用対象は子どもからお年寄りまで幅広い年代である。

地域の公園としては、村北部に位置する今吉土地区画整理区域内に 3 カ所設置済みである。

村中央部には村社会福祉センター西に広場があり、平成 17 年 9 月にボランティアによる公園整備が行われた。この広場の周辺は村の公共施設が集中しており、村民にとって便利な場所であるため、「ふれあい公園」としてさらに整備していくものとする。

村南部に位置する日吉津上口 1 区、2 区には公園がなく、日常的に利用する公園は家から近い所が良いとの理由から、公園設置の要望がある。この地区に隣接する王子製紙(株)米子工場は騒音対策等を推進するために、工場周辺の工業地域の一部を環境緑地帯として整備する計画である。この環境緑地帯を地域の公園や防災公園としても位置付けて、維持管理を地域住民で行うなどすれば、企業と地域住民お互いの協力体制が得られるとともに、環境の改善に寄与する。

(4).温泉

日吉津村には利用可能な泉源が2カ所ある。1カ所は昭和42年に掘削した「日吉津1号泉」で、現在、日吉津温泉「うなばら荘」(図6参照)に利用されている。もう1カ所は平成2年に掘削した「日吉津3号泉」で、現在は利用されていない。2つの泉源の場所は前述のCCZ区域内にあり、泉質は「カルシウム・ナトリウム - 塩化物温泉」である。



図 6 うなばら荘

現在利用されていない「日吉津3号泉」は、CCZ整備事業でクアハウスや温泉プールへの利用が予定されていたが、温度・泉質の条件が悪く、掘削から10年以上の間、日吉津村温泉審議会において有効活用の検討がなされてきた。平成15年に日吉津村温泉審議会は「温度が28~29と低く加温が必要である。泉質は塩分及びマンガン含有量が多いため、多大な設備費・維持管理費が必要である。また近隣に温泉施設が多数建設されており、採算面から運営が困難であると判断し、行政としての利用は図るべきでない。ただし貴重な泉源をこのまま利用しないよりも、泉源を有効に利用する者があり、村民にとって恩恵があると見込まれる場合には、泉源の有効活用を図られたい。」と答申した。

現在、「日吉津3号泉」付近に、民間の福祉施設があるが、さらに新たな福祉施設が進出する予定であり、これらの施設で温泉の利用が検討されている状況である。また海岸付近は美保湾に面しており、海岸沿いには村の木である「黒松(平成元年制定)」の林など、良好な自然環境に恵まれている。このようなことから、CCZ整備区域を、リゾート、運動などの他、温泉の有効活用も含めて、今後は健康、福祉の区域として整備を進めるものとする。

(5). 自然、観光、公園、温泉のまとめ

自然、観光、公園、温泉のまとめを図7に示す。

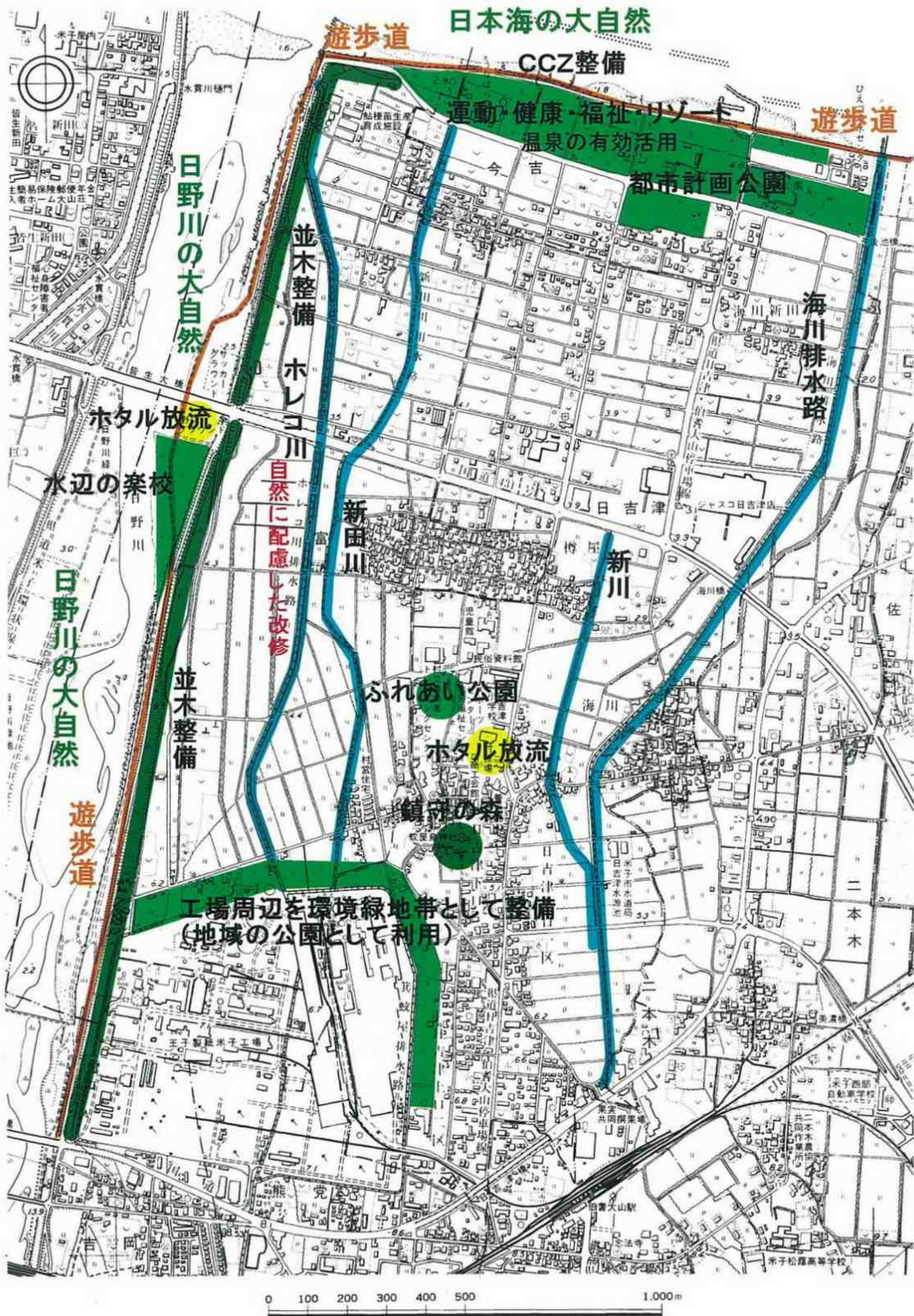


図 7 自然、観光、公園、温泉計画図

2. 農地保全、農業振興、荒廃地対策

(1). 農地保全

日吉津村の農業振興地域は「日吉津農業振興地域整備計画」で定められており、平成 17 年度現在の農業振興地域は図 8 に示すとおり、黄色の区域の農振農用地区域、斜線部分の農振その他区域に区分されている。農業振興地域の見直しは5年に1度行われており、平成 18 年度に見直しを行う予定となっている。

農地を保全していく上で、問題となるのが、農地の虫食いの開発である。特に、分家住宅として開発する場合は、農地を交換して、宅地を集約(誘導)する制度はあるが、機能していないのが現状である。さらに農振農用地であっても一定の要件を満たせば、申請者が希望する農地を宅地へ開発することが可能となる。

分家住宅に限らず、開発地に隣接した農地では、農薬散布、肥料散布、耕うん等の農作業の際に、騒音、臭気、農薬や埃の飛散等により、開発地に迷惑がかかるため、農作業が思うようにできなくなったり、開発地と農地との間でトラブルが発生したりする。このため、農作業の方法自体を変更するなど、農業がしづらくなるという問題が発生している。

また、幹線道路である国道 431 号の沿道が沿道サービス施設等へ開発され、国道 431 号及びその周辺地域の交通量が増加し、トラクター等の農耕車両での移動(国道 431 号の横断等)が大変となり、場合によっては、耕作する農地の近くに農地を転用して農業用倉庫を建てるなどの例がある。

農地を保全(農業振興を含めて)する上では、開発地と農地の混在化は避け、明確な区分けが必要である。現行制度のままでは、農地の虫食いの開発に歯止めがかからないため、制度を強化して、例えば分家住宅であっても農振農用地は転用許可をしない(農振解除しない)こととし、土地の交換、誘導を行い、宅地は宅地、農地は農地で区分を明確にしていく必要がある。

(2). 農業振興

1). 日吉津村の農業の現状

近年の農業を取り巻く状況は、高齢化等による労働力不足、農地の遊休化、生產品価格の低迷による採算性の悪化等、極めて厳しい情勢にある。

日吉津村の農業を取り巻く状況は、平成 17 年の農林業センサスによると、専業農家はわずか 15 戸(8.9%)、第 1 種兼業農家 13 戸(7.8%)、第 2 種兼業農家 140 戸(83.3%)となつて

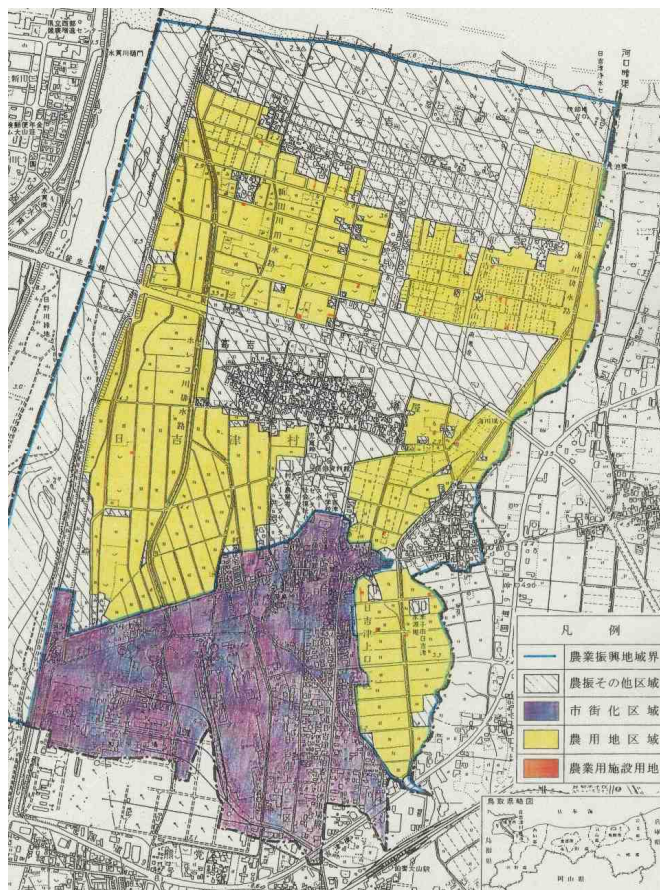


図 8 農振図

いる。最近の経済の高度成長により、農業依存だけでは文化的な生活から離脱する情勢にあるため、現金収入を求めて、第2種兼業農家の比率が高い傾向となっている。また農家数、農家人口、経営耕地面積については、年々減少傾向にあり、特に農家数については、昭和55年の300戸から平成17年の222戸に25年間で26%減少している。また経営規模では1ha未満の小規模農家が8割を占めている⁷⁾。このように日吉津村の農業は大多数が小規模な第2種兼業農家であるといえる。

2) 農地の大区画化、集約化及び担い手の育成

小規模な農家であっても農業機械は一通り必要であるが、稼働率は低くなる。また土日農業が多いため、機械は作業効率の高い大型化(高価)が進み、さらに非効率、不経済となる。

日吉津村の農地の大半は、1区画が10a程度と区画が小さく作業効率が悪い。ただし日吉津村は平坦地であり、各圃場間の高低差が少なく畦畔を撤去すれば、農地の大区画化は比較的容易である。このため、区画を大きくして作業性の効率化及び農地の集約化を図る必要がある。農地の大区画化、集約化には土地所有者の理解、協力が前提となるが、農業振興のためには政策的に進める必要がある。

農業振興のために、農業の担い手の育成も必要となる。この手法として、個人の担い手育成、農業法人等の組織化、建設業の農業参入等が考えられる。人材的には、近々、団塊の世代が大量に退職する時代が到来するので、この団塊の世代を農業の担い手とする方法も有効である。

(3) 荒廃地対策

平成17年での日吉津村内の農地面積は146.9haで、その内荒廃地の面積は7.3haと農地面積に占める荒廃地面積の割合は5.0%であり、鳥取県平均の13.6%に比較して低いものの、この割合は年々増加傾向にあり⁷⁾、荒廃地の減少、解消が課題となっている。

荒廃地の対策としては、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定に基づき、市町村が農用地利用集積計画を定め、利用権設定等促進事業により、利用権を設定して農地の集約化が進められている。また、現在、罰則金制度の導入が検討されている。荒廃地の所有者から罰則金を徴収して、それを使用して荒廃地を維持管理するものである。

これらの対策の他に、地域で管理可能な荒廃地には花を植えるなど、地域活動(地域づくり)と景観保全とあわせて行う方法、行政やJA等が主体となって荒廃地を家庭菜園(一坪農園)として、非農家へ貸し出す方法などが考えられる。また今吉地区の海岸付近の荒廃地は、防潮保安林に隣接しており、松等を植林し、防風林として利用する方法も有効である。農地への植林は農地法上、問題となるが今後の荒廃地対策の一手法として有効と考えられるため検討すべきである。

(4) 農地として保全、農業振興を図る区域

今後も農地として保全し、農業振興を図る区域は、図9に示すとおり、「日吉津農業振興地域整備計画」で定められた農振農用地区域から、後述の「開発」で設定する区域を除いた区域とする。ただし、国道431号北側の農道3号線と村道4号線間の赤色の区域は、農業振興を図る区域とするが、国道431号に面した商業施設が一体的な施設として大規模な開発を行う場合には開発可能な区域とする。同様に、村南部に位置する灰色の区域

についても、農業振興を図る区域とするが、パークアンドライドとして利用価値の高いJR伯耆大山駅の北口が整備された場合には、農業以外の利用を検討する区域とする。

(5) 農地保全、農業振興、荒廃地対策のまとめ

農地保全、農業振興、荒廃地対策のまとめを図 9 に示す。

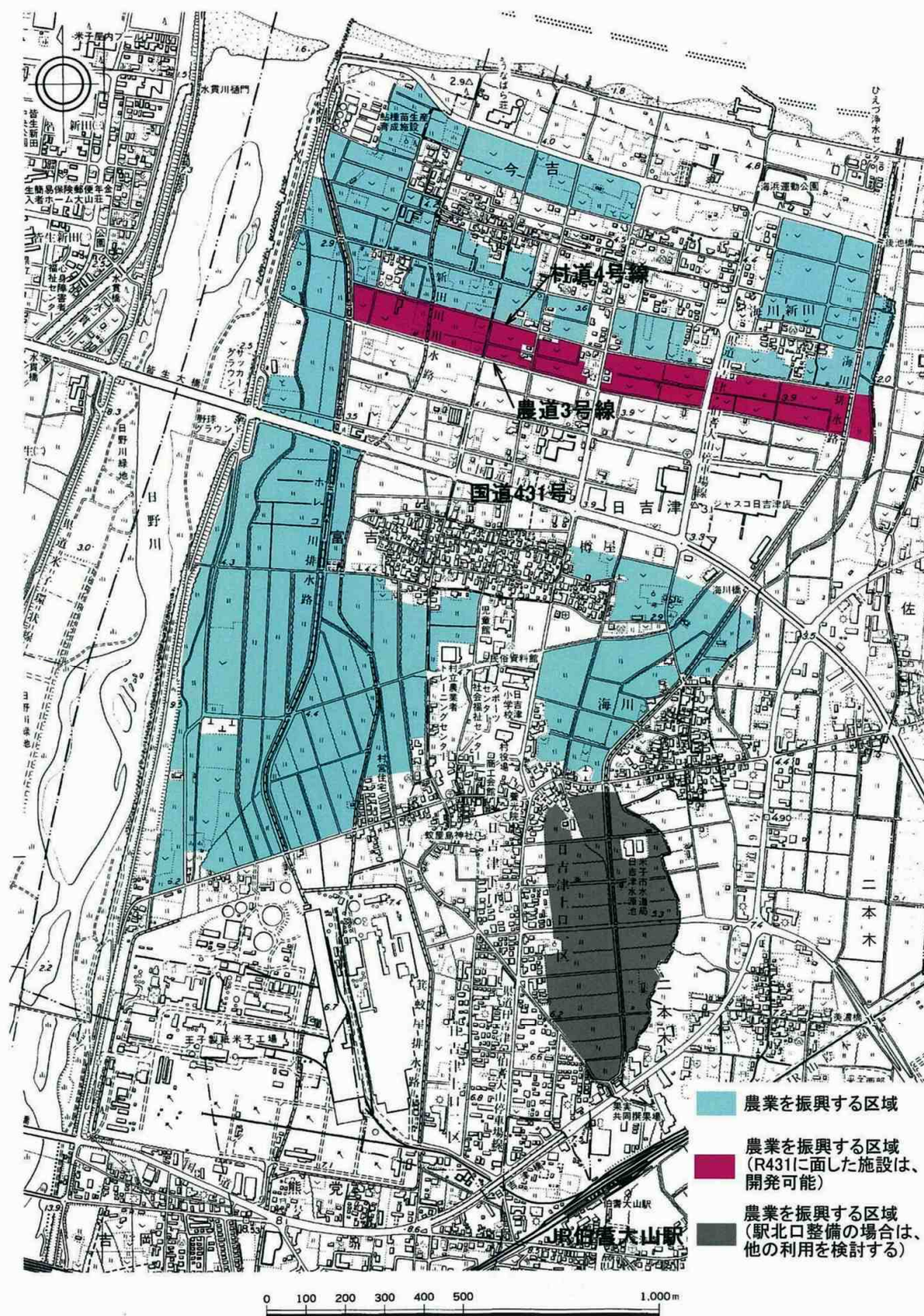


図 9 農業振興計画図

3. 道路

道路は、一般的に生活や経済、社会活動を支える最も基礎的な社会基盤であり、クルマ社会が定着している現代社会において、交通渋滞、交通安全、沿道環境等の対策が重要である。

土地利用計画の中での道路計画は、特に安心、安全な生活の確保、利便性や快適性の確保、経済活動の発展、災害に対して安全で信頼性の高い道路網の構築等が必要である。

日吉津村の主要な幹線道路は国道 431 号及び同 9 号を中心とし、村内各地を連絡する県道日吉津伯耆大山停車場線や主要な村道で構成されている。しかしながら、日吉津村がおかれている地理的条件や周辺地域の道路網の構成から、村内の国道に交通が集中し、慢性的な交通容量の不足を招いている。このため幹線道路については、円滑な道路ネットワークの形成を図り、機能分担、交通容量の確保が必要な状況である。

道路を計画する上では、広域的な幹線道路、幹線道路を補完する目的の補助幹線道路、これら以外のその他道路に区分して計画した。

なお、道路計画のまとめは p18 の図 42 に示し、本文中の路線番号等は、図 42 の路線番号である。

(1) 幹線道路

日吉津村内の主要な幹線道路は、国道 431 号及び同 9 号であるが、鳥取県西部地区の市街地近郊で一級河川日野川を横断している幹線道路は、国道 431 号、国道 9 号、国道 9 号バイパスの 3 路線と少なく、慢性的な交通容量の不足を招いている。このため、新たに日野川を横断する広域的な幹線道路の整備の必要性が高い。は、主要地方道米子大山線の国道 9 号交差点から、日吉津村の市街化区域を通過して日野川を横断し、米子市上福原、東福原、西福原地内を経由し、卸団地に連絡する仮称「米子大山線」である。この路線は米子市の流通の拠点である流通団地と卸団地を結び、さらに国道 431 号皆生大橋と国道 9 号新日野橋とのほぼ中間地点で日野川を横断することから、幹線道路の交通量の分散化を図る効果が大きいと見られ、早急な整備が望まれる。

は、国道 431 号皆生大橋東詰から北進(村道日野川右岸堤線)、さらに海岸沿いに東進(村道温泉線及び米子市道西原佐陀線)し、米子市役所淀江支所付近の国道 9 号に接続する道路である。この路線は交通混雑の激しい国道 431 号及び同 9 号米子市淀江町地内の迂回道路として近年交通量が増加している。ただし村道日野川右岸堤線は、車道が 2 車線確保されているものの、車道の幅が狭く、歩道がないため、「1. (1). 4. 日野川堤防の並木」で述べた並木整備とあわせた道路整備が必要である。また図 40 に示すように、村道温泉線の米子市との境界付近の後池橋が未整備のため、車道は 1 車線、大型車両の通行が不可、さらに後池橋の前後は急激な縦断勾配のため交通安全上大変危険であり、早期の整備が必要である。

は、JR 伯耆大山駅北口と国道 431 号、さらに海岸に接続する仮称「新日吉津伯



図 40 後池橋

「齋大山停車場線」である。JR 伯耆大山駅は、パークアンドライドとしての利用価値が高いが、駅利用者は、駅へのアクセスが不便な南口を利用しているのが現状である。このため、駅北口の整備とともに、本路線を整備することにより、JR 伯耆大山駅へのアクセスが向上する。また国道 431 号ジャスコ日吉津ショッピングセンター付近の交通の分散化が図られ、交通混雑の解消に役立つものである。

(2). 補助幹線道路

幹線道路を補完する目的の補助幹線道路の計画は次のとおりである。

は、県道日吉津伯耆大山停車場線の第 1 種住居地域内で住宅が密集しているため、車道が 2 車線未確保の上、歩道が 1m 弱と狭い状況である。本路線は通学路であることから早期の拡幅が必要である。また本路線の国道 9 号日吉津橋高架下は、で述べるように何らかの安全対策を講じる必要がある。

は、村道 2 号線で、国道 431 号沿道の商業区域内の裏側道路として、休日等は大変混雑しており、後述する「開発」での国道 431 号北側の商業区域のメインストリートとして整備が必要である。なお、本路線の東側は米子市地内であるため、本路線の整備にあたっては、米子市との調整が必要である。

は、村道富吉線で、国道 431 号沿道の商業区域からの接続及び の村道温泉線と国道 431 号とのアクセス道路として、車道 2 車線と歩道の整備が必要である。

は、村道環状線である。王子製紙(株)米子工場では RPF (Refuse Paper & Plastic Fuel : 再生困難な古紙及び廃プラスチックを原料とした高カロリーの固形燃料) ボイラー設備の新設稼働に伴って、工場への搬入、搬出車両が急増しており、今後も増加が見込まれている。現在、工場と国道 9 号とをアクセスしている道路は、交通容量が不足している。またアクセス道路が国道 9 号にタッチする国道 9 号日吉津橋高架下は、通学路となっている県道や米子市道などと複雑な形状で交差しているため交通安全上、大変危険な状況であり、以前から村民及び関係者から安全確保の要望が出ている。このため、村道環状線を拡幅して工場から国道 431 号へのアクセスを行い、交通量の分散化を図る必要がある。さらに日野川右岸堤防(村道旧国道線)に接続して、国道 431 号と同 9 号のアクセス道路とする。

(3). その他道路

その他道路は、生活関連の防災道路や、事業所等の誘致のための道路として位置付けして計画するものである。

は、村道富吉下場線、 は、村道富吉南線であり、富吉地区の北と南に位置し、東西に延びている。 は、村道富吉線で富吉地区内を南北に貫いている。富吉地区は古くからの住宅密集地であり、地区内の道路は幅員が狭い上に、クランクなど複雑な形状であるため、車両のすれ違いや緊急車両の進入も困難(図 -11 参照)な地区である。このため、これら 3 路線を富吉地区の防災道路として位置付けて、幅員 6m 程度に拡幅する。



図 -11 村道富吉線

は、村道宮川北線で、小学校、保育所、中央公民館、社会福祉センター等、日吉津村の公共施設が集中している区域を通過する道路であり、公共施設が密集している区間は車道2車線と両側歩道付に改良されているが、その他の区間は車両のすれ違いが出来ない状況である。しかし子どもや高齢者など交通弱者の利用の多い公共施設が集中しているため、通過交通量の増加と走行速度のアップは交通安全上好ましくない。このため未改良区間の整備にあたっては、交通安全対策を重視して、1.5車線区間の採用、幹線道路への接続方法、道路の線形などの工法を検討する必要がある。

は、日吉津上口2区の準工業地域、工業地域内の東西を連絡する防災道路として位置付けるものである。この地区は市街化区域であるが、これまで土地区画整理事業が実施されておらず、南北に延びる県道を結ぶ東西の道路については、接続箇所が少なく、また複雑な配置となっているため計画するものである。

は、村道竹里松江免線で、市街化区域の工業地域内を箕蚊屋排水路沿いに南北に連絡している路線であるが、幅員が狭く車両のすれ違いが困難な状況であるため、工業地域内には未活用の土地(農地)が多く残されており、新規事業所の誘致や既存事業所の交通の利便性向上のために必要である。また、「1.1.3.公園」で述べた環境緑地帯での遊歩道としても活用する。

(4) 道路のまとめ

道路のまとめを図 12 に示す。

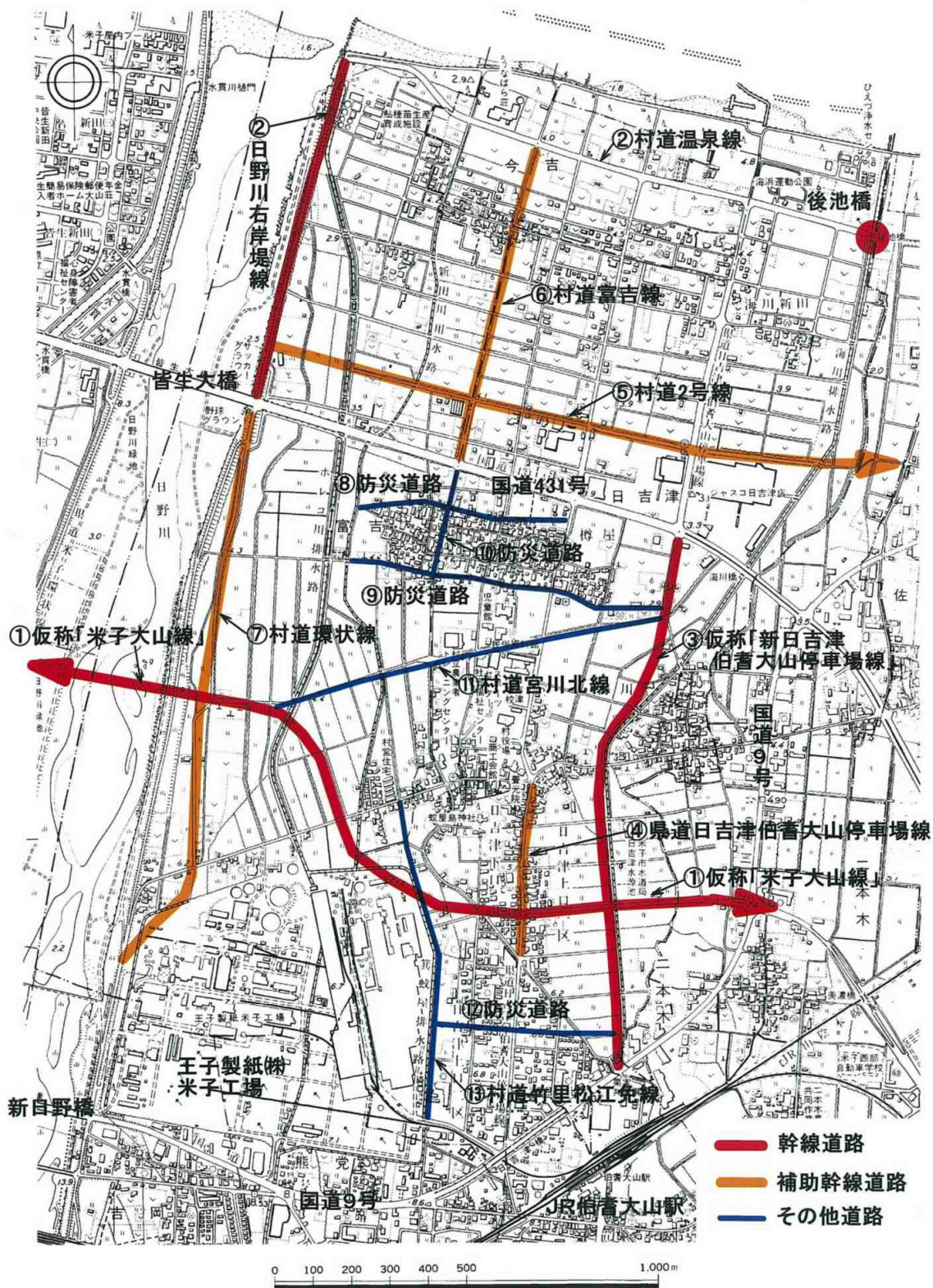


図 -12 道路計画図

4. 開発

(1). 開発の現状と課題

前述のとおり、日吉津村の都市計画は「都市計画法」に基づき、日吉津村全域が都市計画区域となっており、市街化区域、市街化調整区域に区分されている。また、「農業振興地域の整備に関する法律」により、都市計画で決定された市街化調整区域は農業振興地域となっている。この2法により、これまで日吉津村内の乱開発(無秩序な開発)を防ぐことが出来てきた。しかし、近年の日吉津村を取り巻く状況、社会が求める土地利用は、上記2法による規制と必ずしも一致していないのが現状である。

1). 市街化区域

日吉津村の南部に位置する市街化区域については、第1種住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の4種類の用途地域に区分(p2、図 4 参照)されており、工業専用地域は王子製紙(株)米子工場が全域を占めている。王子製紙周辺の東側と北側の工業地域に未開発(農地)の土地を残しているものの、第1種住居地域、準工業地域のほとんどは、宅地、事業所等で開発されている。このように、市街化区域については、工業地域の未開発の土地の有効活用が必要である。

2). 市街化調整区域

日吉津村の中央部から北部にかけての市街化調整区域は、全域が農業振興地域と重複している。市街化調整区域は昭和47年に決定され、農業振興地域は昭和48年に指定され(p1、表 4 参照)、区域の変更等がないまま30年以上が経過して現在に至っている。

市街化調整区域内は、昭和60年に国道431号が村の中央部を東西に貫通し、平成5年に中国横断米子自動車道が全線開通したことにより、国道431号の交通量が増加した。このため国道431号沿道には、沿道サービス施設の出店が進んだ(図 43 参照)。さらに平成11年には、国道431号北側に郊外型の大型ショッピングセンター(ジャスコ)が開店した。開店当時は山陰地方で最大の売場面積であった大型ショッピングセンターの開店により、国道431号沿道への各種商業施設の出店希望が増加している。しかし都市計画法と農地法により出店可能(日用利便施設、沿道サービス施設、開発審査会の議を経たもの等⁸⁾)な業種等の制約があり、許可案件を満たさない商業施設は出店できず、無秩序な開発が抑制されている。

このように、市街化調整区域でありながら、特に国道431号沿道では、各種商業施設としての開発要望が強く、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律の趣旨と、社会が求めるニーズには乖離が生じている。したがって今後は優良な農地を維持していく一方で、適度な開発をいかに行うか、そのバランスをとりながら、国道431号沿道は商業区域として均衡ある開発が求められている。

3). 開発にあたっての留意事項

日吉津村は、平成15年11月に実施された「合併の是非を問う住民投票」の結果を踏まえて単独存続を決定した。長引く景気の低迷により村財政が悪化していることから、単独



図 43 国道431号の沿道サービス施設

村制を維持発展する上で、新たな財源を求めて村財政の安定を図ると同時に、雇用の創出による若者への就業機会の確保や、村民の日常生活の利便性が向上し、定住化の促進を図る必要がある。一方で、無秩序な開発により自然環境、景観、生活環境、営農環境等への悪影響が生じて、村民が暮らしにくくならないように適正な開発を行う必要がある。

なお、開発計画のまとめは p26、図 22 に示し、本文中の番号等は開発計画図中の番号である。

(2). 海岸部

日吉津村北部の海岸付近に位置するの区域は、「1.自然、観光、公園、温泉」で述べたとおり、CCZ整備計画、都市計画公園の区域となっており、海浜運動公園、日吉津温泉「うなばら荘」、観光漁業センター、福祉施設などがある。この区域はアウトドアレクリエーションの拠点、村民の憩いの場、自然とのふれあいの場となるなど、良好な自然環境に恵まれているため、運動、健康、福祉、リゾートのエリアとして、活用を図る区域とする。

(3). 住宅地の整備

日吉津村南部に位置する市街化区域内の状況は次のとおりである。住宅地としての利用が適している第一種住居区域のほとんどは宅地開発されている。また住宅建築は可能であるが、主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する準工業地域についても、ほぼ全域が住宅や事業所等で開発されている。工業地域については、未利用の土地(農地)がかなり残っているものの、工場を建築する区域であり、住宅は建築可能であるが住宅地としては不向きな区域である。工業専用地域は全域を王子製紙株米子工場が占めている。このように、市街化区域内で住宅地として開発可能な土地は少ない状況である。

日吉津村北部に位置するの今吉土地区画整理区域は、集落地区計画、集落地区整備計画を定めて、敷地面積、建築物の建ぺい率、用途、高さ、壁面位置などを制限(図 14 参照)して、緑豊かでゆとりと潤いのある良好な住宅環境を創出し、低層住宅の誘導を図る区域としている。また今吉土地区画整理事業は、国土交通省と農林水産省との共管法である集落地域整備法に基づく土地区画整理事業として、全国で最初に換地処分を行った地区である⁹⁾。

今吉土地区画整理区域は、面積が 14.1ha で、平成 8 年度から建築が始まり、平成 16 年度末で 9 年が経過し、区域内の新規人口は 390 人、新規戸数は 129 戸となっている¹⁰⁾。本土地区区画整理事業の実施により、

日吉津村の人口に与えた影響について考察するため、昭和 57 年度末以降における日吉津村の住民基本台帳人口の推移を図 15 に示す。

土地区画整理事業実施前は、昭和 63 年度末の人口 2,936 人をピークに、それ以降は平成 9 年度末まで若干の減少傾向を示していたが、平成 11 年度頃から土地区画整理区域の新規人口の増加により、日



図 14 集落地区整備計画のイメージ

吉津村全体の人口が増加傾向となった。平成 12 年度末には、人口 3,000 人を超えたものの、平成 14 年度末をピークに近年は人口が減少傾向を示し、その減少率は、対前年度比で 1%/年程度である。

これは、土地区画整理区域を除いた市街化調整区域と市街化区域の人口が、対前年度比で 1.5～1.6%/年程度減少していること、また近年土地区画整理区域内の新規住宅の建築が低調となり、新規人口の増加が少

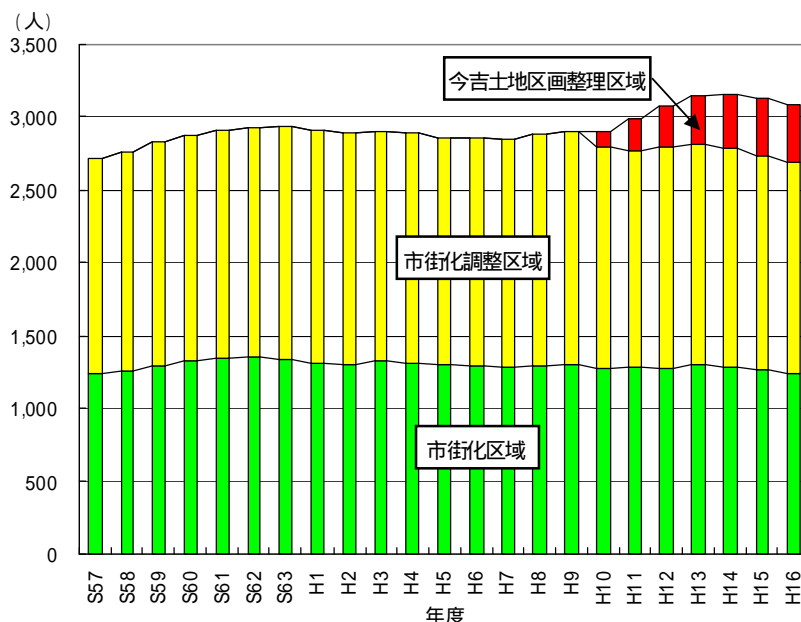


図 -15 日吉津村の人口推移(住民基本台帳)¹⁰⁾

なくなつたためと考えられる。しかし土地区画整理事業の実施により、実施前に比較して日吉津村の人口増加に大きく貢献したと言える。

今吉土地区画整理区域内の平成 16 年度末の建築化率（建築済宅地面積を建築可能宅地面積で除した値）については、43.6%であり^{9、11)}、建築開始から 9 年経過したものの建築可能な宅地面積の半分以上が宅地化されていない状況である。このことから今吉土地区画整理区域内には、400 人、130 戸程度の建築可能な宅地が残されているため、新規の住宅は、今吉土地区画整理に誘導して住宅開発を促進する必要がある。

したがって、今吉土地区画整理区域のように大規模な住宅地の整備計画は、当面見送り、今後の宅地需要の動向から将来的に検討することとする。

このような中で、「3.(3).その他道路」で計画したように、富吉地区は古くからの住宅密集地であり、地区内の道路は幅員が狭く、また複雑な形状のため、緊急車両の進入が困難な状況である。このため、地区内の道路を防災道路として位置付けて拡幅することとしている。拡幅により住宅の移転が必要となるが、富吉地区は古くからの地縁関係が深いため、遠くに移転した場合には自治会が変わることとなり、これには抵抗を感じる村民が少なくない。この区域は、農地であるが既に宅地が散在しており、富吉地区の住宅密集地に隣接しているため、道路拡幅事業の住宅移転先、及び農家住宅や分家住宅等の住宅用地としての区域とする。

(4).商業区域

商業区域としては、前述のように、国道 431 号沿道(図 -16 参照)へ各種商業施設の出店希望が増加している状況である。この区域は、市街化調整区域であり、農業振興地域でもあることから、これまで無秩序な開発が抑制されてきた。また開発にあたっては、無秩序な開発により、自然環境、景観、生活環境、営農環境等へ悪影響が生じて、村民が暮らしにくくならないように、適正な開発を行う必要がある。

特に業種によっては、村民の暮らしにとって様々な支障を生じさせる施設がある。このため日吉津村では、日吉津村環境保全に関する条例(昭和 60 年条例第 14 号)により、旅館



図 -16 国道431号沿道の現況(平成15年2月)

業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項から第4項までに規定する旅館を営もうとする者、また風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を目的とする建造物を建築しようとする者並びに青少年に対し悪影響を与えると認められる図書、玩具類等の展示、販売行為並びに興行等の設置をしようとする者は、あらかじめ村長に協議し、同意を得なければならないこととなっている。本条例の適用を受ける具体的な施設は、ホテル、旅館、簡易宿泊所、キャバレー、客に接待をして客に遊興や飲食させる施設、ナイトクラブ、ダンスホール、一定条件の喫茶店やバー、麻雀屋、パチンコ屋、ゲームセンター等である。これらの施設は、日吉津村の同意がなければ出店が困難である。

商業施設として開発する場合は、国道431号に面した土地のみの開発ではなく、できるだけ奥行きの有効活用を図る必要がある。現在でも開発された土地に隣接した農地(図-17参照)では、営農条件が悪化して、営農に支障をきたしていることから、最小限の開発として道路と道路の間は一体で開発し、農地と商業地の混在化を避ける必要がある。また、土地所有者の意向次第では、土地区画整理事業の実施が有効な手法と考えられる。

景観保全の面では、国道431号を東方向に進む際に、進行方向に西日本一を誇る国立公園大山の雄姿を望むことができる(図-18参照)。この良好な景観を保全するために、鳥取県では国道431号等の電線類等(占用物件)の空中横断を禁止している。また、住宅以外の開発の際には、都市計画法



図 -17 開発地に隣接する農地

第 33 条第 2 項の規定により、植栽などの確保を一定面積以上(例：開発区域の面積が 0.3ha 以上 5ha 未満の場合は、開発区域の面積の 3%以上)義務付けられている。国道 431 号の米子市地内には、ケヤキ並木の区間があり、「緑のトンネル」を形成し、住民やドライバーから大変好評を得ている。一方では落葉、鳥のフンなど、維持管理上の問題も発生している状況である。



図 -18 国道 431 号からの景観

国道 431 号の日吉津村地内では、中央分離帯にわずかに低木が植栽されている程度で緑が少ない状況であり、景観向上(保全)のために、開発する場合は都市計画法で義務付けのない 0.3ha 未満の開発への植栽の義務付けや、前面道路付近への植栽の配置を義務付ける必要がある。また大山の雄姿を望む恵まれた景観を保全していくために、前面道路付近への高木の植栽は行わないように規制し、逆に前面道路付近以外には高木植栽を義務付けるなどが必要である。



図 -19 違法看板

景観保全の面で、障害となっているものの一つに違法看板がある。看板は良好な景観保全等のために、屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)で規制されている。しかし、国道 431 号沿道には、無届けで設置された違法看板(図 -19 参照)が多くあり、せっかくの景観を台無しにしている状況である。このため、違法看板の撤去等の強化が必要である。また、さらなる景観保全のために、看板の高さ制限の強化も必要である。

このような諸問題に対処するためには、従来の法制度では限界がある。このため自治体独自の取組みにより、住民の意向を反映して地域の実情に即したきめ細かい条例や土地利用協定などの制度を制定して、土地利用の規制や誘導を図っている事例^{13、14)}が増加している。日吉津村においても、村民の暮らしを第一に考えて、これらの制度の導入を検討する必要がある。

これらのことを前提に、商業区域をブロックに分けて計画することとする。

1). 国道 431 号～村道 2 号線の区域

の国道 431 号北側の村道 2 号線までの区域は商業区域とする。この区域は商業施設としての利用価値が非常に高く、各種商業施設からの出店希望が多い区域であり、積極的に商業施設を集積する区域とする。

2). 村道 2 号線～農道 3 号線の区域

村道 2 号線は、道路計画で国道 431 号北側商業区域のメインストリートとして拡幅する計画である。この村道 2 号線の北側で農道 3 号線までの区域は、現在は大部分が農地であるが商業区域とする。この区域の開発の条件としては、村道 2 号線に面した開発は認めることとし、農道 3 号線のみを前面道路とした開発は認めない区域とする。これは開発

により農道3号線の通行車両の増加により、農道3号線から北側の農地の営農に支障をきたす可能性があるため、農道3号線を商業地と農地を分離する道路として位置付けるものとする。村道2号線と農道3号線の両方に面する一体的な開発の場合には、開発事業者に対して農道3号線を拡幅するなど義務付け、農道3号線から北側の農地の営農に支障をきたさないよう対策する必要がある。

3). 農道3号線～村道4号線の区域

の区域は、農道3号線から村道4号線までの区域で、「2.(4).農地として保全、農業振興を図る区域」で述べたとおり、基本的に農業振興を図る区域とするが、国道431号に面した商業施設が一体的な施設として大規模な開発を行う場合には開発可能な区域とする。ただし、開発に当たっては隣接する農地の営農環境が悪化しないように、ある程度まとまった一団の区域を設定して開発しなければならないこととする。

4). 国道431号南側の区域

の区域は、国道431号の南側の区域で、現状は交差点付近に飲食店、医療施設が開発されている程度である。国道431号から50～150m南側には、富吉集落と樽屋集落の住宅密集地があるため、国道431号南側の商業区域は奥行きを50m程度とする。また商業施設として開発する場合は、居住環境や営農環境等が悪化しないように、これらの区域を分断できる道路(裏道)等の整備を開発事業者義務付けることとする。

(5). 工業区域

の区域は、市街化区域内の工業地域であり、王子製紙(株)米子工場の東側と北側に位置し、未開発(農地)の土地が多く残っている。この区域は「1.(3).公園」で、環境緑地帯を整備して、地域の公園や防災公園として利用することとしており、また工業地域であることから新規の事業所、工場等の誘致を図る区域とする。

(6). JR伯耆大山駅北口の整備

JR伯耆大山駅は、山陰本線と伯備線の分岐点であり、パークアンドライドとして利用価値が高く、平成16年10月以降は伯備線の特急列車が停車(特急15往復の内、岡山方面の上りは午前の5本、松江方面の下りは19:00以降の5本が停車)するようになり、駐車場が無料であることから駅利用者が増加している。しかし駅利用者は、駅へのアクセスが複雑で不便な南口を利用(図20参照)しているのが現状である。このため、駅北口に、駐車場と駅への歩道橋を整備して駅にアクセスできれば、国道9号から駅へのアクセスが容易となり、駅利用者の増加が見込まれ、さらに駅北口周辺は商業区域等としての利用価値が向上するものと考えられる。

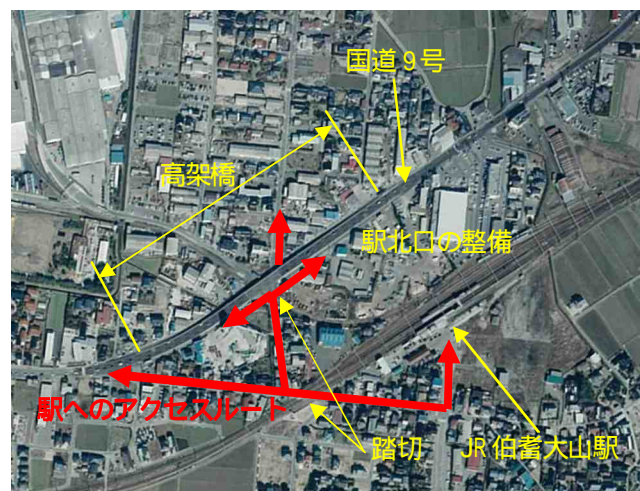


図 20 JR伯耆大山駅周辺

(7). JR 伯耆大山駅北口の整備にあわせた開発区域

の区域は、「 2.(4).農地として保全、農業振興を図る区域」で述べたとおり、基本的に農業振興を図る区域とするが、将来的に JR 伯耆大山駅北口が整備された場合には、商業区域や住宅区域などの農業以外の利用方法を検討していく区域とする。

(8). 下水道の整備

下水道整備は生活環境の改善、公共用水域の水質保全などを目的に行われており、日吉津村は公共下水道の整備により、下水道計画区域内は下水道が完備され、平成 16 年度末の水洗化率は 96%程度となっている¹⁰⁾。

公共下水道の計画区域は、図 21 に示すとおり、今吉土地整理区域の人口増加、国道 431 号沿道などの商業施設の増加等に対応するために、平成 9 年度に全体計画の見直しを行った。市街化区域については工業専用地域を除いた全域が下水道計画区域となっている。しかし市街化調整区域については、全体計画の見直し時点での既存宅地、既存開発区域及び開発計画が見込まれる区域を下水道計画区域としているため、国道 431 号沿道の一部区域は、下水道計画区域に含まれていない¹⁴⁾。このため、下水道計画区域外に開発された施設は、個別に合併処理浄化槽を設置して汚水処理を行っており、合併処理浄化槽から排出される処理水が、流量の少ない水路など周辺地域の環境に悪影響を及ぼす可能性がある。

したがって開発を検討するに当たっては、下水道計画の見直しが必要である。下水道計画区域は、下水道での集合処理、大規模な合併処理浄化槽など、経済性、維持管理性、財政状況などを検討の上、適切な下水道計画区域の設定が必要である。また下水道計画区域の拡大に伴い、下水処理施設の増設も必要となる。下水処理施設の用地は、維持管理性や将来の処理施設の更新を考慮して、 21 に示す既存下水処理施設の西側に隣接した多目的広場の場所とする。

(9). 開発のまとめ

開発のまとめを図 22 に示す。

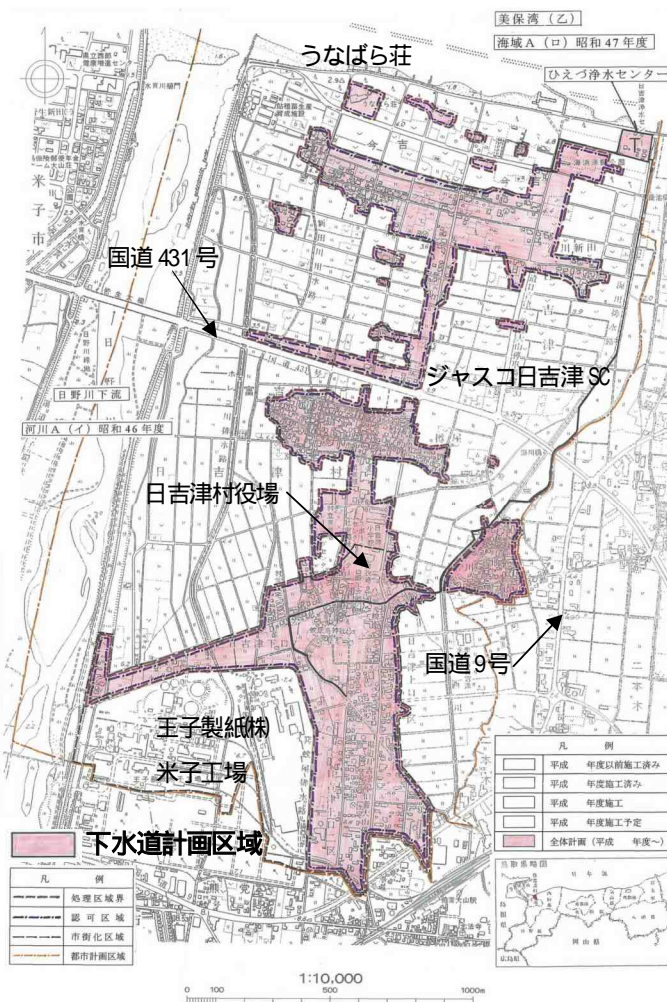


図 21 下水道計画区域図

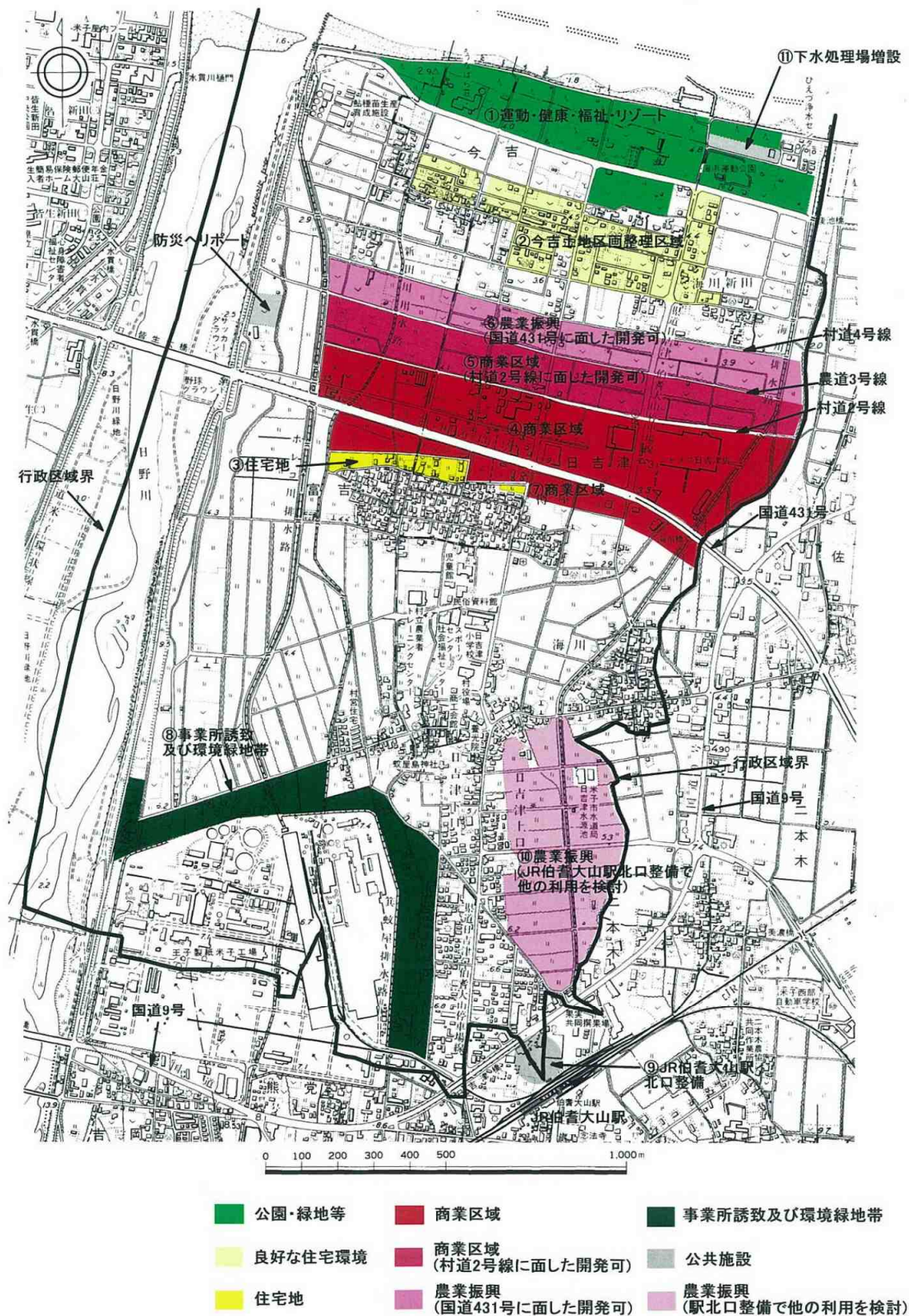


図 22 開発計画図

5. 防災

(1). 過去の災害

日吉津村で発生した過去の災害の概要は次のとおりである。

日吉津村は、一級河川である日野川の下流東岸一体の平坦地で、箕蚊屋平野の末端に位置するため、箕蚊屋平野流域の降雨が、農業用排水路であるホレコ川、海川排水路に集中し、降雨時に水害が発生することがあったが、両排水路の改修により、近年は水害の発生がなくなってきている。また過去に発生した大きな水害は、日野川の洪水によるものがほとんどである。明治以降に発生した主な水害は4回あり、大きな被害を受けた。現在は日野川の河川改修が完了して、日野川の決壊による水害の発生は、昭和9年以降は起きていない¹⁵⁾。

海岸について、日吉津村の海岸は皆生海岸の一部であり、明治初期から大正にかけて、日野川上流域で行われていた「かなな流し」によって、大量の土砂が流れ出していたので皆生海岸全域で砂浜が沖合まで広がっていた。しかし、「かなな流し」が行われなくなったため、波浪による侵食が始まり、皆生温泉付近では最大で、約300mも海岸線が後退したと言われている¹⁶⁾。このように砂浜の侵食が進んだことから、浸食防止を図るために、国土交通省直轄による緩傾斜護岸及び離岸堤の設置を行い、現在は少しずつ砂浜が復元してきている。

地震災害については、平成12年10月に発生した鳥取西部地震（震度6弱）が記憶に新しく、村内各地で液状化現象が発生(図23参照)し、住宅の被害は、全壊1棟、半壊12棟、一部破損173棟であった。また農業用施設、土木施設、公共建築物等に大きな被害を及ぼしたものの、幸いにも人的被害は発生しなかった¹⁷⁾。

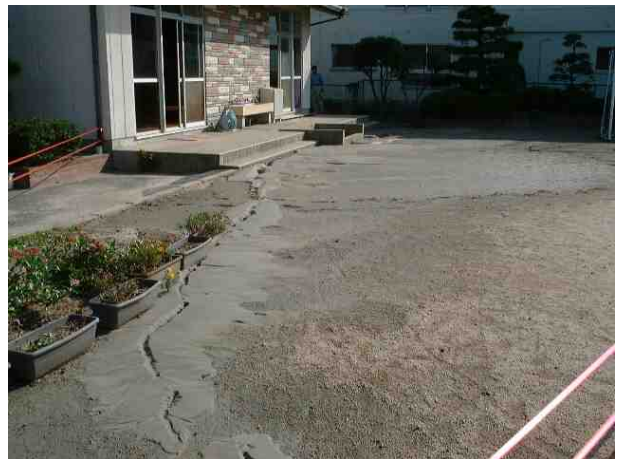


図 23 液状化現象(日吉津村立児童館)

(2). 日吉津村の防災

日吉津村の防災については、「日吉津村地域防災計画」(平成8年3月制定)に基づき防災対策が図られている。また「米子市・日吉津村洪水ハザードマップ」(平成13年4月策定)では、洪水による浸水範囲とその程度、各地区の避難施設、また津波浸水予測が示されている。

施設面では、災害時の拠点となる防災ヘリポート(p26、図22参照)の整備が、日野川右岸の国道431号北側に、国土交通省直轄により計画されている。なお、平常時は防災ヘリポートを村民の憩いの場やグラウンドとして利用する計画である。

平成12年に発生した鳥取西部地震では、大きな被害を受けたものの、時間の経過とともにその記憶も薄れ、防災に対する村民の意識低下が危惧されているため、防災に対する意識の高揚が必要である。

(3).防災面での土地利用計画

1).幅員 4m 未満道路の解消

防災面からの土地利用計画では、第一に道路幅員の狭さが問題である。特に富吉等の古くからの集落内は幅員 4m 未満の狭隘な道路が多く、緊急車両の進入が困難な状況である。地元からの道路拡幅の要望もあるが、住宅が密集しており、建物移転補償費が膨大となるため、財政的にも早期の道路拡幅は困難な状況である。建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 2 項では、幅員 4m 未満の道路に面して建物等を建築する場合は、道路の中心線から 2m 後退(セットバック)しなければならない。しかし、建物は後退して建築しても、塀などは旧来のままの場合や塀のみの更新の場合には、建築確認の申請が不要であるため、実際には後退することが守られていない場合が多く、幅員 4m 未満の道路の解消が進んでいない。

将来的に幅員 4m 未満の道路の解消のためには、後退を徹底する強力な指導やルールづくりが急務である。

2).防災道路の整備

防災道路についての計画は、「 3.(3).その他道路」の述べたとおりである。

古くからの集落内は住宅が密集しており、早期の道路拡幅は困難な状況である。このため、集落内に比較して拡幅が容易な集落の外周の道路を防災道路として位置付けて整備を進めることとする。

次に日吉津上 2 区は、市街化区域となった昭和 40 年代以降に市街化が進んだ。しかし土地区画整理事業は実施されておらず、生活基盤でもあり防災面からも重要な道路施設や公園施設等の整備が不十分である。南北に延びる県道日吉津伯耆大山停車場線の整備は進んだが、県道に接続する東西の道路については、接続箇所が少なく、また複雑な配置となっているため、緊急車両の到着が遅れるなどの問題が発生している。このため日吉津上 2 区においては、東西を結ぶ防災道路の整備が必要である。

3).火災時の水利確保

火災時には、防火用水の確保が必要となる。村内には水道消火栓が多く配置されているものの、同時に複数の水道消火栓を使用することは水圧が低下するため困難である。防火用水確保のためには、掘抜式消火栓の利用や自然水利の利用が重要である。

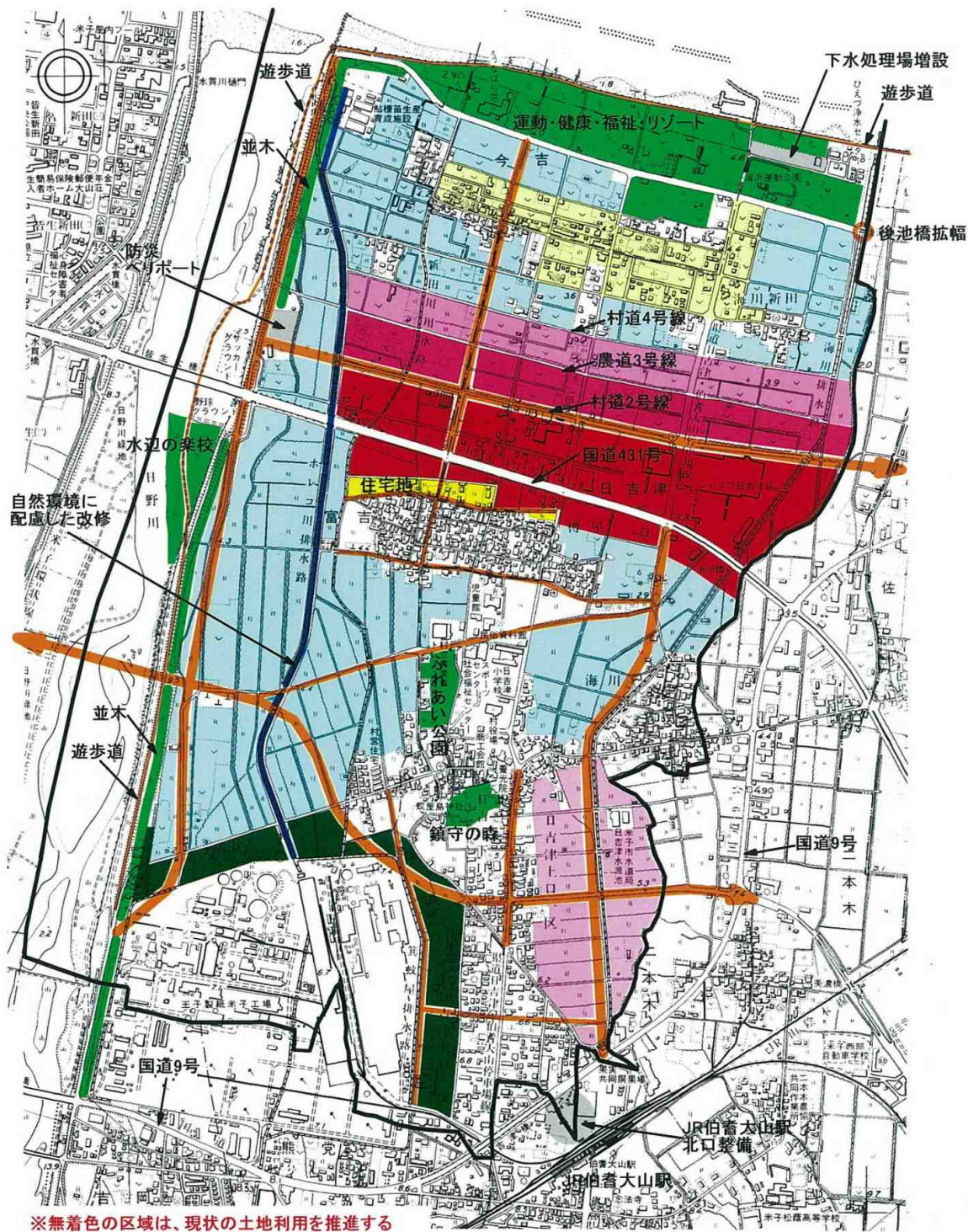
特にこれまで非灌漑期には用水路等に水が流されていなかったが、地域用水機能増進事業の実施により、村内の幹線用水路が整備され、一年を通じて水が流れるようになり、火災時の水利確保が通年可能となった。これまで農業用の用排水路の維持管理は、農家が行うことが一般的であったが、農家の減少、高齢化により、これまでのように農家のみで維持管理を行っていくことは困難となりつつある。防火用水機能の他にも農業用水の有する多面的機能(生活用水機能・景観保全機能・消流雪用水機能)を考慮して、今後は地域での維持管理体制の確立が必要である。

・土地利用計画のまとめ

日吉津村土地利用計画は、「次世代に誇れる住みよい村の姿の追求」、「自然と調和のとれた土地の有効利用」を目的に、次の世代に引き継ぐ日吉津村の姿はどうあるべきかを、村民、行政が協働して策定したものである。

第二章では、「自然、観光、公園、温泉」、「農地保全、農業振興、荒廃地対策」、「道路」、「開発」、「防災」の5つのテーマについて、「利便性、快適性」、「安心、安全、人にやさしい（福祉、子育て、弱者にやさしい、健康）」、「活性化（税収、村の看板、観光、周辺との関係）」、「自然、景観、環境、文化」をポイント（視点）として述べた。

これらの計画のまとめを図 4 に示す。



- | | | | |
|---------|---------|-------------------------|-------------------------|
| — 行政区境界 | 公共施設 | 商業区域 | 農業振興 |
| — 道路計画 | 良好な住宅環境 | 商業区域
(村道2号線に面した開発可) | 農業振興
(駅北口整備で他の利用を検討) |
| 公園・緑地等 | 住宅地 | 農業振興
(国道431号に面した開発可) | 事業所誘致及び環境緑地帯 |

図 4 土地利用計画図

参考文献

- 1) 鳥取県県土整備部都市計画課：都市計画関係技術便覧(改訂版)、鳥取県県土整備部都市計画課、p.14(2005)
- 2) 日吉津村：日吉津村役場ホームページ(http://www.hiezu.jp/goshokai/oi_tachi.html)、(2003)
- 3) 福井真一、松嶋宏幸、吉田勲：集落地域整備および農村活性化への取組み、農業土木学会誌 66(4)、p.23(1998)
- 4) 日吉津村：日野川環境整備計画、pp.2~10(2001)
- 5) 日吉津村：日吉津村誌 上巻 - 歴史と行事を中心として -、pp.701~702(1986)
- 6) 日吉津村：FANTASY COAST HIEZU 日吉津海岸CCZ整備計画基本構想・基本計画、pp.1~2(1989)
- 7) 鳥取県：2005年農林業センサス結果概要(概数値) - 農林業経営体調査 -、pp.9~29(2005)
- 8) 鳥取県都市計画課：都市計画制度(開発行為の許可及び市街化調整区域内の建築許可)、pp.4~7(2002)
- 9) 日吉津村今吉土地区画整理組合：日吉津村今吉土地区画整理事業完成記念誌、pp.23~29(2000)
- 10) 日吉津村：平成16年度日吉津村公共下水道維持管理記録(2005)
- 11) 日吉津村今吉土地区画整理組合：土地区画整理区域内住宅地面積集計表(2005)
- 12) 日吉津村、日本下水道事業団大阪支社：日吉津村公共下水道全体計画説明書(1998)
- 13) 国土交通省土地・水資源局土地利用調整課：土地利用調整計画の策定事例集 - 市町村の地域特性を活かした計画の策定事例 - (2005)
- 14) 横須賀市都市政策研究所：政策研究よこすか No.6、pp.38~41(2004)
- 15) 日吉津村防災会議：日吉津村地域防災計画、pp.85~685(1996)
- 16) 国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所：日野川河川事務所ホームページ(<http://www.cgr.mlit.go.jp/hinogawa/work/kaigan.htm>)、(2005)
- 17) 鳥取県：平成12年鳥取西部地震の記録、pp.3~14(2001)

用語解説

【あ行】

アール・ピー・エフ(RPF) [refuse paper & plastic fuel]

再生困難な古紙及び廃プラスチックを原料とした高カロリーの固形燃料。

アクセス

近接、近づくこと、又はそのための手段。また、交通の便。

一級河川

国土保全または国民経済上、特に重要な水系に係わる河川で、政令で指定したものをいい、原則として国土交通大臣が管理する。

1.5 車線

交通量の少ない地域にも2車線道路の整備という従来の全国一律の基準から、地域の実情に合わせて、将来とも交通量の増大が予想されない地域などで、1車線+待避所と2車線の組み合わせで道路整備を行うもの。1.5車線的整備により整備のスピードアップ、環境への影響の緩和や防災性の向上、通行の円滑化が期待できるなど、事業費削減以外の効果もある。

液状化現象

地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物(下水管等)が浮き上がったりする。

沿道サービス施設

道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所又は給油所等。

【か行】

開発許可

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められた都市計画区域内で開発行為を行うおうとする者は、あらかじめ県知事の許可を受けなければならない。(都市計画法第29条第1項)この許可に係わる一連の手続きを開発許可制度という。開発許可制度は開発行為に一定の水準を確保させるとともに、市街化調整区域においては開発行為を抑制し地域の市街化を抑えることを目的としている。なお、開発行為とは、主として建築物の建築または特定工作物の建設を目的とする土地の区画形質の変更である。

合併処理浄化槽

屎尿(しにょう)と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽。屎尿のみを処理する単独処理浄化槽に対していう。

仮登記

本登記をするのに必要な要件が完備しないうちに、将来の本登記の順位を保全するために、あらかじめしておく登記。予備登記の一つ。

環境緑地帯

都市の環境を守るために緑地とした地帯。ここでは大気汚染、騒音、振動、悪臭などの公害防止、緩和もしくは災害の拡大防止を目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域などと分離遮断することが必要な場所に状況に応じて配置するもの。

緩傾斜護岸

緩傾斜護岸は法勾配を緩やかにして、海に近づきやすいように配慮した護岸。保全、利用、環境に配慮した傾斜の緩やかな護岸。

換地処分

土地区画整理事業や、ほ場整備事業で、道路、公園、水路等の公共施設を整備すると同時に、土地の区画形質の変更や再配分が行われ、工事前の土地を「従前地」、工事後の土地を「換地」という。従前地と換地を法律上同じ土地とみなして、工事後の新しい区画や道路、水路等に対して所有者等を決め直すことを「換地計画」と呼び、これに基づいて従前地にある所有権、地役権等の土地の権利関係を一挙に確定することを「換地処分」という。

協働

同じ目的のために、協力して働くこと。

区域区分

都市を「市街化区域」と「市街化調整区域」に分ける制度のこと。市街化区域は、既に市街地が形成されている区域と、優先的に計画的な市街化を図っていく区域で、道路、公園、下水道等を積極的に整備していく区域。市街化調整区域は、原則として市街化を抑制する区域で、農地や自然環境の保全等のための区域。

グラウンドゴルフ

専用のクラブ、ボール、ホールポスト、スタートマットを使用して、ゴルフのようにボールをクラブで打ち、ホールポストにホールインするまでの打数を競う。場所によって距離やホールポストの数を自由に設定でき、ルールも簡単なため、どこでも、だれでも手軽に楽しむことができる。

クランク

狭路の一種で、直角の狭いカーブが二つ交互に繋がっている道路。

景観

景色。特に、すぐれた景色。ここでは、その地域の風土、歴史、活動等が風景として映し出されているものをいう。

畦畔(けいはん)

田畑の端にあって、通行、施肥、保水、所有境界など、田畑本来の用途である耕作以外の用途に供せられる細長い土地部分のことで、「あぜ」、「青地」、「くろ」などとも呼ばれており、高低差のある農地間の傾斜地とか、水路、農道の「のりしろ」も畦畔と呼ばれることがある。

兼業農家

世帯員のうち1人以上が農業以外の仕事に従事して収入を得ている農家。農業を主とするものを第1種兼業農家、農業を従とするものを第2種兼業農家という。

建築確認

建築基準法に定められた建築手続きの一つ。建築物の着工に先立って関連法規に適合するかどうかについて、建築主が建築主事に審査、確認を受けること。

建築協定

安全で住みやすい地域づくりのために、住民が全員の合意によって「建築基準法」の最低限の基準に上乘せして一定の基準を定め、互いに守りあっていくことを約束する制度。

建ぺい率

建築物の敷地面積に対する建築面積の割合。

コースタル・コミュニティ・ゾーン(C C Z)整備事業

余暇時間の増加に伴って、マリンスポーツなど海岸性レクリエーションへの関心が高まり、さまざまな機能を備えた海浜空間の整備が要請されている。こうした声に応えるため、地域の自然やその特性に応じた海浜空間の整備を進め、地域の人々が気軽に海と親しめる広場、集い憩える海浜空間を創る事業。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する水路。

【さ行】

市街化区域

既に市街地となっている区域と、優先的に計画的な市街化を図っていく区域として、道路、公園、下水道等を積極的に整備していく区域。一定規模を超える宅地造成は開発許可を取らなければならない。なお、本村の市街化区域内には、用途地域が定められている。

市街化調整区域

市街化を抑制する区域として、農地や自然環境の保全等を図るための区域。農林漁業用の建築物や、一定の基準に合った計画的な開発(宅地造成)の他は、原則として開発行為は許可されない。

集落地区計画

地区計画の一つで、集落地域整備法に基づいて「集落地域」に位置づけられた地区において、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るため、建築物の用途や形態、地区内の居住者が利用する道路や公園等について、総合的かつ一体的に定める都市計画。

集落地区整備計画

集落地区計画の目的を達成するため必要な事項を定める計画。

主要地方道

道路法第 56 条の規定により国土交通大臣が指定する主要な都道府県道または政令指定都市の市道である。高速自動車国道や一般国道と一体となって広域交通を担う幹線道路として位置付けられている。主要地方道の管理費用の一部を国が補助することができる。

縦断勾配

道路の縦断方向の勾配。

住民基本台帳

市町村長が、住民全体の住民票を世帯ごとに編成し作成する公簿。

新産業都市

新産業都市建設促進法に基づいて拠点開発方式による工業化を推進するため、その中核として指定された都市地域。

水洗化率

処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を下水道で処理している人口の割合であり、施設の効率性を示す指標の一つ。

世界農林業センサス

我が国の農林業の基本構造の現状とその動向を農業集落、市区町村段階から全国に至る各段階別に明らかにし、農林業施策の推進に必要な基礎的かつ総合的な統計資料を整備することを目的として、農家や林家など農林業を営むすべての世帯、法人を対象に 5 年ごとに実施している調査。国連食糧農業機関(FAO)が提唱する「世界農林業センサス要綱」に即して調査を行い、統計データを作成しているため、各国の農林業データと比較することができる。

専業農家

世帯員に農業以外の仕事に従事する者がなく、農業収入だけで生計をたてている農家。

線引き制度

都市の健全な発展と計画的な整備を図るため、都市計画区域を市街化区域(市街化を促進する地域)と市街化調整区域(開発を抑制する地域)に区分し、市街地を計画的に整備する制度。本村では、昭和 46 年から実施している。

全国スポーツ・レクリエーション祭

広く国民にスポーツ・レクリエーション活動を全国的な規模で実践する場を提供することにより、国民一人ひとりのスポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起し、もって国民の生涯を通じたスポーツ・レクリエーション活動の振興に資することを目的とする祭り。

総合計画

行政運営の長期的、総合的指針となるとともにまちづくりのための施策執行の優先順位を住民に明示し、理解と協力を求める役割を果たすもの。総合計画は一般的には長期計画としての「基本構想」、中期計画としての「基本計画」及び短期計画としての「実施計画」から構成される。

・基本構想

市町村又は市町村に存する地域社会の将来の目標及び目標達成のための基本的施策を明らかにし、基本計画及び実施計画の基礎となるべきもの。

・基本計画

基本構想で描く将来像や目標を受けて、それを実現するために必要な具体的な施策の主要な柱を定め、基本構想実現のための具体的指針を示すもの。

・実施計画

基本計画で定められた市町村の具体的指針を、市町村が現実の行政の中において、どのように実現していくかを明らかにする計画。

【た行】

ターゲット・バードゴルフ

合成樹脂製の羽根付きボールを、普通のゴルフクラブで打つミニゴルフの一種。ボールを打つ動作、フェアウェイ上のルール等はゴルフと同じだが、ホールはパラソルを逆さにした形状をしており、シャトルボールをふわりと高く打ち上げる技術が要求される。またコースは、ゴルフ場をミニ化したような常設コースから、公園の空地などにロープを張って作る仮設コースまでと、幅広く楽しむことができる。

地域地区

都市計画区域内の土地を、土地利用の目的によって区分し、建築物などについて必要な制限をすることによって、土地の合理的な利用を図るために定める都市計画。本村の地域地区に関する都市計画には、用途地域が定められている。

地域用水機能増進事業

農業用水には、食料生産の基礎としての役割に加えて、生活用水、防火用水、消流雪用水、環境用水等の機能があり、これらを地域用水機能という。これらの機能は地域社会の中で大きな役割を果たしており、より一層これらの機能を高めるために地域用水機能を支える組織とその活動を支援する事業。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素、フロン、亜酸化窒素などの濃度が増加すると、これらのガスが温室のガラスと同じ役割(温室効果)を演じ、地表面からの熱の放射を遮り、大気の温度が上昇する現象。その結果、海水面が上昇し、低地への海水の浸入等が懸念されている。

地区計画

都市計画法に定められたまちづくりの一手法で、広い区域を対象とする都市計画や、個々の建物を対象とする建築規制などとは異なり、いくつかの街区などからなる比較的小規模な地区を単位として、住民と行政が協力して、地区の特性に応じたきめの細かいまちづくりをめざすための制度。

転作

従来から栽培している作物の種類を、他に転換すること。

田園土地区画整理事業(田園居住区整備事業)

市街化調整区域内等の都市近郊の農業集落地域で行われる土地区画整理事業。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために策定される計画で、「土地利用」、「都市施設」及び「市街地開発事業」に関する計画を総合的、一体的に定めることにより、住民が「安全で、住みやすく、働きやすい都市」の建設を目指して策定するもの。

都市計画区域

都市計画法及びその他の関係法令の規制を受けるべき土地として指定する区域で、「健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保する」という都市計画の理念を達成するために、自然的、社会的条件などから、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域として、県知事が指定する。本村では、米子市や境港市と一体的に「米子境港都市計画区域」が指定されている。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的見地から、都市計画の目標、土地利用や都市施設等の主要な都市計画の決定方針など、都市計画の基本的な方針を定めるもので、都市計画区域マスタープランと呼ばれている。

都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことをいい、市町村マスタープランと呼ぶこともある。なお、これは、望ましい「将来像」を住民と一緒に考えながら、市町村が定める。

都市施設

道路、公園、下水道などの市民生活及び都市機能に欠かせない基本的な施設で、都市計画法第 11 条に次のように規定されている。

- 1.道路、都市高速鉄道、駐車場等の交通施設
- 2.公園、緑地、広場、墓園等の公共空地
- 3.水道、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場等の供給施設又は処理施設
- 4.河川等の水路
- 5.学校、図書館等の教育文化施設
- 6.病院、保健所等の医療施設又は社会福祉施設
- 7.市場、と畜場又は火葬場
- 8.一団地の住宅施設(一団地における 50 戸以上の集団住宅及びこれらに付帯する通路その他の施設。)
- 9.一団地の官公庁施設(一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに付帯する通路

- その他の施設。))
10.流通業務団地
11.その他政令で定める施設

土地区画整理事業

都市としての公共施設をそなえた良好な宅地をつくるため、土地区画整理法に基づき、土地を整然と区画し、公共施設、道路を整備改善し、健全な市街地の造成を図る事業。

土地利用計画

都市計画のなかの基本をなす計画の一つで、土地を最も合理的に有効適切に利用することを目的に立案する計画。

【な行】

ニーズ

必要。要求。需要。

日用利便施設

当該開発区域内の周辺の地域において居住している者の日常生活のために必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物。

農業振興地域

自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが必要であると認められる地域。農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、都道府県知事が指定する。この地域について、市町村または都道府県は農業振興地域整備計画を策定し、農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進する。

・農用地区域

農業振興地域内の土地で、農用地等として利用すべき土地の区域。俗に農振青地といい、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後おおむね 10 年以上にわたり農業上の利用を行うものとして設定される。農業に関する公共投資は主としてこの区域に行われる。農地転用は厳しく制限される。

・その他区域

農業振興地域内で農用地区域以外の土地。俗に農振白地といい、近年、農業集落整備事業等によって農振白地の土地基盤整備も行われるようになった。

【は行】

パークアンドライド

最寄りの駅や停留所、目的地の手前まで自家用車で行って駐車し、そこから鉄道やバスに乗り継ぐ移動方式。交通渋滞対策および環境汚染対策の一環として推進されている。

ハザードマップ

過去の災害記録や科学的な研究、実地調査などを元に危険な場所や避難経路を地図上に表したものの。ハザードマップは防災マップ、災害予測図、危険区域予測図と呼ばれることもある。

バンガロー

キャンプ場などに設ける、木造の簡易な宿泊施設。

非灌漑期（ひかんがいき）

農作物の生育に必要な水を、水路を引くなどして供給し、耕作地をうるおすことを灌漑といい、作物を栽培するに当って灌漑を行う期間を灌漑期という。わが国における稲の移植栽培では5月頃から8~9月頃までが多い。1年の内の残りの期間を非灌漑期という。

不在地主

所有農地のある所在地に居住していない地主。

ヘリポート

ヘリコプター用の飛行場。

ベッドタウン

都市の周辺に位置する住宅都市。住民の大部分が都市に通勤し、夜だけ帰ってくるところからいう。

圃場整備事業

既成の水田、畑の土地及び労働生産性を向上させ、農地基盤の改良整備を行う一連の土地改良事業。

防潮保安林

森林法に基づき、防潮機能を主目的に保存の必要があるとして農林水産大臣および知事が指定した森林。

【ま行】

まちづくり条例

自治基本条例、住民参加条例、住民協働条例など、住民参画に関する条例が数多く登場しているが、地域の物的環境整備をルール化(良好な計画的開発の誘導や土地利用、景観等の秩序化など)するものとしての「まちづくり条例」もその1つとして位置づけられる。まちづくり条例では、住民提案を制度化することが重要なポイントとなっている。都市計画の提案制度は、土地所有者等の3分の2以上の同意を要件としたり、5,000㎡以上の土地を対象としたり(政令による)しているのに対し、条例では、提案の主体や要件、行政の対応などを地域の事情に合わせて独自に定めている。「まちづくり条例」は、決まったひな形があるわけではなく、「景観条例」「土地利用条例」「環境条例」「生涯学習まちづくり条例」「ひとにやさしい条例」等々様々な名称で定められている。

水辺の楽校

河川を自然体験、自然学習の場として活用する事業のこと。国土交通省河川局が進めているもので、教育関係者や自治体、住民、NPO、ボランティア団体、河川管理者などからなる地域連携体制を構築し、横のつながりの強化を目指す。それにより、ただ単に自然環境を復元、創出するだけでなく、整備された水辺をその地域で最大限に活用されるような仕組み作りを進める。これまでに200

カ所近くの地域で活動が展開されている。

【や行】

輸入促進地域

各地の空港や港湾を中心とする地域に物流施設などを整備し輸入関連業務を集中させて、大都市圏に集中していた輸入貨物の窓口を地方に拡大し輸入促進を図るとともに、この地域への参入者に各種の誘因を供し対内投資を促進しようというもの。この波及効果による各地域の経済活性化が期待される。

容積率

建築物の敷地面積に対する延べ床面積の割合。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、住宅地としての生活環境を守ることや、商業、その他の業務や工業の利便の増進を図り、目的の違った土地利用ごとに、できるだけ同一の地域にまとめ、調和のとれたまちづくりをするために、新たに建物を建てる場合に守らなければならない最低限の基準を定めた区域。本村では、次の4種類を定めている。

- ・ 第一種住居地域

住居の環境を守るための地域。3,000 m²までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられる。

- ・ 準工業地域

主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんどの建物が建てられる。

- ・ 工業地域

主として工業の業務の利便を図る地域で、どんな工場でも建てられる。住宅や店舗は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない。

- ・ 工業専用地域

専ら工業の業務の利便増進を図る地域。どんな工場でも建てられるが、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどは建てられない。

【ら行】

離岸堤

海岸線にほぼ平行に沖に設ける堤防。海岸の浸食防止や防波堤の役目をする。波をブロックにぶつけることによって波の力を弱め砂浜を侵食から守る。

参考資料

日吉津村土地利用計画策定委員会設置規程

(目的)

第1条 日吉津村における土地利用は、都市計画法及び農業振興地域の整備に関する法律により、規制及び誘導されてきたが、国道431号の開通等、本村をとりまく状況は近年変化しており、社会が求める土地利用のあり方と必ずしも合致していない。

そこで、法律等での規制、誘導はあるものの、再度原点に立ち返り、本村の土地利用のあり方を、村民合意の上、策定するため、日吉津村土地利用計画策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(委員)

第2条 委員会は次の委員をもって構成するものとし、委員会に委員長1名、副委員長1名を置くものとする。

- 1、公募委員 10名
- 2、推薦委員 5名

(会議)

第3条 委員会は必要に応じて委員長が召集する。

(会務)

第4条 委員会は、日吉津村の土地の有効な利用方法、次の世代に引き継ぐ日吉津村の姿はどうあるべきか等を、検討することとし、また必要に応じ、委員以外の意見も聴くなど、村民・行政が協働して土地利用計画を策定するものとする。

(策定結果の報告)

第5条 委員長は策定結果を村長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 本会の庶務は地域振興課で処理する。

本規程は公布の日から施行する。

日吉津村土地利用計画策定委員会名簿

番号	推薦 公募 の別	役職	氏名	備 考
1	推薦		松岡泰則	都市計画審議会
2	推薦		上野秀雄	都市計画審議会
3	推薦		安達哲也	商工会
4	推薦		井藤津加代	富吉
5	推薦		小原 弘	農業委員会
6	公募		河中信孝	今吉
7	公募		新原正行	今吉
8	公募	副委員長	松原忠春	今吉
9	公募		新原 功	今吉
10	公募		三島尋子	日吉津上口1区
11	公募		山下 清	富吉
12	公募		井藤恭永	富吉
13	公募		谷本 允	日吉津上口2区
14	公募	委員長	稲田真人	日吉津下口
15	公募		西村春実	富吉

順不同

日吉津村土地利用計画策定事業の経過

年月日	内 容
H16.11.16	都市計画審議委員打合せ
H16.11.17	土地利用計画策定事業、 土地利用計画策定委員会設置規程、 土地利用計画策定委員会委員募集要領の施行
H16.12.1	土地利用計画策定委員会委員公募開始 広報ひえづ12月号、防災無線、ホームページ
H17.1.20	第1回委員会 事業概要説明、正副委員長の互選、土地利用の意見集約
H17.2.10	第2回委員会 テーマと視点の設定、土地利用の意見集約
H17.2.24	第3回委員会 テーマ整理、検討順位の決定、道路の詳細検討
H17.3.10	第4回委員会 開発の詳細検討
H17.3.24	第5回委員会 開発の詳細検討
H17.4.14	第6回委員会 開発の詳細検討
H17.4.28	第7回委員会 開発の詳細検討
H17.5.12	第8回委員会 農地保全、農業振興、荒廃地対策、防災の詳細検討
H17.5.26	第9回委員会 自然、観光、公園、温泉の詳細検討
H17.6.9	第10回委員会 テーマ全般の再検討、キャッチフレーズの検討
H17.6.11	第11回委員会（現地見学会） 現地見学による再検討、キャッチフレーズ決定
H17.10.13	第12回委員会 土地利用計画(案)のまとめ
H17.10.28	第13回委員会 土地利用計画(案)のまとめ
H17.11.17	平成17年度第1回都市計画審議会 都市計画審議会へ土地利用計画について諮問
H17.11.25 ~H17.12.14	土地利用計画(案)のパブリック・コメント実施
H17.12.21	平成17年度第2回都市計画審議会 都市計画審議会から土地利用計画について答申
H18.1.4	土地利用計画の策定

日吉津村土地利用計画策定委員会(第1回)議事録

日 時：平成17年1月20日(木) 19:30～21:00

場 所：日吉津村役場 2階 第3会議室

出席者：(委員)安達哲也、井藤津加代、井藤恭永、稲田真人、上野秀雄、河中信孝、小原弘、新原功、新原正行、谷本允、西村春実、松岡泰則、松原忠春、三島尋子、山下清、計15名全員出席
(役場)石操村長、石川倫温課長、前田昇、福井真一

1.開会(19:30)

2.あいさつ(石 村長)

3.自己紹介(各委員及び職員)

4.内 容

日吉津村土地利用計画策定事業について説明

日吉津村土地利用計画策定委員会について

1)委員会の進め方

- ・期間は、計画策定まで概ね半年程度
- ・開催日は、第2、4木曜日(月2回)
- ・開催時間は、19:30～2時間程度
- ・意見交換しやすいよう、1グループ5人程度に分け、ワークショップ形式、同一のテーマ、毎回メンバー交代により進める。

2)正副委員長等の互選

- ・委員長は、稲田真人委員
- ・副委員長は、松原忠春委員
- ・グループリーダーは、毎回グループ編成後に決める。

日吉津村の土地利用の現状と課題について説明

今後の土地利用について3グループに分け、ポストイットに意見・要望等を記入
詳細は次頁のとおり

その他

- 1)議事録、次回(2月10日)以降の開催通知の送付について。
- 2)検討状況は日吉津村公式ホームページの「お知らせ」で適宜公表する。
ホームページアドレス
(<http://www.hiezu.jp/>)

5.閉会(21:00)



第1回土地利用計画策定委員会の状況

日吉津村土地利用計画 参考資料

第1回土地利用計画策定委員会 意見等(H17.1.20)

番号	分野	意見等	備考(関連分野)
1	道路	R431に直交する大きい道路計画を	
2		王子製紙の材料搬入路が必要なら考える	
3		幹線道路網を真っ先に明らかにする	
4		1、2、3号線を拡幅し、淀江まで抜く(渋滞緩和)	
5		温泉線の橋梁整備	
6		道路の拡幅(R431～海まで)	
7		R431をくぐる地下道(自動車道)をつくる	
8		ホレコ川兩岸の道路整備	
9		通学路の再点検(明るさ、防犯)	防犯・交通安全
10		ジャスコ来店者の流れを考える(渋滞緩和)	
11		富吉内の通学路の整備・一時停止の見直し	交通安全
12		R431と役場線の右折レーン設置、役場線と2号線交差点の家屋移転	交通安全・渋滞緩和
13	荒廃地対策	休耕、荒地を管理するための方策を考えたい(管理する組織を作るとか)	
14		農地や農地転用されたところが荒れている	
15		荒廃地や農地転用されたところが荒れているので農地を貸すシステムを	
16	開発	R431沿いの2号線までを市街化区域にする。	
17		5ha以上の面積を持つモールをしかるべき所に	
18		全国から学生を集められる大学、専門学校を作る	
19		うなばら荘周辺を開発する	
20		土地区画整備事業の開発(住宅地等)をする	
21		住環境の新規施策	
22		効率良く財政収入を増やすことが出来るか	
23		開発はまとめてしてほしい(R431)	
24		ジャスコ周辺の開発促進	
25		R431周辺の開発	
26		開発と農業振興のバランスをとりながら両方進める必要がある	
27		商業地増加(農振解除)	
28		村財政の強化(固定資産税他)、人口増、税の増収を図る	
29		税収増と雇用の確保	
30		税収、人口増加の為、住宅区域を拡げる	
31		環境を考えた住宅地の増	
32		チューリップを中心とした農村の活性化と宅地化の共生	農業の活性化、農地保全
33		農地と住宅地のバランスの取れた開発の促進	農業の活性化、農地保全
34	商業地域、住宅地域、農業地域、緑化(公園等)地域、工業地域の面積割合を考える		
35	農地保全	分家住宅を荒地に固める(許可する)	住宅開発
36		農用地を守る対策(より限定していくことも)	
37		住宅が農地の中に点在しないようにする(農用地は区域を決める)	
38	防災	道路は南北だけでなく、東西(上2区も含め)にも、防災を考えての道づくり	道路
39		安全な村(町)、防災に留意したインフラ整備	
40		王子近くの土地利用(防災、緑地)	
41		古い集落(富吉)の道路(防災)	道路
42	福祉	社会福祉の充実	
43	温泉	温泉を利用できる施設(健康施設)をつくる	
44	自然	自然に親しみ、保全する個所を決定しておくべき	
45		松林が少なくなっている、再生を	
46	公園	海浜公園を充実して県外から流入・滞在人口を増やす	
47		公園(住宅、商業地の中に)設置	
48	空地	上口2区の空地の有効活用を考えるべきでは	
49	景観	看板規制	
50	若者の参加	若者、子供が考え、意見を言える機会が必要では	

日吉津村土地利用計画策定委員会(第2回)議事録

日 時：平成17年2月10日(木) 19:30~21:35

場 所：日吉津村役場 2階 第3会議室

出席者：(委員)安達哲也、井藤恭永、稲田真人、上野秀雄、河中信孝、小原弘、新原功、新原正行、谷本允、西村春実、松原忠春、三島尋子、山下清、計13名出席、(欠席：井藤津加代、松岡泰則)

(役場)石川倫温課長、前田昇、福井真一、矢野美穂

1.開会(19:30)

2.あいさつ(稲田委員長)

委員会は月2回開催に決定した。県内の土地公示価格は日吉津だけ変動なし。他はマイナス。それだけ住宅需要があるということ。生活するのに便利。(ジャスコ、勤務地に近い等)温暖化なので食糧事情も問題となるだろうから、これから農業も大事になってくる。バランスよく企業誘致、人口増を目指すしかないだろう。調和を考えていきましょう。

3.内容

第1回のまとめ

土地利用計画策定事業の大きなテーマは「次世代に誇れる村の姿の追求」と「自然と調和のとれた土地の有効活用」です。

前回の意見等の説明(分野は、大きく分類すると道路、荒廃地対策、開発、農地保全、防災、福祉、温泉、自然、公園、空地、景観、若者の参加などがありました。)

今後の進め方

本日は検討テーマと視点の設定を行い、今後は検討テーマと視点により詳細な内容やメリット、デメリット、方策などを検討したいと思います。

合併議論前には補助事業等があったが、今は財政上実施することは厳しいと思う。道路にしても誘致にしてもお金がかかる。財政上の裏付けがないのに、この計画を策定することは疑問に思う。

ご意見のとおり。しかし、お金を優先させるのもどうかと思う。「次世代に誇れる…」を考えるには、理想かもしれないが考えていかなければならない。

先ほどの意見も分かるが「住みよい」を考えていくにあたり、お金のことを言われると、どうしようもなくなる。「絵に書いた餅」になるのかもしれないが。

日吉津全体を見てどういう村づくりをするのか考えていかなければならない。全体をバランスよく見て検討していく形でいいと思う。

村づくりのビジョン、イメージを話しておいた方が良く思う。最初から分析的になるとイメージが湧かないと思う。「飯が食えて文化的な村づくり(意味：村民の圧倒的多数がそれによって飯が食えて、なおかつ、経済的側面だけでなく、文化的要求も満たされるむらづくり)」とか言えば分かりやすくなるのではないか。

テーマ・視点を明確にしておかないと、的が絞られた議論になるのでは、と心配をしている。

どういう視点で村づくりを考えていくかにかかっている。住環境、開発、色々でてくる。現実も含めた理想論を固めていくのではいけないか。

せっかく前回いろいろな意見が出たので、分野ごとにやっていってはどうか。

前回の意見を基に議論していけば良い。そこから枝葉がでてくると思う。

前回は土地利用についてどういう風に思っているか聞いていない。

前回、意見が出尽くしてないと思うので、引き続き話し合ってもらおう予定でいる。更なる意見を集約し、テーマを設定していきたい。次は、農地について...という風に。後戻りさせず、いかに効率よく進めていこうかという提案です。

国道 431 号から下の人で話し合ってみようとか区切ってできないか。日吉津をひとくくりで見るとはどうかと思う。

道路は線、塊として見ると面、ブロック分けすると難しいかも。大きな枠でひとくくりの方が簡単そう。

話し合中でだんだんまとめていく方法がいいのかもしれない。

道路についてもどういう目的のためにやるのかから考えた方がいいのではないか。

村民の意識改革をするだけですごいことが出来ると思う。一軒一軒が家のまわりを綺麗にすれば地域が綺麗になる。全体に協力してもらえることが金がかからず良い。

この前の続きで、意見をポストイットに書いてもらい、分野分けしてはどうか。

意見はポストイットには書ききれないと思うので、話し合ってはどうか。

時間に制約があるので1つ1つやってはどうか。

道路について言い足りないことがあれば言ってという風に。

回数制限があるのがおかしい。10回で出来なければ増やせば良い。結論を急ぎすぎ。

平成 17 年度に総合計画を立てる予定。土地利用については本会の意見を中心に盛り込みたい。逆算すると概ね 10 回くらい。足りなければ月 2 回を 3 回にしてもいい。

何に気を付ければ良いかというものをしておき、道路を考える時もそれを念頭に置いて協議するようにしてはどうか。利便性、子育て、高齢者に住みやすい環境など。

今出ている意見を土台にして、これに枝葉をつける形でいい。

以前に良い意見が出ているのに、忘れ去られているように思う。活用を。

気をつける項目を話し合っ、次回から道路などに入りましょう。

今後の土地利用についてのさらなる意見集約、検討テーマ・視点の検討グループに分かれて検討。

グループ 1

検討テーマ

1. 道路
2. 農地保全・荒廃地対策
3. 開発
4. 防災
5. 温泉、自然、公園、観光

福祉、景観は視点（ポイント）として検討する。

グループ 2

検討テーマ

1. 道路
2. 開発（福祉、温泉を含む）
3. 防災

4. 公園
5. 農地の確保
6. 住居区域の区分け
7. 港湾

視点

1. 税収
2. 活性化
3. 村としての看板づくり
4. 安全と防災
5. 弱者に優しい
6. 子育て
7. 利便性
8. 健康
9. 緑と景観
10. 環境
11. 文化的うるおい
12. 観光
13. 周辺地域との関係

グループ3

意見

- ・ 公共施設の配置も考えなくては
- ・ 人口増を図るかどうか 視点
- ・ 荒廃地対策をしっかりと テーマ
- ・ 住所表示（住居表示）をわかりやすく
- ・ 道路（集落内の方針、住宅開発を考慮し、同時に下水道基盤の整備も必要）
- ・ 高層マンション等の規制を（条例などで）
- ・ 商業地域の指定（大規模施設の誘致ばかりでなく小さな施設もほしい）
- ・ 団塊の世代の地域での活躍できる体制や気運（特に農業後継者対策）

4. 閉会（21:35）

日吉津村土地利用計画 参考資料

第1～2回土地利用計画策定委員会 意見等集約 (H17.2.10現在)

番号	分野	意見等	備考(関連分野)
1	道路	R431に直交する大きい道路計画を	
2		王子製紙の材料搬入路が必要なら考える	
3		幹線道路網を真っ先に明らかにする	
4		1、2、3号線を拡幅し、淀江まで抜く(渋滞緩和)	
5		温泉線の橋梁整備	
6		道路の拡幅(R431～海まで)	
7		R431をくぐる地下道(自動車道)をつくる	
8		ホレコ川兩岸の道路整備	
9		通学路の再点検(明るさ、防犯)	防犯・交通安全
10		ジャスコ来店者の流れを考える(渋滞緩和)	
11		富吉内の通学路の整備・一時停止の見直し	交通安全
12		R431と役場線の右折レーン設置、役場線と2号線交差点の家屋移転	交通安全・渋滞緩和
13		集落内道路の整備方針が必要	
14	荒廃地対策	休耕、荒地を管理するための方策を考えたい(管理する組織を作るとか)	
15		農地や農地転用されたところが荒れている	
16		荒廃地や農地転用されたところが荒れているので農地を貸すシステムを	
17	開発	R431沿いの2号線までを市街化区域にする。	
18		5ha以上の面積を持つモールをしかるべき所に	
19		全国から学生を集められる大学、専門学校を作る	
20		うなばら荘周辺を開発する	
21		土地区画整備事業の開発(住宅地等)をする	
22		住環境の新規施策	
23		効率良く財政収入を増やすことができるか	
24		開発はまとめてしてほしい(R431)	
25		ジャスコ周辺の開発促進	
26		R431周辺の開発	
27		開発と農業振興のバランスをとりながら両方進める必要がある	
28		商業地増加(農振解除)	
29		村財政の強化(固定資産税他)、人口増、税の増収を図る	
30		税収増と雇用の確保	
31		税収、人口増加の為、住宅区域を拡げる	
32		環境を考えた住宅地の増	
33		チューリップを中心とした農村の活性化と宅地化の共生	農業の活性化、農地保全
34	農地と住宅地のバランスの取れた開発の促進	農業の活性化、農地保全	
35		商業地域、住宅地域、農業地域、緑化(公園等)地域、工業地域の面積割合を考える	
36		住宅開発をする場合は、同時に下水道基盤の整備も必要	
37		公共施設の配置も考えなくてはいけない	
38		住所表示(住居表示)をわかりやすくしてほしい	
39		高層マンション等の規制を条例などでしてほしい	
40		商業地域の指定(大規模施設の誘致ばかりでなく小さな施設もほしい)	
41		分家住宅を荒地に固める(許可する)	住宅開発
42	農地保全 (農業対策)	農用地を守る対策(より限定していくことも)	
43		住宅が農地の中に点在しないようにする(農用地は区域を決める)	
44		団塊の世代の地域での活躍できる体制や気運(特に農業後継者対策)	
45	防災	道路は南北だけでなく、東西(上2区も含め)にも。防災を考えての道づくり	道路
46		安全な村(町)、防災に留意したインフラ整備	
47		王子近くの土地利用(防災、緑地)	
48		古い集落(富吉)の道路(防災)	道路
49	福祉	社会福祉の充実	
50	温泉	温泉を利用できる施設(健康施設)をつくる	
51	自然	自然に親しみ、保全する個所を決定しておくべき	
52		松林が少なくなってきた、再生を	
53	公園	海浜公園を充実して県外から流入・滞在人口を増やす	
54		公園(住宅、商業地の中に)設置	
55	空地	上口2区の空地の有効活用を考えるべきでは	
56	景観	看板規制	
57	地域活動	若者、子供が考え、意見を言える機会が必要では	

日吉津村土地利用計画策定委員会(第3回)議事録

日時：平成17年2月24日(木) 19:30～21:30

場所：日吉津村役場 2階 第3会議室

出席者：(委員)安達哲也、井藤津加代、井藤恭永、稲田真人、河中信孝、小原弘、新原功、
新原正行、谷本允、西村春実、山下清、計11名出席
(欠席：上野秀雄、松岡泰則、松原忠春、三島尋子)
(役場)石川倫温課長、前田昇、福井真一、矢野美穂

1. 開会(19:30)

2. あいさつ(稲田委員長)

3. 内容

第2回までのまとめ

意見集約した内容、検討テーマ・視点を整理した内容

参考資料の日吉津村の人口推移と今吉区画整理区域の動向について説明

- ・区画整理区域内の建築化率は43.6%(H17年2月現在)
- ・区画整理区域の建築開始はH8からで、約9年経過した。
- ・区画整理区域の計画人口は約800人、H15末で388人の新規人口
- ・日吉津村の人口はH14まで増加傾向、現在は減少傾向

ピーク時から人口がどんどん減ってきた理由は？

区画整理区域を除き、市街化区域が減少傾向にあることが主かな？詳細は分からない。
今吉のアパートの空き部屋が多い。

今年から、日本全体の人口も減ってきている。晩婚などの影響もあるかもしれないが、
生む適齢期の人口自体が少ない。

CCZ事業はどうなっているか？

事業を思い付くとやめさせてくれないのが国の悪いところ。現在、財政事情が悪く、公
園事業は休止状態。

何かあれば変更可能か？

地方分権が進めば変わるのかもしれないが、現状では駄目。

50ha以上の土地がまとまれば市街化区域に出来ると聞いたが...

米子・境港市を含めた都市計画区域全体の人口が増えないことと、市街化区域内に未開
発の土地がまだまだたくさん残っていることなどから、市街化区域を増やすことが出来ない状
態。

ジャスコにかなりの集客力がある。ジャスコの拡張計画とはどんなものか聞いてみては
どうか。

ジャスコは拡張希望があり、ウシオは出店希望あり。いずれにも、土地利用計画策定委
員会の結果をもって相談させてもらうよう伝えているところ。

サーティーワンアイス、タカラブネはジャスコだから売れているようだ。マルイ内のタ
カラブネは撤退するらしい。

ジャスコは近くに山陰道、高速もあり、良い立地条件。主要道路の沿道ばかり店舗が張
り付いては奥が駄目になってしまう。

CCZ事業は主旨が合うものがあれば、民間でも開発許可は下りるか。

民間開発ゾーンが設定されているが、これまで名乗りをあげるところがなかった。CCZ事業自体にはお金がついてこない。CCZ事業の看板があると、道路・公園・下水道事業などに優先的に予算がつけてもらえるようになっているだけ。

今後の土地利用についてのテーマ整理、検討順位の決定

1)道路、2)農地保全・農業振興・荒廃地対策、3)開発(住居区域含む) 4)防災、5)自然・観光・公園・温泉という順番で検討していくこと、またテーマの検討にあたっては、ポイント(視点)に基づいた議論を行うことを決定。

テーマを検討していく上で、変更の必要がある場合は柔軟な変更(検討テーマ・検討順位等)を行う。

検討順位1番のテーマ「道路」の詳細検討

2つのグループに分かれて検討。

マスタープランでの予定道路(計画路線)を図面に赤線で色つけ。

道路の計画にあたっては、通学路の安全・防犯体制の確保が必要。

鳥取市の千代川、倉吉の天神川に比較して、日野川には橋が少ない。米子に通じるのは2本しかなく、混み合う。

橋は河口付近にもう1本ある方がいい。

防災道路は青線で色つけ。第一に富吉が候補にあがった。南北の整備はお金がかかり大変かもしれないが、東西なら家屋移転が少なく事業費も少ないと思われるため、防災道路としてなんとかならないものか。(富吉集落の北側と南側の道路)

富吉線(白石クリニック~トレセン、2号線~温泉線)を広くしたい。

現在、役場線の富吉・樽屋間が工事中だが、次の工事予定はどこか。

ジャスコから日上2に向かう道(西川沿)かな?(県道を振り替えて)そして伯耆大山駅の出入りを駅の北側にするとか道路を立体交差にする。県道の養光院~ビックツールの拡幅と歩道整備も必要。

国道431号に乗り降りできる側道をホレコ川周辺に作ったら、商業地域向きだ。

ホレコ川沿いの道も拡張し、沿道を商業区域にしてはどうか、また国道431とは平面交差にする。反対にホレコ川沿いを緑地帯にして、自然環境や景観を保護する区域でもいいのか?

皆生大橋の降り口も込む。円滑誘導が必要。

国道431号の下にトンネルが必要かも。

上口2区は東西に抜ける道がない。遠回りをしなければならない。また、事業所の火災も考えると拡幅が必要だ。

利便性・快適性からいっても村長宅前の道路の拡張が急務。危険だ。

農道1・3・5号線の拡張を、この場合は開発とセットで考えなければならない。ジャス



第3回土地利用計画策定委員会の状況

コ対策。どうせなら日野川土手につながるものを。

商業地域は国道 431 号沿いだ。商業地の延長も必要。

国道 431 号南側の日野川土手も拡張されると便利だ。両方の橋の交通量緩和につながると思う。国土交通省に要望しよう。しかし土手は高いため道路の沿道の開発には不利。土手沿いに高層マンションのエリア設定は？

ジャスコの東側に抜ける道を拡幅（米子市～淀江町）後池の橋の整備をして欲しい。

通学路の安全確保が必要。昼でも留守の家が多い。特に、事故より防犯上の問題が心配。

宮川北線（トレセン～小学校前は拡幅済）の未改良区間（墓地～トレセン、吉本商店から東に向かった宮川沿い）は、5～6m 程度の拡幅が望ましい。児童、高齢者等の交通弱者が利用する施設が集中しており、通過交通が増加しない方が望ましい。しかし車両のすれ違い程度は出来るくらいに拡幅したい。

その他

議論がどうしても開発中心に偏るため、今回は「農地保全・農業振興・荒廃地対策」の予定であったが、「開発」に変更する。

4. 閉会（21:30）

日吉津村土地利用計画策定委員会(第4回)議事録

日 時：平成17年3月10日(木) 19:30~21:25

場 所：日吉津村役場 2階 第3会議室

出席者：(委員) 安達哲也、井藤津加代、河中信孝、小原弘、新原功、新原正行、谷本允、
西村春実、松岡泰則、松原忠春、山下清、計11名出席
(欠席：井藤恭永、稲田真人、上野秀雄、三島尋子)
(役場) 石川倫温課長、前田昇、福井真一、矢野美穂

1. 開会(19:30)

2. あいさつ(松原副委員長)

3. 内容

第3回までのまとめ

土地利用計画策定の流れ「計画策定の目的」「検討テーマ」「日吉津村土地利用計画」

前回は「道路」について検討したが、議論がどうしても開発中心に偏るため、第4回は「農地保全・農業振興・荒廃地対策」の予定であったが、「開発」に変更する。

「開発」についての詳細検討

次頁の「第4回土地利用計画策定委員会 開発に関する意見等集約(H17.3.10)」参照

その他

・本日2グループから出された意見をまとめ、次回はこの意見もとに、全体会で議論を深める予定です。

4. 閉会(21:25)

第4回土地利用計画策定委員会 開発に関する意見等集約(H17.3.10)

番号	意見等	備考
1	企業誘致の前提には、道路と下水の整備が必要	G2、全般的
2	住宅地の整備といっても、人口減少時代に難しいのでは	G2、全般的
3	住宅あまり現象が出ている	G2、全般的
4	宅地化と人口増についてのバランスをどう見て今後を考えるか	G2、全般的
5	新しい所を開発するのではなく、今あるところを見直し、整備することも大切	G2、全般的
6	住宅開発する場合は農地とのバランスの考慮する	G2、全般的
7	下水処理場の増設が必要(多目的広場の部分を使用)	G1
8	港を水上交通(境港、淀江方面)の拠点に	G1
9	温泉線から北側は運動・健康・リゾートゾーンとする	G1
10	温泉線から北側は福祉ゾーン、公園・緑地ゾーンとする	G2
11	今吉の荒地には、防風林を植林していくこともよいのでは	G2
12	今吉の東側と西側の圃場整備したところは、農業振興を図る	G1
13	3号線より海側を住宅地に	G2
14	4号線～5号線の範囲は農地として保全し、商業地域と住宅地域の緩衝地帯に	G1
15	R431周辺を商業地域に	G2
16	R431～4号線の区域は商業地域に	G1
17	開発にあたっては、R431に面した土地を浪費しない(面した部分のみの開発を抑制し、奥行きを持たせる)	G1
18	R431南側は商業地域(面で一体として)とする	G1
19	富吉集落の南と北の道路の拡幅が必要	G1
20	富吉集落北側と南側に宅地を広げて防災面の対策も必要	G2
21	富吉集落は板塀で蔵のある家も多いので、美観保全集落(古い街並)を目指しては	G2
22	R431から南の日野川土手の道路整備が必要	G1
23	村営墓地北側の水田に高層住宅を、さらにこの東側には、高層住宅対象の家庭菜園を整備	G1
24	R431南、新田川の西の区域は、農地としては不適ではあるが、一団の農地として、こまま保全すべきか	G2
25	ホレコ川～トレン、富吉集落から下口集落の区域を大学等の文教区域に	G1
26	小学校東側の水田地帯は農地保全する	G1
27	デイサービスセンター西側は緑地公園とする	G1
28	ホレコ川の西側は農地保全する(大区画化)	G1
29	下口の旧家は文化や伝統を継承(保全)する区域とする	G1
30	上口1区東側の水田地帯は農地保全する	G1
31	上口2区東側～海川排水路は緑地公園とする	G1
32	王子製紙付近は工場地域とする	G2
33	王子製紙東側の道路整備が必要(現状は1車線で大型車のすれ違いが困難)	G2
34	王子製紙東側の工業地域への事業所誘致が必要(この場合道路の拡幅が必要)	G2
35	海川の荒神さんの木が少なくなった。鎮守の森を残すことも大切	G2
36	二本木近くの農地(上口1区・2区の東側一帯)は住宅適地では(前提:伯耆大山駅北口の整備)	G2

備考欄のG1、G2は、検討グループ1、検討グループ2

意見のとりまとめは、全般的意見、日吉津村の北側から南側の順に記載した。

日吉津村土地利用計画策定委員会(第5回)議事録

日 時：平成17年3月24日(木) 19:30~21:40

場 所：日吉津村役場 2階 第3会議室

出席者：(委員)井藤津加代、井藤恭永、上野秀雄、河中信孝、小原弘、新原正行、西村春実、松岡泰則、松原忠春、三島尋子、山下清、計11名出席
(欠席：安達哲也、稲田真人、新原功、谷本允)
(役場)石川倫温課長、福井真一

1. 開会(19:30)

2. あいさつ(松原副委員長)

3. 内容

第4回までのまとめ

本日は、前回「開発」について2グループに分かれて検討した結果を、個々の内容について、メリット、デメリット等を委員全員で議論します。

「開発」についての詳細検討

全般的(全村的)意見として、1)「企業誘致の前提には、道路と下水道整備が必要」、2)「住宅地の整備といっても、人口減少の時代に難しいのでは」、3)「住宅あまり現象が出ている」、4)「住宅地と人口増についてのバランスをどう見て今後を考えるか」、5)「新しいところを開発するのではなく、今あるところを見直し、整備することも大切」、6)「住宅開発する場合は農地とのバランスを考慮する」という意見がでております。

7)下水処理場の増設が必要(多目的広場の部分を使用)

処理施設の現有処理能力は人口4,000人分あるが、開発する場合は処理能力不足となる。また既存の処理施設の将来の更新に対しても、処理場の用地を確保しておく必要がある。多目的広場の代替機能は公園予定地の中に確保すればよい。

ジャスコは合併浄化槽であるが、下水処理場に受け入れて処理してはどうか。

ジャスコの合併浄化槽の処理能力は900m³/日で、下水処理場は2,000m³/日であり、約半分の処理能力なので、合併浄化槽とはいっても下水処理場のようなもの。ジャスコは合併浄化槽の建設に投資しており、これを下水処理場に受け入れる場合、下水処理場の増設、管路の増設、またジャスコの加入負担金の支払等を考慮すると、得策とは言えない。

結論：処理場増設用地は現在の多目的広場の場所が適当である。

8)港を水上交通(境港、淀江方面)の拠点に

遠い将来の夢なのだが、水上交通により観光客が楽しめるアクセス方法として整備してはということ。

日吉津海岸は、砂浜を復元するため離岸堤を整備した。反面、港に砂がたまり、毎年県が数百万円かけて砂を浚渫している状況である。県も負担が大変なので、砂の浚渫を村に移管したいと協議を行ってきている。この港は小さな船を対象としており、水上交通を行うような船は入れない。また冬場は海が荒れるため、ほとんど利用できない。

結論：ロマンのある意見であるが、現状では無理ではないか。

9)10)温泉線から北側は運動・健康・リゾート・福祉・公園・緑地ゾーンとする

この区域はCCZ、公園区域となっており、保安林、海浜運動公園、福祉施設、温泉宿泊施設があるが、松林・海岸のゴミが非常に多く、ひどい状況である。海岸部への車両進入禁止も検討する必要がある。皆生海岸は遊歩道を整備し、車両の進入が出来なくなった。

一部の心無い人がゴミを捨てており、ボランティアで清掃しても、イタチごっこである。

松が生長してきたため、松林の保全のため、枝打ちや間伐が今後必要となってくる。

結論：今後とも緑地・公園・福祉・リゾートゾーンとして整備・保全を図る区域とする。

11)今吉の荒地（温泉線から北側）には、防風林を植林していくこともよいのでは

個人の土地は、土地所有者の了解がないとできない。農地への植林は農地法上違反となる。しかし荒廃地の対策としては有効な方法である。

村が掘った温泉をグループホームが使うということを聞いたがどうということか。

温泉審議会で協議した結果、行政主体での温泉の活用はコスト面、日吉津村の周辺に温泉施設が多数あることなどから困難である。ただし、泉源を眠らせておくより、民間施設であっても村民に恩恵がある施設であれば貸与してもよいという結論になった。

結論：農地への植林は違法であるが、荒廃地対策として今後検討していく一手法としては有効な手段である。

12)14)今吉の西側と東側の圃場整備したところは、農業振興を図る。4号線と5号線の間の農地は商業地域と住宅地域の緩衝地帯として農地保全する。

この区域は、今吉の土地区画整理事業とセットで、住宅地は集約して整備し、農地は西と東に集約して圃場整備した場所であり、今後も農地として活用すべきである。また村道の4号線～5号線の間の範囲は農地として保全し、南側の商業地域と北側の住宅地域の緩衝地帯にすればよい。

荒廃農地の対策として、地域で出来るところは花を植えたりして、景観保全とあわせて荒廃地対策が図れたらよい。

結論：今吉の西側、東側の圃場整備区域、4～5号線の間は農業振興する区域とする

13)3号線より海側を住宅地に

この件について意見は出てはいたが、具体的にどの区域というような深い議論はされていない。

結論：今後議論する商業地域とあわせて、住宅地のエリアは検討することとする。

15)16)R431周辺、R431～4号線の区域は商業地域に

R431面した部分のみの開発では、奥の開発が進まないため、淀江町のR9沿いのようにになってしまう。村道3号線を拡幅しR9まで接続し、幹線道路として位置付け、交通渋滞の緩和を図り、3号線の両側を商業区域として開発すれば、R431北側の広いエリアが商業地域として有効活用が可能となる。

4号線まで商業地域とすることは、エリアが大きすぎて農地がなくなる。農地として保全する区域をもう少し増やした方がよい。

R431の南側はほとんど開発されていないので、農地の確保はR431の南側にすればよい。

R431に面し、出来るだけ奥行きをもたした開発がよい。

ウシオは3号線まで開発の計画をもっている。

ジャスコは現在2号線まで開発しているが、さらに北側の開発の計画がある。

2号線から北側は以前に圃場整備した区域なのではないか。開発は可能か。

開発の条件を満たせば可能であるが、現在開発されている商業施設と同じようなものしか開発できない。(ガソリンスタンド、飲食店等の沿道サービス施設)

農業していく上で、開発されたところに隣接した農地は、自分の思うように農業できない(農薬・肥料散布等に気を使う)交通量が増えてトラクターでの移動が大変であるため、農地の近くに農地を潰して農業用倉庫を建てた。農地の隣が開発されたために、農業のやり方を変えていかないといけなくなった。ゴミのポイ捨てや水路清掃(農家のみで行う)の問題がある。特に割れたピンは危険で困る。

開発地と農地の混在化は避けなければならない。明確な区分けが必要である。ただし、地主の気持ちの基本であり、地主を無視することは出来ない。農地の交換や集約を図り、区域の明確な区分けが必要である。

3号線の拡幅とR9接続については、いい案ではあるが、途中で米子市との行政界があり、米子市部分を日吉津村が施行しない限り(米子市にメリット無)多分無理だと思う。3号線の位置付けから国庫補助事業での採択は困難であり、財政的にも実現は難しい。

R431 沿いの奥行きを有効に利用することは、確かに良い案ではあるが、現実的に R431 の米子市内(日野川から西)の開発状況を考えると、住宅地は別として、商業地としては1宅地多くても2宅地までである。商業地としての奥行きは慎重に議論する必要がある。また、米子市内の R431 沿いの商業地は側道や抜け道がないため、休日ともなると交通渋滞が激しい。

大型店舗の場合は3号線くらいまで一体として開発される可能性はあるが、小さな店舗の場合はせいぜい2号線までではないか。したがって、その北側に単独で開発される可能性は低いのではないか。

R431 沿いに小さな店舗等(例えばローソン跡地)が張付いてしまうと、その裏の土地は商業施設としての利用価値がなくなり、農業する上でも農作業しにくくなるので、このような土地利用は避けたい。

R431 に面した大規模な開発であれば、奥行きの有効利用が可能となる。また開発の段階で道路網の整備や農地との混在化も避けることが出来る。小規模な開発の場合は利用価値の高い土地から開発されていき、その中に農地が残され、農地と商業地が混在化することとなる。

ウシオが出店すればジャスコとの相乗効果により小規模店舗の立地が進むのではないか。

3号線を拡幅し、大型開発を3号線中心に誘導すれば、3号線とR431の間は自然と開発が進むと思う。

商業地域として開発する場合、いずれにしても道路網の整備が不可欠である。

これまでの企業誘致は、県なり市町村が一生懸命に行ってきたが、これからは補助金や税の減免等が必要との意見がある。ジャスコは特別な事業(農村活性化土地利用構想)により開発可能となったが、現在はこの事業がなくなった。

米子市内の R431 沿いで、区画整理されたところはきちんと道路網も整備され、大型店舗や住宅等ができていますが、区画整理されていないところは R431 沿道に店舗が張付き、その奥は道路が狭く、まったく利用価値がないような状態である。

農作業する上で、R431 をトラクターで横断しにくくなった。

農地を貸したいが、50a 以上耕作している人にでないと貸せない。荒廃農地を減らすためにも、耕作面積が少ない人にでも農地を貸せるように緩和してほしい。

商業地域を北にひろげると、その分、北側の住宅地内の道路や農道の交通量が増え、農作業に支障が出たり、暮らしにくくなる。

温泉線の後池橋の拡幅が話題になっているが、拡幅にはメリット・デメリットがある。メリットとしては交通がスムーズになることが挙げられる。デメリットは、大型車両の通行が可能となり、交通量の増加、高速化、騒音、振動、暴走族対策、交通安全の確保などがある。

県道のジャスコ付近は、駐車車両が多く非常に危ない。キャッシュカードの利用者や搬入車両がよく駐車している。

その他

本日は、開発についての詳細を検討しましたが、まだ議論が途中です。次回は本日の続きと、商業施設の種類について、好ましい施設、好ましくない施設（治安・防犯等）の検討をしたい。

この土地利用計画は、第一に暮らす人にとって、暮らしやすいことが重要です。

道路網の参考として、米子市のマスタープランを用意してほしい。

4. 閉会 (21:40)

日吉津村土地利用計画策定委員会(第6回)議事録

日 時：平成17年4月14日(木) 19:30~21:25

場 所：日吉津村役場 2階 第3会議室

出席者：(委員) 安達哲也、稲田真人、上野秀雄、河中信孝、新原功、谷本允、西村春実、
松岡泰則、松原忠春、山下清、計10名出席
(欠席：井藤津加代、井藤恭永、小原弘、新原正行、三島尋子)
(役場) 前田昇、福井真一、矢野美穂

1. 開会(19:30)

2. あいさつ(稲田委員長)

3. 内容

第5回までのまとめ

「開発に関する意見」について、番号1~6は全般的な意見であります。第5回の委員会では、番号7~14について検討して結論が出ました。本日は前回検討が途中でありました、番号15の「R431周辺を商業地域に」から検討します。

「開発」についての詳細検討

15)R431周辺を商業地域に

16)R431~4号線の区域は商業地域に

17)開発にあたっては、R431に面した土地を浪費しない(面した部分のみの開発を抑制し、奥行きを持たせる)

日吉津の面積は狭いので十分活用していかなければならない。もちろん商業だけでなく、農業もしっかり考えないといけない。R431沿いから開発されると、奥が残されてしまうため、3号線を循環的なものとして考えれば使いやすくなるのではないかと。

できるだけ奥から開発してもらおう。R431号から3号線までなら順々に埋っていきだろう。奥行き400mまでを商業地域とすることが妥当かどうかは分からないが、できるだけ奥まで開発したい。

商業地域を大きく持つということは、単村でいくための収入アップに繋がる。商業地域はたくさんとれたらいいと思う。

日吉津のR431号沿いの土地価格が米子より安いから来たいという人達もいると思う。開発は奥の方から進めていけば20年とかで出来るかもしれないが、もしかすると50年かかるかもしれないという懸念あり。開発は3号線までとどめればいいのか。

人口の減少は無視できない。米子の現状をみると、あまり奥まで大きな会社は来ていない。2号線までの道路を拡幅して、2号線までがいいのではないかと。欲張っても3号線までだ。

流通団地の分譲価格はどうか。R9米子バイパスの残土を使ったので安くなっている。60,000円/m²(198,347円/坪)

流通団地が埋らないことに理由があると思う。法律にしばられ、流通業務にしか販売が出来ない区域。規制緩和して業者を入れようとしているらしい。

商業地域が4号線までは広すぎるように思う。真ん中が残るような心配をしている。2号線を拡幅し、その両側に張り付くようにした方が良く思う。

商業地域は幹線に沿った50～100mくらいが妥当だと思う。100m先から買う人はいない。1か2号線を道路拡幅していくぐらいにしないと人が行かないように思う。日吉津に立ち寄る人は、帰り道に寄る人が多いように思う。ガソリンスタンドも北側にしかたない。面ではなく線としての発展しかないと思う。

2号線を拡幅すればいい。ジャスコはインパクトがあり、周囲に業者が立地していく。

単独村政でいく前提もあり、バランスのとれた地域割りをするわけだが、北は2から3号線までで、南側も一定の範囲内で進めていいと思う。

住宅、商業地を含め、区画整理のようなものを視野に入れていけばいいと思う。米子の堀川周辺は以前、藪も多く何も出来ないような土地だったが、区画整理後、店舗が張り付いている。組合施行でなく、ゼネコンが権限代行で実施。保留地が完売した。

交通の便が商業系のポイントとなる。また、道路の広いことが大きな条件と思う。価格が安ければ奥の方の土地の買い手もあるかもしれないが…。ジャスコにあやかって繁栄しようと、米子で窮屈に営業している人が日吉津にきてくれるかも。

3・4号線は狭い。耕作上、色々問題が出てきそう。(防除など)ある程度、農業地と商業地は幅を持たせないと問題が起こる。通過交通のことも考えれば温泉線と431号線までの縦の道路をどう考えるかということもある。生活道路と通過交通も考えねば。温泉線の橋など外周をしっかりと固めなければならない。

皆生大橋の流れをどうよくしていくかも考えよう。ショッピングモールを誘致して、ジャスコと協調しながら核となるものを作ったらいいと思う。観光バスをいれることも考えないと。高速道路を出てバイパスで島根(玉造)に行ってもらっても困る。基盤をつくり、可能性を持たないと。

王子製紙が設備投資しやすい環境をつくることも大切。道路が必要とあれば作らないと。

温泉線の後池橋を整備しなければならない。今吉から反対の声もある。安全対策をしながらやればいい。

国土交通省がヘリポートを作る計画あり。2号線と土手をつなぐ道は国土交通省に作ってもらおう。ジャスコ東側の2号線は、現状でも狭いながらも旧淀江町に通じ、R9までの抜け道がある。そうすれば日野川土手からR9まで抜けられる。

結論：2号線を拡幅して、R431～3号線までを商業地域として、3号線から北側は農業振興を図る区域にする。

18)R431 南側は商業地域(面で一体として)とする

南側はどうか。交差点に近い所は店が張り付いている。

日野川土手から東側は高さがあり、進入路を作るのが大変。高いところは5mくらいある。利用者がなければ農地でもいいのではないか。

431号線南の日野川土手を整備した方がいいように言ったが、藤山宅前の道路を大型車両が通れるようにした方がいいのかもしれない。土手は平面交差できるが、藤山宅前なら下をくぐるかもしれない。土手の整備でないと日野橋の渋滞緩和にならない。

次回はR431南側の商業地域の検討とあわせて、R431北側も含めた商業施設の業種等について、考えてきていただきたい。

4. 閉会(21:25)

日吉津村土地利用計画策定委員会(第7回)議事録

日 時：平成 17 年 4 月 28 日(木) 19:30~21:40

場 所：日吉津村役場 2 階 第 3 会議室

出席者：(委員)井藤津加代、井藤恭永、稲田真人、上野秀雄、小原弘、新原功、西村春実、
松岡泰則、三島尋子、計 9 名出席
(欠席：安達哲也、河中信孝、新原正行、谷本允、松原忠春、山下清)
(役場)石川倫温、前田昇、福井真一、矢野美穂

1. 開会(19:30)

2. あいさつ(稲田委員長)

前は 2 号線を幹線とし、3 号線まで商業地域として整備しようと話し合った。今日は R431 号南側の開発から協議願いたい。

3. 内容

第 6 回までのまとめ

本日資料配布した「洪水ハザードマップ」について、平成 13 年 4 月に各戸配布したもので、洪水時の浸水深や、地震時の津波浸水予想です。土地利用を検討するにあたって、参考にさせていただきたい。

本日は、R431 号南側の開発について、また、開発するにあたって好まれる施設、好まれない施設などについても検討をお願いしたい。

「開発」についての詳細検討

18)R431 南側は商業地域(面で一体として)とする

米子道を米子 IC から降りて、これから観光に行こうという時に、R431 号線の南側に人が来るとは思わない。

国道 431 号南側の下水道の整備現状はどうなっているか。

下水道のエリアに入っていない。一般住宅は下水道に入っているが、事業所(白石病院、ローソン等)は個々に合併浄化槽を設置している。

商業地域になったら下水道の整備をするのか。

処理場の処理能力アップとあわせて、管路の増設も必要であり、財政的に難しいと思う。大規模な開発事業者であれば合併浄化槽(規模的には処理場のようなもの)を設置して処理した方が経済的である。ただし、小規模事業者の場合、負荷変動が大きく処理しにくいという面もある。

もし R431 号沿いが商業地域になるのなら、下水道部局で下水道の整備を再検討する必要がある。

グループ 2 では、R431 号南側を住宅地にしたいという意見もあった。

通行する車両の騒音があり、住宅地には向かないだろう。

騒音を遮断するものがあればいいが、自分はずるさく感じる。特に、家の中では 1 階より 2 階の方が大きい音に聞こえる。

R431 沿いが商業地域になると建物が建ち、音が遮断できるかも・・・。

建物でなく、景観上から植栽で代わりにならないか。

産業体育館前のケヤキ並木は良い景色だ。

ケヤキは葉が落ち、維持管理が大変。

住宅地にするにしても人が入って来るとは思わない。「夕日が丘」団地も空きが多い。今すぐ家を建てる訳でなく、住宅地として設定だけをしておくという考え方もある。

ウシオが R431 号北側に出店したいと言っている。これをきっかけに R431 号南側に来たいという会社も出てくるかもしれない。

いずれ分家住宅を希望する人も出てくるかもしれない。

商業地域は R431 号すぐの辺りまででいいのではないか。

山西課長宅西側の農地では農業が出来ないように思う。

用水路の水が時期によっては流れなくなり、浄化槽の濃い排水が水路に出てくるのもどうかと思う。

R431 南側の商業地域の奥行きとしては、50m 程度が妥当ではないか。

結論：R431 南側の商業区域は、奥行 50m 程度として、西は R431 との高低差があるため、新田川までとする。富吉の西の農道から南の区域は将来的に住宅地として設定する。

商業施設の業種について

R431 号沿いには自動車関連（ガソリンスタンド、中古車販売など）が来るだろう。続いてコンビニ。

これらの施設は現在でも沿道サービスということで建てられる。今以上これらの業種が増えないのは需要がないからではないか。

パチンコ屋には来て欲しくない。

いや、パチンコ屋は来て欲しい。

パチンコ屋が来ても日吉津の人は人目を気にし、そうそう行かないだろう。

村条例でモーテルとパチンコ屋は規制されており建たない。ゲームセンターはたまり場になるため、いいかどうかという問題もある。

ゲームセンターはパチンコ同様、遊技場なので条例上できないように思う。

「本の学校」が来ればいいが。

ある程度、道から何 m かは植樹帯にしておく方がいい。

R431 号の計画段階で、歩道には植樹帯はいらないという声が多く、日吉津村地内には中央分離帯のみで、東西の米子市地内には中央分離帯と歩道に植栽帯がある。

R431 号沿線の両三柳には、団地側にもう 1 つ副道を作っているところもある。植樹もあり感じが良い。また地下道も作っている。これらは地元要望に基づき作られている。

国道 431 号の歩道の幅員は 1.5m?

はい。現在の基準では市街地の歩道幅員は 3.5m。

それ並みの幅員にしたいね。

大きな開発なら店側に植栽を確保してと無理と言えるが、小さいところには言えない。都市計画法で 3,000 m²以上の施設には一定の緑化が義務付けられている。

いずれ歩道を広げる時が来ると思う。その時に緑地帯を一緒に考えていこう。

結論：モーテル、パチンコ、ゲームセンター類の施設はいらない。

19) 富吉集落の南と北の道路の拡幅が必要

地震で樽屋の道が壊れたとき、側溝に蓋をかけてもらった。それだけで道が拡がり、随分良くなった。

基本的に維持管理上から用水路に蓋はかけられない。樽屋は末端だったので蓋を掛けた。火災等何かあったときは車の誘導をし、車を外に出すようにしなければならない。地域の決め事として行えば良いのではないか。

もし道の幅員確保がすぐに出来なくても、そういう対応をしてもらいたいね。

結論：将来的には富吉の南北の道路は拡幅する方向でいこう。

20)富吉集落北側と南側に宅地を拡げて防災面の対策も必要

住宅地もいいが、ライフラインの確保も必要となる。

今すぐ決めず、5～10年かけて決めていけばいいのではないか。

今吉の区画整理区域は地価が高い。それに比べ、米子市の長砂は安い。10万円/坪だが、下水道が未整備である。

今吉には高い建物は建つのか。

地区計画で垣根や階数、高さ制限などある。

結論：北側は18)で検討したとおり、将来的に住宅地として設定する。南側は当面現状のまま農業振興を図っていこう。

21)富吉集落は板塀で蔵のある家も多いので、美観保全集落(古い街並)を目指しては

残すのはいいが、道の拡幅が出来ないでしょ。セットバックしてないし、それを指摘する人もいない。村もチェックできないだろう。

米子市は手続きが厳しい。

日吉津もそれを真似よう。日吉津村の場合は県に権限がある。

この意見はソフト的なものなので、土地利用からは意味が外れる。

結論：ソフト的な対応とし、土地利用では検討しない。

22)R431から南側の日野川土手の道路整備が必要

R431号と平面交差させ、交通渋滞を緩和できる。

日野川河川敷に今秋、水辺の楽校が出来るのに車がビュンビュン通るのもどうか。

歩行者は少ないと思うので、土手は片側歩道にしてもいい。

住宅の移転もあるので大きな費用がかかる。

土手に木を植えるのはできるのか。

土手を壊さないよう考えてやる工法ならいい。

法勝寺は土手に桜が植わっている。

もともとある物はいいようだ。新たには難しいだろう。

国道9号から村内への通り抜けが減り、交通事情がよくなるかも。

結論：並木も含めて、将来的に計画していく。

23)村営墓地北側の水田に高層住宅を、さらにその東側には、高層住宅対象の家庭菜園を整備する

そこは洪水ハザードマップで、水没地帯となっている。(浸水深2m以上)

高層住宅は需要があるのか。

高層住宅は、地価が高く市街地の中心部で非常に利便性が良いところに需要がある。日吉津に高層住宅が適しているかどうか。

日吉津から西を眺望する景観（夕日）が悪くなる。

結論：ここは優良農地であり、将来的にも農業振興する地域でいこう。

24)R431 南、新田川の西の区域は、農地として不適ではあるが、一団の農地として、このまま保全すべきか

結論：農地として不適ではなく、優良農地である。このまま農業振興する。

25)ホレコ川～トレセン、富吉集落から下口集落の区域を大学等の文教区域にとりあえずそこは優良な農業地域である。

少子高齢化の現在、子どもの数が減少していき、近年中に定員上は全員大学に入れる時代が来る。今後潰れる大学も増えてくるだろう。もし出来ても交通の便が悪い。

現状では文教施設は難しいだろう。

結論：将来的にも農業地域でいこう。

26)小学校東側の水田地帯は農地保全する

ここは、ほ場整備が済んでいる優良農地。

結論：現状のまま農地保全する。

27)デイサービスセンター西側は緑地公園とする

近々、着工予定か？

もともと複合施設(保健センターや中央公民館など)を建てるべく、土地を買っている。財政上、複合施設が出来ないため、福祉センターで緑地公園にしようとしかけてもらっているところ。

屋根付の公園にすればいい。特に高齢者は太陽があたると疲れるだろう。

「道具を置かない公園が良い」と若いお母さんから聞いている。

植栽は必要。今吉公民館横の広場には何も無いが、自由に子ども達が遊んでいる。

結論：緑地公園とすべき

28)ホレコ川の西側は農地保全する（大区画化）

結論：異議なし。

29)下口の旧家は文化や伝統を継承（保全）する区域とする。

これは村指定するのか。規制するところ（村）が管理をしなければならなくなる。

大高塚さんの所は手をつけていない。大きな梁やかまども残っている。

それより真っ先に蚊屋島神社だ。

21番同様、土地利用でなく、ソフト面の話しだろう。

有志と家の人で一部屋借りてギャラリーをすとかどうだろう。

結論：蚊屋島神社周辺も含めて、古き良きものは、努力目標で保全していただく。

30)上口1区東側の水田地帯は農地保全する

31)上口2区東側～海川排水路は緑地公園とする

36)二本木近くの農地（上口1・2区の東側一帯）は住宅適地では（前提：伯耆大山駅北口

の整備)

この区域は優良農地だ。

村の端っこに大きな公園が必要か。

伯耆大山駅に北口が出来るとジャスコに抜ける道となり、利用方法が変わってくると思う。将来的に有望な場所。

パークアンドライドの活用者も増えるだろう。

地下道を作るより上に歩道橋を作った方が安くあがるし、メンテナンスもやりやすい。東伯町が歩道橋を作っている。

特急列車も止まるようになった。駐車場無料。

出入り口が北側に出来るだけでも流れが随分変わると思う。

中学校の通学路(国道9号ガード下)は大変危険。歩道橋は必要。歩行者や自転車が通るくらいの歩道橋でいい。

伯耆大山駅に北口を作り、歩道橋も作ろう。日吉津の今後の発展を考えると必要。引き続き、交渉を続けていくことでどうか。

結論：農業振興を図る区域にしておいて、伯耆大山駅の北口次第で利用を考える。

32)王子製紙付近は工場地域とする

米子市の構想にも入っている道路をもっと王子製紙北側よりもってくれば、工場内道路として十二分に利用出来るだろう。

日下の住宅の人はどう思うだろうか。

王子製紙が積極的に土地を買って緑地帯になるといい。

結論：工業地域としながら、緑地帯の整備も積極的に行ってもらおう。

33)王子製紙東側の道路整備が必要(現状は1車線で大型車のすれ違いが困難)

34)王子製紙東側の工業地域への事業所誘致が必要(この場合道路の拡幅が必要)

日上2区は住宅と工場の混住地域でトラブルあり。これについてはどうか。

ここは都市計画上で工業地域となっている。

自衛隊道路に抜ける幹線が出来たら有効利用できる。

固定資産税を増やすためには事業所が必要。そのためには道を拡げることが条件のように思う。また、防災面では緊急時に大型車が通れるようにしないとイケない。

日上2区には東西に抜ける道が1~2本必要。

1本はあるが、普通車がすれ違い出来ない。

この前の火災時、道路が複雑で消防車がすぐ来れなかった。

橋田旅館前の道路は王子製紙の専用道路。車が多く通るようになるとそこも考えなければならぬ。

結論：企業誘致のためにも道路整備が必要

35)海川の荒神さんの木が少なくなった。鎮守の森を残すことも大切

・今、海川の荒神さんには木がなくなった。

・あえて言えば蚊屋島神社の方が鎮守の森かな。

結論：蚊屋島神社は鎮守の森的に保全する。

あと残された検討テーマは

- ・ 農地保全、農業振興、荒廃地対策
- ・ 防災
- ・ 自然、観光、公園、温泉です。

今後これらを検討していき、これまで検討して決定してきた事項もあわせて、全般的に検討し、本当にこれでいいのかチェックをかけよう。

その後、最終決定する前には、日曜日を利用して、現地を見ながら検討してはどうか。了解。

4 . 閉会 (21:40)

日吉津村土地利用計画 参考資料

第4回(H17.3.10)開発に関する意見等集約、第7回(H17.4.28)検討結果

番号	意見等	検討結果	備考
1	企業誘致の前提には、道路と下水の整備が必要		G2、全般的
2	住宅地の整備といっても、人口減少時代に難しいのでは		G2、全般的
3	住宅あまり現象が出ている		G2、全般的
4	宅地化と人口増についてのバランスをどう見て今後を考えるか		G2、全般的
5	新しい所を開発するのではなく、今あるところを見直し、整備することも大切		G2、全般的
6	住宅開発する場合は農地とのバランスを考慮する		G2、全般的
7	下水処理場の増設が必要(多目的広場の部分を使用)	処理場増設用地は多目的広場の場所が適当である	G1
8	港を水上交通(境港、淀江方面)の拠点に	ロマンのある意見であるが、現状では無理ではないか	G1
9	温泉線から北側は運動・健康・リゾートゾーンとする	今後とも緑地・公園・福祉・リゾートゾーンとして整備・保全を図る区域とする	G1
10	温泉線から北側は福祉ゾーン、公園・緑地ゾーンとする		G2
11	今吉の荒地には、防風林を植林していくこともよいのでは	農地への植林は違法であるが、荒廃地対策として今後検討していく一手法として有効な手段である	G2
12	今吉の東側と西側の圃場整備したところは、農業振興を図る	農業振興する区域とする	G1
13	3号線より海側を住宅地に	商業地域とあわせて検討する	G2
14	4号線～5号線の範囲は農地として保全し、商業地域と住宅地域の緩衝地帯に	農業振興する区域とする	G1
15	R431周辺を商業地域に	2号線を拡幅し、R431～3号線までの区域を商業地とする。	G2
16	R431～4号線の区域は商業地域に		G1
17	開発にあたっては、R431に面した土地を浪費しない(面した部分のみの開発を抑制し、奥行きを持たせる)	3号線から北側は農業振興を図る区域にする。	G1
18	R431南側は商業地域(面で一体として)とする	奥行50m程度を商業地域とし、西は新田川まで、富吉西の農道から南は住宅地とする。	G1
19	富吉集落の南と北の道路の拡幅が必要	拡幅必要	G1
20	富吉集落北側と南側に宅地を広げて防災面の対策も必要	北側の一部は住宅地として設定し、南側は農業振興を図る	G2
21	富吉集落は板塀で蔵のある家も多いので、美観保全集落(古い街並)を目指しては	ソフト的対応とする	G2
22	R431から南の日野川土手の道路整備が必要	並木も含めて整備が必要	G1
23	村営墓地北側の水田に高層住宅を、さらにこの東側には、高層住宅対象の家庭菜園を整備	農業振興する区域とする	G1
24	R431南、新田川の西の区域は、農地としては不適ではあるが、一団の農地として、こまま保全すべきか	農業振興する区域とする	G2
25	ホレコ川～トレン、富吉集落から下口集落の区域を大学等の文教区域に	農業振興する区域とする	G1
26	小学校東側の水田地帯は農地保全する	農業振興する区域とする	G1
27	デイサービスセンター西側は緑地公園とする	緑地公園とすべき	G1
28	ホレコ川の西側は農地保全する(大区画化)	農業振興する区域とする	G1
29	下口の旧家は文化や伝統を継承(保全)する区域とする	蚊屋島神社周辺も含めて、古き良きものは、努力目標で保全していただく	G1
30	上口1区東側の水田地帯は農地保全する	農業振興を図る区域としておいて、	G1
31	上口2区東側～海川排水路は緑地公園とする	伯耆大山駅の北口次第で利用を考える	G1
32	王子製紙付近は工場地域とする	工業地域としながら、緑地帯の整備も積極的に進めてもらう	G2
33	王子製紙東側の道路整備が必要(現状は1車線で大型車のすれ違いが困難)	企業誘致のためにも道路整備が必要	G2
34	王子製紙東側の工業地域への事業所誘致が必要(この場合道路の拡幅が必要)		G2
35	海川の荒神さんの木が少なくなった。鎮守の森を残すことも大切	蚊屋島神社は鎮守の森的に保全する	G2
36	二本木近くの農地(上口1区・2区の東側一帯)は住宅適地では(前提:伯耆大山駅北口の整備)	30、31と同様	G2

日吉津村土地利用計画策定委員会(第8回)議事録

日時：平成17年5月12日(木) 19:30~21:40

場所：日吉津村役場 2階 第3会議室

出席者：(委員) 安達哲也、井藤津加代、井藤恭永、稲田真人、上野秀雄、河中信孝、小原弘、新原功、新原正行、西村春実、松岡泰則、松原忠春、三島尋子、山下清、計14名出席
(欠席：谷本允)
(役場) 前田昇、福井真一、矢野美穂

1. 開会(19:30)

2. あいさつ(稲田委員長)

3. 内容

今後のスケジュールについて

5/26と6/9で本日の議事の残りとして、これまで検討したテーマ全般について、再度、視点に基づき検討し、全体をまとめる。

前回ご要望のあった現地見学は6/11(土)の15:00~自転車で村内を散策し、17:00~うなばら荘で会費制の情報交換会を開催する。

6/23は現地見学後の最終決定を行う予定であるが、現地見学前後で計画に大きな違いがなければ、休会とする。

その後はしばらく休会とし、計画案を事務局で作成し、7月中を目途に計画書策定のための委員会を開催する予定である。

第7回までのまとめ

前回(4/28)は開発に関する番号18~最後の36番まで検討を行った。

本日は、「農地保全、農業振興、荒廃地対策」、「防災」、「自然、観光、公園、温泉」について協議する。

「農地保全、農業振興、荒廃地対策」についての詳細検討

農業は収益性が低く、魅力がない。水田10aの稲作を依頼すると10万円程度かかってしまう。収穫した米を売っても収益はない。

もうすぐ団塊の世代が大量に退職する。今後の農業の担い手になってもらえばよい。

大型機械を導入して貸し出しする制度を行ってはどうか。

以前に行ったが、自分の機械は大切に使用するが、他人の機械だと使い方が悪く、機械の寿命が短い。また、機械を使用したい時期が重なり、使用したくても使用できない。

機械経費を軽減するためには、数人での共有が良いのでは。

農業の担い手を増やして、農地の集約化を図ってはどうか。

現在、農業の担い手は村内に5人程度いる。しかし村内の農地は区画が小さく作業効率が悪い。区画を大きくして作業の効率化を図るようにしてはどうか。

就職難の時代でも、若者の新規就農はほとんどない状況。若い担い手を推進すべきなのに、淀江産業技術高校(農業)の廃止は矛盾している。

農業の会社化はどうか。発想を転換して、勤務者の出資で法人化を行い、収益性を求め

ていくようにしてはどうか。

村内は小規模農家が多いが、機械は一通り必要であり、稼働率も低い。サラリーマン収入で機械代に当てている状況である。また土日農業が多いので、機械も作業性の高い大型化（高価）が進み、さらに非効率である。行政主導で地権者の理解を求め、担い手への農地の集約化や、区画の大型化を進めてはどうか。

現在、仕事が減少している建設・建築業の会社が農業への参入はどうか。

土地利用の検討委員会で農政のことを検討するのは荷が重たすぎるので、土地利用の立場から考えられることを検討しなければならない。農政については継続して話し合うような専門の場を設けて検討してはどうか。

分家住宅を建てる場合は、各戸の都合で建てられていくため、虫食いが進み、農地の中に建てられると困る。

分家住宅を建設する場合は、農地を交換して、宅地を集約（誘導）する制度はあるが、機能していないのが現状である。このままでは虫食いがどんどん進むため、制度を強化して、宅地は宅地で、農地は農地で区分けする必要がある。

陰田町では農業の組合があり、花づくりやイチゴ栽培が盛んであり、これらは成功した事例である。

今後、減反がいっそう増える。農地の使用貸借で、水田は手間が少なく耕作しやすいが、畑は労力がかかり大変だ。また農家の高齢化が進み耕作が年々困難になる。

荒廃地の対策として、今後罰金制度のようなものが導入される可能性がある。主体は市町村が行い、荒廃地の地主から罰金を徴収して、そのお金で荒廃農地を維持するもので、制度の導入は市町村の判断で行う予定である。

現行の農地法上では、違反になるが、例えば海岸近くの荒廃した畑に植林して防風林とすることも、今後の荒廃地対策の一手法として有効ではないか。

50a 耕作していないと農業者の資格がないので、農地の借りることができない。JA等による家庭菜園（一坪農園）を増やしてはどうか。

果樹は収益性が高いので、果樹を植えてはどうか。地産地消を進めてはどうか。

商業地区の農地と農業振興する区域の農地を交換するようには、しかし価値がずいぶん違い、そんな人がいるのか。

結論：分家住宅であっても農振農用地には建てさせない（農振解除させない）ようにし、交換、誘導を行い、宅地は宅地、農地は農地で区分を明確にする。

「防災」についての詳細検討

4m未満の道路に接した宅地に建物を建てる際には、道路のセンターから2mセットバックして建てるようになっているが、現実には守られていない場合が多い。また、土地の境界に塀をあとでつくったりしている。米子市では建築確認時に誓約書を提出させるなど、厳しいとのこと。今後はセットバックを徹底するようにはしなければならない。

狭い道路は火事になったら大変だ。上口2区ではコミュニティーで火事の1週間前に消火栓を使って消火訓練を行ったばかりで、地域の人たちで初期消火を行い、消防車が到着したときには、ほぼ消えていた。

上口2区は道路が複雑で消防車が大回りしていたことから、防災道路の重要性がわかった。また緊急車両が通れるようにセットバックを行政が徹底しなければならない。

地域用水事業により、川に年中水が流れるようになり、防災面からは良いことだと思う。

結論：防災のためにも道路整備は重要である。またセットバックについては、狭い道路も将来的に4mになるように強力な指導が必要（罰則も含めた）。

「自然、観光、公園、温泉」についての詳細検討

海岸線、日野川など大きなエリアの自然が残されている。小さいがポイント的に、蚊屋島神社の鎮守の森、ホレコ川、西川、新田川、新川等がある。

しかし、特に海岸はゴミ捨て場になっている。海岸や河川敷はゴミのポイ捨て禁止区域になっているが、クリーン作戦で清掃しても、すぐにゴミが捨てられ、特に有料になった冷蔵庫やテレビが最近目立つようになった。なんとかならないものか。

日吉津村地内からは外れるが、大山の観光道路沿いに村有林がある。これも大切な自然だ。

村内でもホタルの放流が行われるようになった。役場前とうなばら荘に放流している。今後は「水辺の楽校」にも放流する予定である。

ホタルの放流のように、無いものをつくりだす自然も大切である。

ホタルが多く乱舞しているところは見ごたえがあった。

ホタルがいない所につくり出すことは、かなりの年月が必要である。しかし、ホタルは少なくとも、地域の皆さんの「癒し」になればと思っている。

自然については、中途半端になったので、次回は自然から検討します。

4 . 閉会 (21:40)

日吉津村土地利用計画策定委員会(第9回)議事録

日時：平成17年5月26日(木) 19:30~21:40

場所：日吉津村役場 2階 第3会議室

出席者：(委員)安達哲也、井藤津加代、稲田真人、谷本允、西村春実、松原忠春、山下清、計7名出席

(欠席：井藤恭永、上野秀雄、河中信孝、小原弘、新原功、新原正行、松岡泰則、三島尋子)

(役場)石川倫温課長、前田昇、福井真一、矢野美穂

1.開会(19:30)

2.あいさつ(稲田委員長)

3.内容

第8回までのまとめ

「農地保全、農業振興、荒廃地対策」について、分家住宅であっても農振農用地には建てさせない(農振解除させない)ようにし、交換、誘導を行い、宅地は宅地、農地は農地で区分を明確にする。

「防災」について、道路整備は重要である。またセットバックについては、狭い道路も将来的に4mになるように強力な指導が必要(罰則も含めた)。

「自然、観光、公園、温泉」について、自然の大きなエリアは海岸、日野川。ポイント・線的には蚊屋島神社、ホレコ川、西川、新田川、新川がある。ゴミ問題、村有林、ホテル等の話をしたが途中でいった。

「自然、観光、公園、温泉」についての詳細検討

ホテルは役場前の水路とうなばら荘の水路に放流しており、西川等に若干生息しているというところまで前回の委員会で話をした。

うなばら荘と役場にいるホテルは人工的に育てているが、どういう成長をするのか。

源氏蛭は6月の終わりに孵化、カワニナを食べ成長、八重桜が咲く頃(4月中旬)に上陸、5月下旬に飛び始める。(3週間くらい)雨上がり後でないと飛ばない。

エサのカワニナは昔から3面舗装の水路の壁にもついている。

3面舗装の川でも、上に土があれば良い。

村内の川の改修工事は終わったか。

改修の予定としては現在、ホレコ川改修が予定されており、川の底をコンクリートにする、しないが論議されている。川底のコンクリート張は反対だ。

この春、富吉でホレコ川の斜面に芝の苗を植えた。対岸の土手にアークトセカ(西洋タンポポ・黄色い花)を植えているが芝と同様これも草押さえの効果がある。草刈労力の軽減、綺麗な景観を作るのに役立つ。

芝がせっかく植え付けてあるが、黒のマルチがはがれ、苗がついていないようだった。また、水かけをする人もいない。枯れてしまうのではないか。

改修工事はなぜするのか。

老朽化・地震の後遺症により、陥没等が発生し、県営事業で実施する予定。

西川の3面舗装は失敗例。徐々に土が堆積し復活してきた。補強は最小限で魚や生物の

住めるような工法にしたい。

溝口にホタルがたくさん飛んでいた。しなくていいと言ったのに川の改修工事をしてホタルがいなくなった。

川ざらいする側からいうと3面舗装にした方が楽だろうという発想か。

新田川は今吉が川ざらいするのに大変ということで3面舗装になった。

地域用水事業の実施により、年中水を流して、火事の際は、せき止めて放水できる。勾配が無く、天井川で漏水が激しかった。このため周囲の田に必要な時に水があたり困っていたので改修して良くなった。

ホレコ川の改修で底張りを打つにはお金がかかる。税金の無駄使いだ。

工法はどこが決めるのか。

最終的には県。地元の声を反映させないといけない。

ホレコ川は自然にやさしい改修工法にしてもらおう。

新田川は既に3面舗装になっている。

新田川の改修が終わったとき、コンクリートに新しいコケが付き、たくさんの鮎があがってきたこともあった。

新川の水源地付近の池に菖蒲が咲く。そこに泥がたまるようになっており、きれいになった水を流す仕組みになっている。その下流にアンネのバラ(国頭さん横)の花壇があり、そのまた下流に樽屋でコイを育てていたが、コイヘルペスに負けた。現在、蓮や菖蒲が咲いている。自然を残す方向でいこう。

今吉の方では、5月頃に地下水が枯れて上がらない。大きな水路が3面舗装となり、漏水がなくなったため、水が上がってこなくなった。

昔は、冬に水を流さなかったが、今は防災用水等のために流すようになった。

水源地は使っているのか。

使っている。日野川より東側(蚊屋や二本木など)も供給されている。

日吉津の水源地は水質が悪い。(マンガンが多い。)

時々、赤水が出る。

ホレコ川の改修にあたっては、見える所は自然を残し、矢板の裏など表面上影響のない部分での補強をしっかりとものにしよう。

用水路、排水路の水量調整はしているのか。

箕蚊屋土地改良区がしている。

水量に大きな変動があるとホタルが住みにくいかも…。

新川の樽屋にスクリーンがあった。コイが逃げないため設置したもので、草やゴミがたまり、水が水田にあふれていた。今はコイがいらないため撤去した。

川釣りは人気がないのかな。

今後、水辺の楽校(自然と親しむ公園)を芝張りし、ターゲット・バードゴルフのメイン会場にする予定、また子ども達が自然と親しむ場所になるよう考えている。

日野川漁協が稚魚を放流する際、水辺の楽校でやってもらおうかという話もある。

海岸から河川敷までサイクリングロードにしたらいいと話していた。ゆくゆくは王子製紙横まで整備されるだろう。安全なジョギング・ウォーキングロードにもなる。

野球場がきれいになった。

利用が少なく荒れていたため除草した。ホームページで利用促進を図ったところ。

駐車場はあるのか。

サッカー場北側にある。

自然も放っておいてはいけない。ある程度の管理が必要。

自然に近い快適空間があると日吉津に移り住む人が多くなるだろう。

日野川河口はスズキ等のルアーフィッシングやサーフィンのメッカである。

日野川で魚を採ったらいけない。放流した魚（鮭や鮎）以外ならそんなにうるさくないかも。

漁協に自然学習の場（放流、鮭の捕獲等）を水辺の楽校で実施してもらおうよう依頼している。

CCZはどのような事業だったのか。

海岸部一帯を整備するよう計画されていた。離岸堤は国の事業、松林に遊歩道、キャンプ場など予定されていたが今は休止の状態。

民間企業（リゾート施設）の誘致も計画されていた。

ジャスコ前の県道、村道温泉線もCCZ関連の道路事業。

村内に公園はいくつあるか。

大きなものは海浜運動公園がある。今吉子ども広場（今はないが）、トイレもあったが利用者がトイレに石を詰まらせたりして利用がひどかった。区画整理地内に3つの公園が出来ている。あとは樽屋公民館横とデイサービスセンター横。

役場の前の庭をもっと手入れして開放してはどうか。東屋でもつくって。

日上1と日上2に公園がないので欲しい。

日上2には王子製紙から借りた土地を整備して、キャッチボール等できる。

王子製紙も騒音対策で、将来、緑地帯整備を推進するらしい。

王子製紙東側に王子製紙の駐車場があるが、そこに公園があってもいい。

王子製紙に頼んで、王子製紙東側に日上2の緑地帯を作ってもらおうようできないか。

頼んでみないと分からないが、可能性がないとは言えない。

住民から声を上げてもらい、そこに行政がバックアップして頼まなければいけないと思う。それが近道ではないか。

その代わりに、管理は自治会にしてもらうようになると思う。

昔、神社でキャッチボールや相撲、スキーもできた。神社を活用しない手はない。

デイサービスセンターの横にも公園ができる予定。やはり公園は家の近くがいい。

デイサービスセンターは村の中央だからいい場所だ。また、デイサービスセンター利用者は送迎付だ。

小さい頃から自然と親しめる機会（場）を作らないといけない。

今の子どもは遊び方を知らない。火をつけること、米を炊く事すら知らない。刃物も危ないから使ってはいけないではない。地元に愛着をもつように、自然に慣らすことも必要。

学校も川に行くなど指導しているようだ。

ある事業では、西川で魚を採り、その後、ゴミの回収をする。そうすると子ども達はゴミを誰が捨てたのか疑問に思い、悪いことだと認識し捨てなくなる。

温泉の泉源は3ヶ所。（うなばら荘西側に2つ、キマチ医院の所に1つ）

くみ上げると25 くらいの冷泉。

どこから温泉になるのか。 温度又は成分をクリアすれば温泉。

どのくらい掘ったのか。 700~800m掘っているが、500mくらいで取水している。地温

が40 くらい場所はあったが、水量が少なかった。

眠っている温泉を利用しようと温泉審議会が開催されていた。他町でも温泉施設がどんどん出来ており、採算性から、行政としては温泉利用施設を作らないことになった。

泉源1本に5,000万円投資したので、キマチ医院に使ってもらい使用料をもらう形となるよう検討されている。

大抵の温泉は循環式の風呂で汚く、入りたくない。かけ流しならいいが…。 かけ流しは経費がかかる。

うなばら荘は湯船の湯だけを循環させている。また、紫外線の滅菌装置をつけており、珍しいため保健所が視察にきていた。

塩分を含み、機械が壊れやすいから、その対策も大変。

露天風呂がいい。 日吉津はできない。油代がいくらあってもやれない。

うなばら荘は、風呂だけの利用者は年間46,000~47,000人。毎日くる常連客が40人程度いる。入浴料は大人400円だが、60歳以上は300円で入浴できる。

うなばら荘もきれいにしているのをアピールすればいいのにね。 今が目一杯。これ以上風呂だけの利用が増えると施設の対応ができない。

OUランドの塩素はすごい量。

オーシャンはいい。 オーシャンの泉源は80。真水で薄める。

植栽(公園整備)をするにあたって木を買うのは簡単なことだが、ツリーバンク(不要となった樹木を必要ところで活用する)制度やみどりの募金の還元金などを利用したすれば、有利ではないか。

日下 小村さん先に公園あり。(王子製紙の土地)

ジャスコは会社の方針として、木を植える場所を求めている。海浜運動公園の芝生広場に植えてもらっている。

デイサービスセンター横も国の事業を利用して木の整備がされる。

日野川堤防沿いに並木(植樹帯)がほしい。日野川環境整備計画でも並木は計画されている。はぜ並木、桜並木、銀杏並木、黒松並木など。

日吉津といえばチューリップだが、現在の状況はどんな感じか。 今年1ha栽培されている。ピーク時は9haあった。

チューリップ栽培は農業としては採算上難しい。フォーラムでも話しがでたが、住民1人1人が危機感もたなければ…。

伯太町との違いは。 一緒だと思う。チューリップ以外の花に切り替えている。

せっかく「日吉津村=チューリップ」が定着している。これを守りたいね。

チューリップ募金はできないかな。

10aに30,000~40,000個植えられる。1個10円としても30~40万円かかる。

地球温暖化の影響でチューリップがとれなくなると聞く。

チューリップに代わるものはないか。 それ以前に栽培する人がいない。

チューリップの球根拾いを子どもに総合学習でさせていた。

寺町の花づくりが新聞に出ていたね。

4. 閉会(21:40)

日吉津村土地利用計画策定委員会(第10回)議事録

日時：平成17年6月9日(木) 19:30～21:25

場所：日吉津村役場 2階 第3会議室

出席者：(委員)井藤恭永、稲田真人、上野秀雄、小原弘、谷本允、西村春実、松岡泰則、
松原忠春、三島尋子、山下清、計10名出席
(欠席：安達哲也、井藤津加代、河中信孝、新原功、新原正行)
(役場)石川倫温、前田昇、福井真一、矢野美穂

1. 開会(19:30)

2. あいさつ(稲田委員長)

3. 内容

第9回までのまとめ

「自然、観光、公園、温泉」について、ホタルの復活、自然に配慮したホレコ川改修、地域用水機能増進事業、水辺の楽校、遊歩道、CCZ、地域の公園、王子製紙付近の緑地帯整備と公園化、日野川堤防沿の並木整備、子どもの自然とのふれあい、温泉の有効活用、チューリップの維持などが挙げられた。

これまで検討してきたテーマ全般について再度、目的・視点に基づいて検討

1)日野川架橋について

日野川河口付近とR431南に2本の架橋を計画しているが、日野川河口付近は以前に皆生温泉が反対して、県道昇格についても断念した。

皆生の人も以前は反対したが、現在は賛成の人もいるようだ。

実現性が低くても、これからの日吉津にとって有益な橋であれば計画に残しても良いのではないか。

後池橋を拡幅したら、大型車の通行が増えるならば、大型通行の規制をしてはどうか。道路の舗装構成は大型車の交通量によって決まる。

いかに交通安全を確保するかどうかだ。

通過するだけの道路ならば不要だ。

日野川土手の道路は外側線がなく危険だ。拡幅が必要である。

結論：日野川河口の架橋はやめて、後池橋の拡幅と日野川土手道路の整備(並木含む)をする。

2)1.3.5号線の拡幅について

開発の検討では2号線を拡幅することになったが、先行した道路の検討では1.3.5号線を拡幅する計画となっており、調整したい。

ジャスコの拡張計画は2号線北側で、開発許可のため拡張部分だけで5haの面積が必要であり、3号線よりさらに北側まで予定している。土地利用計画の商業区域は現在3号線までだが、3号線より北側をグレーゾーンとしておきたい。

一部の企業のことを考えてグレーゾーンを設定するのはどうかと思う。

3号線で商業区域と農業振興の区域の線を引くが、R431に面して一体的に利用する商業施設であれば3号線より北側の開発を認めてはどうか。

調整区域の大規模開発は村議会の議決を得た行政計画に合致していないと認められない。土地利用計画だけでは議決案件とならないため、総合計画の一部として議決を得ようと思っている。

マスタープランの変更もしないといけないのに、こっちが先走るのはどうかと思う。

今やジャスコは日吉津になくってはならない施設だ。一体の開発であれば許可してもいいと思う。

結論：商業区域の幹線としては2号線を拡幅し、3号線までを商業区域とするが、2号線に面した開発で3号線までが開発可能という意味である。また同一の開発事業者でR431に面して一体的に利用する商業施設であれば3号線より北側の開発を認めることとする。

3)ホレコ川両側の道路拡幅について

日野川土手の拡幅に振り替えた。ホレコ川は自然環境に配慮した改修をしてもらえば良いと思う。

ホレコ川の改修はコンクリートで底張する計画のようだ。

工法については、今後議論を重ねていけばよいと思う。

結論：ホレコ川両岸の道路拡幅はしない。

4) 県道の養光院～ビックツール間の拡幅計画について

県道の現在工事中の区間が完成後、村としては、海川排水路沿いを県道に振替えて県に整備を要望する予定である。振替後の現県道は村道になる。住宅が密集しており、村道として拡幅するには、かなりの負担である。

現県道は通学路であり、歩道だけでも整備してもらいたい。

防災面での問題はないか。

新県道整備へのステップとしても計画を残しておくべき。

結論：県道の養光院～ビックツール間は拡幅計画路線とする。

5)王子製紙北と東の工業地域について

この区域は、工場・事業所の誘致、環境緑地帯の整備、王子製紙東側の道路整備が挙げられている。

結論：事業所誘致には道路整備が必要であり、この区域は工場や事業所の誘致も行い、環境緑地帯の整備もおこなう。さらに環境緑地帯は地域の公園として利用する。

6)R431 南の商業区域について

R431 に面した部分のみ開発され、奥の農地で農作業に支障がでるのが心配である。ある程度(奥行50m)を一体的に開発し、奥の土地が残されないようにしたい。

道のないところの農地の利用が不便ではないか。

開発の中で裏道をつけさせるという方法もある。

開発の際、景観上、道路側に高木植栽の義務付するのが良いのでは。

結論：残された農地に支障が出ないような規制が必要である。また景観を重視した高木の義務付が必要である。

7)R431 北側を3号線まで商業区域とすることについて

2号線を幹線として出入する商業施設を許可対象にしては、

2号線を出入りするにしても、3号線まで開発しない場合があるのでは。

店舗裏の3号線は搬入路として使用されるだろう。農と商が混在すれば、3号線に農作業の車が止められなくなる。3号線の整備も必要ではないか。

米子の場合は、開発事業者が開発の際、道路や排水などの対策を義務付けている。

結論：商業区域は3号線までとするが、開発条件として2号線に面していること。3号線の拡幅、排水整備などが必要である。

キャッチフレーズについて

本日出された案を、第11回(6月11日)に決定する。

4 . 閉会 (21:25)

日吉津村土地利用計画策定委員会(第11回)議事録

日時：平成17年6月11日(土) 15:00~20:00

場所：日吉津村内及びうなばら荘

出席者：(委員)安達哲也、井藤恭永、上野秀雄、河中信孝(情報交換会のみ)、小原弘、新原功、新原正行、谷本允、西村春実、松岡泰則、三島尋子、山下清、計12名出席

(欠席：井藤津加代、稲田真人、松原忠春)

(役場)石村長(情報交換会のみ)、石川倫温、前田昇、福井真一、矢野美穂

1. 現地見学会

役場出発	福祉センター前の緑地公園	アンネのバラ花壇	菖蒲池
西川沿いを南に	日吉津上口2区	村営住宅	旧国道線
サクラ堤	水辺の楽校	富吉南線	富吉線
を北に	後池橋	温泉線	うなばら荘
		2号線	日野川土手
			西川沿い

デイサービスセンター横 公園予定地

いらなくなった木があれば欲しい。記念樹として募集すれば結構申し出があると思う。

西川

川の草は誰が刈るのか。川沿いで農業をしている地権者。

日上2区の谷本宅前道路

幅員が狭い。防災面から2区のどこかに東西に抜ける道路が必要である。

王子製紙東側

図面ではわからなかったが、王子製紙の駐車場となった農地が結構多い。

日野川土手

王子製紙のボイラー増設に伴い、原料等のトラック輸送台数が増加しており、ボイラー稼働状況により、今後はさらに台数の増加が見込まれている。特にR9高架下の交通安全確保のために、アクセス道路の整備要望が王子製紙から挙がっている。現状では搬入をR9熊党別れ付近から行い、工場からの帰りはR9高架下に抜けている。このR9高架下は複雑な形状かつ通学路でもあり、以前から住民より改善要望が出ていたところである。

村は早期の改善策として村道環状線の改良により、R431へのアクセスを検討中である。しかし、本土地利用計画の検討では、村道環状線の改良計画が挙がっておらず、今後、村が村道環状線の拡幅を行う際に、村道環状線が土地利用計画に挙がっていないことと、平行して同じようなところに日野川土手の改良計画があることは問題がある。

大型車搬入路計画がある中、本委員会で日野川土手を拡幅するようまとめを出していいものか。

「同じような場所に2本も大きな道路はいらぬ」という声があるのでないか。



現地見学会状況写真

環状線は、計画されている日野川架橋の道路と平面交差ができない。

財政難のときに王子製紙が事業費の8~9割を負担してくれればいいが。

王子製紙は緊急に道路が必要であり、新しい橋が出来るのは20~30年先かどうかも不明である。日野川土手は将来的な計画道路にし、急ぐ方を整備すればいい。

結論：環状線を整備し、日野川土手は並木の整備と併せて、散策道路にする。

2．情報交換会（現地見学後の感想等）

商業区域を3号線まで設定するならば、3号線の改良が必要である。

日野川土手は、静かに自然と親しみながら散策する道路すべきである。

王子製紙東側の狭い道は、自転車で通過する短時間の内に4~5台もの車が通った。この道路の存在を知らなかった。自転車でまわってみて、気付く点があって良かった。

日上2区の道路を東西に整備すべき。

富吉内の道路を広くするため、各自でセットバックする必要がある。

県道から日上2区の道路の入り口が分かりにくい。また通りにくい。わざと抜け道を作らない手法もあるが、火災時などのいざという時に困る。

荒廃地が減ってきた。

いたる所に大きい道路ばかりつくるのはどうかと思う。進行方向を一方に決めて対応してはどうか。

日下の藤山宅周辺に森を作れないか。

富吉地内にはクランクになっている所がある。建替の際、セットバックさせるよう行政指導でお願いしたい。道の両側の地権者が50cmずつ出し合ってくれれば4m道路になる。50~100年かかるかもしれないが良くなる。

花を植える自治会が少ない。みんな協力すればスケールも大きくなり、より綺麗な日吉津になる。

役場の前庭も村民が利用できるような場（東屋で暮をうつ等）になればいい。

道路のセットバックも計画を村民に周知し、徹底していこう。

日野川の中洲も外国風で綺麗だ。もっと自然と親しめる遊び場が作られればいい。

村内道路の拡幅は移転が伴うため費用的に大変だ。

環状線の拡幅を忘れていた。ジャスコ、王子製紙なくして日吉津の発展はない。

農業と商業とに区域を分けた。両者ともに発展していこう。

計画を実現できるよう頑張りたい。

3号線まではR431号と目と鼻の先。商業区域が狭すぎる。

買い物に行く際、道の広いところを選んで買い物に行く。行きやすく、帰りやすい道がないといけない。

乱開発はいけない。地権者が自分のことだけ考えないようにしてほしい。

行政は村民のために頑張ってもらいたい。

3．土地利用計画のキャッチフレーズについて

「次代に残そう住み良い村を」と決定

4．閉会（20:00）

日吉津村土地利用計画策定委員会(第12回)議事録

日 時：平成 17 年 10 月 13 日(木) 19:30～21:40

場 所：日吉津村役場 2 階 第 1 会議室

出席者：(委員) 安達哲也、井藤津加代、上野秀雄、河中信孝、小原弘、新原功、谷本允、
西村春実、松岡泰則、三島尋子、山下清、計 11 名出席
(欠席：井藤恭永、稲田真人、新原正行、松原忠春)
(役場) 石川倫温、福井真一、矢野美穂

1. 開会(19:30)

2. あいさつ(石川課長)

3. 内容

計画案の説明

計画案に基づいた概要説明

計画案の検討

. はじめに p1～5

p1 1.1. 3～4 行目「平成 16 年度末の人口は 3,086 人で、面積、人口ともに・・・」
を「平成 16 年度末の人口は 3,086 人で(平成 17 年 月未現在、 人) 面積、人口
ともに・・・」に。

それなら「平成 17 年度末の人口は 人で、面積、人口ともに・・・」でいいので
はないか。 全会一致

p1 1.2. 8 行目「・・・を防ぐ事が出来てきた。」を「・・・を防ぐ事ができた。」に。
また、p1 1.2. 12 行目「策定するものである。」を「策定したものである。」に。p2 1.3.
3 行目「変更等なしに」はしゃべり口調のため、「変更なく」に。p2 1.3.(2).3 行目「不
在地主の点在のため」の「の」が 2 回使用。表現の問題。

「不在地主が点在するため」にしようか。事務局で検討する。

. 土地利用の方針

「1. 自然、観光、公園、温泉 p6～10」

p7 .1.(1).4. 7 行目「はげ」が並木にと策定されているが、肌が荒れる人が出て
くるような気がする。心配なので考えておいて。

今残っているはげは残すが、新たに植える植物を検討しよう。

はげも色々な種類がある。影響のない種類を選ぼう。

p7 .1.(1).4. 11 行目「触れ」を「御触」に

p7 .1.(2).1. 11 行目にあるように「村民」という表現がよく出てくる。「住民」
と「村民」のどちらがいいか。

まちづくりの解釈では、「住民」は住んでいる人、「市民」なら住んでいなくても市民の
人もある。

村内事業主には村外の人もある。 全会一致で「村民」に決定。

p9 .1.(4). 12～13 行目に「があり、さらに・・・であり」と「あり」が 2 度引用
されている。

検討する。

「2. 農地保全、農業振興、荒廃地対策 p11~14」

p11 .2.(1). 31行目辺りに「分家住宅であっても農振農用地は転用許可をしないこととし、・・・」とある。分家住宅が建てれるか相談を受けたことあり。ダメなのではないかと返答したが・・・。

農地と住宅の混住は、お互いに大変だ。農業者も家の人も。

農地の真ん中だとライフライン(上・下水道の管、電力線、電話線等)がない。誘導していく方がいいと思う。場所が決まっているのなら、まず役場に相談に来ていただければと思う。

p12 .2.(2).2). 上4行、「小規模な農家であっても・・・状況である。」委員からの意見であったため書いたが、断定してしまうとマズイと思う。根拠なし。

この4行は、はずそう。まだまだやる気をもってやってくれる人達もいるだろうし。

いや、これがあるから5行目以降の文章が活きる。

支障のある部分(「農業機械を所有せずに、稲作を作業委託した場合は、収穫した米を販売しても収益はない。」と「農業以外の給与収入を機械経費に充当して農業を行っているのが状況である。」)を除いてみる。

畦をとるには村が復元(村が費用負担)するようにしなければ誰も協力しない。

山間部は日吉津と違い、放っておくと藪になる。まだまだ条件はいいはずなのに減少傾向とは・・・。食糧危機を心配している。

天候不順も過去にあった。タイ米と一緒になければ日本米を買わせないということで騒ぎになった。

輸入に頼りすぎだ。油も。

表現については事務局一任。

p12 .2.(3). 10行目に「行政やJA等が主体となって」とあるが、10月から規制がゆるくなり、貸すことができるようになったのでは？

借りるときに5反耕作していないといけなかったのが、1反に変更されるという話はある、近々施行のはず。

弓浜部は3反だが、一律に1反になるのか？

やりやすくなる。

これでは実際には食べていけないが・・・。

p12 .2.(3). 12行目に「松等を植林し、防風林として利用する方法も有効」とあるが、1つの手法として検討してみたらどうかということなのでOKだろうか？ 了解

荒廃地の位置づけは？1年に1回、草を刈ればいいのか？

1年以上1作もしない土地が荒廃地だと思う。もし耕作が出来ないのであれば、借り手の斡旋を農業委員会に申し出ればよい。

「3. 道路 p15~18」

p15 .3.(1). 23~24行目に「仮称「ジャスコ伯耆大山線」である。」とあるが、民間企業の名称はあまり良くないということで「仮称「新日吉津伯耆大山停車場線」である。」にしよう。

その1行前にも「・・・とジャスコ日吉津店を結ぶ」とあるが、これもジャスコという表現をやめ、海岸線に抜けるような表現にしよう。

p16 .3.(2). 5行目 に関連して、淀江にナフコの出店計画があるらしい。

村道2号線が淀江に抜けやすくなるように、米子市に要望していこう。

p16 .3.(2). 10行目 。土手の整備はどうする？

土手は遊歩道として利用し、村道環状線を早期に整備する。

p16 .3.(3). 18～19行目 に「未改良の区間は、車両のすれ違いができる程度に拡幅することとして、幅員を5～6m程度とする。」とある。東側は歩道もつけて広げ、西側は5mくらいでせまめにする。こうすることにより、通り抜けを防ぐことができると思う。

東側の幅員は何mか？

アスファルトに草が伸びてきているが、アスファルト面は3m弱だと思う。

この度道路は当初、通学路であったため、車は通れなかった(時間規制)が朝日鉄工社宅の所に道路ができたため、車が通れるようになった。

西側を狭くしたことを将来的に反省するような気もする。歩道はいらないと思うが、2車線は必要ではないか。

日野川に橋がつくと通り抜けが増加することが予想される。通り抜け防止で狭い方がいい。安全面重視。

西側は手をつけないという方法もある。(現状維持)

外の環状線道路を作れば中に車は入ってこない。土手を広げ、国道431号と平面交差させ、交差点に信号機をつける方法もある。

国道431号に右折レーンがないため、お金がかかる。接続工法はまた検討しよう。

関連で、村道環状線は旧国道の部分でとまっているが、大型車も入れるよう、新日野橋へ向かう道路と接続させてはどうか。

つなげるルートは検討しないといけないが、良いと思う。

県道(樽屋、富吉間)の工事は、10月中で住宅地周辺を終える予定。アロー歯科から吉本商店までの区間は今年度中に完成予定。

その他

次回の予定は、10月28日(金)19:30～21:30です。次回で計画をまとめたいと考えています。

4 . 閉会(21:40)

日吉津村土地利用計画策定委員会(第13回)議事録

日 時：平成17年10月28日(金) 19:40～21:00

場 所：日吉津村役場2階 第1会議室

出席者：(委員)安達哲也、稲田真人、上野秀雄、小原弘、西村春実、三島尋子、山下清、計7名出席

(欠席：井藤津加代、井藤恭永、河中信孝、新原功、新原正行、谷本允、松岡泰則、松原忠春)

(役場)石川倫温、福井真一、矢野美穂

1. 開会(19:40)

2. 内容

道路について

資料の概要説明(p16～)。欠席委員からの意見も交えながら説明。

前回、話のあった村道環状線のルートを南に延長して、日野川堤防に接続し、R431～R9の間の大型車両の通行を可能にする。の村道宮川北線は、小学校、保育所、福祉センターなど交通弱者の利用の多い公共施設が密集しているので、通過交通量の増加と走行速度のアップは好ましくない。したがって、全線を2車線確保するのではなく、一部区間は1.5車線への改良や、の仮称「米子大山線」に直接に接続しない方法等を検討する必要がある。

全員了解。

開発について

・違法看板

p23の違法看板について、無許可で設置したものの勝ちになっている。

設置作業中に気づき注意したが、やめなかった。

設置には申請がいないのではないか？

必要です。権限が県から市町村に移譲された。

土地所有者にPRしていかなければならないのではないか。土地所有者への周知が必要。

お金もからむ。また、建てる業者が地権者に対し「許可をもらっている」と言っている事例もあるらしい。

農業委員会には話がない。

設置場所が農地であれば農地転用、農振解除などの手続きがあるが、その他の地目では農業委員会の手続きが不要です。

行政代執行等で、違法看板の撤去をすすめるべき。

・工業区域

p24、欠席の委員より「税収の向上を考えるなら、設備をもった工業系がいいのではないか？工業団地が必要ではないか」との意見あり。

工業系は比較的広い土地が必要なため、土地単価の安い場所に進出することが多い。以前、日吉津にも企業から進出の打診があったが、日吉津村は地価が高いため、ダメになった。地価が安いところに工場などが進出しているようだ。

・下水道

p25、下水道整備が集落単位で出来ると聞いたが・・・。

郡部のように集落が点在し、距離が離れているところは、集落毎に合併処理浄化槽を設置しているところもある。本村では、集落が比較的密集しているため、個別の浄化槽を設置するより、下水道での集合処理が好ましいと思う。

開発問題と下水道問題を一体にして考えるか・・・。表裏一体。

国道 431 号南側に出店するには何らかの整備が必要。下水道区域への編入が必要ではないか？

大規模なものについては、浄化槽など個別対応する場合や、下水道区域への編入など、下水道担当部局で検討する必要がある。

防災について

・セットバック

p28、米子市では、建築確認の図面に 2m セットバックすることについて、自書し押印することのこと。厳しいが、実際には世代交代などがあり、知らん顔するなど、なかなかうまくいっていないらしい。強制力のあるものを考えないと・・・。

実際にセットバックしてあっても境界に大きな石が置いてある場合がある。

自分も含め、「そこを通るのだから」と広い気持ちで考えなければならない。土地所有者それぞれが土地を出し合い(セットバック) みんなが便利になるのだから。

それは、車が建物に当たらないようにという気持ちからではないか？

建築確認はいいが、完了検査が大変。高さが 3 cm 違うだけで図面の書き直し。米子市も民間に代行委託するようになった。

・火災時の水利確保について

p28、貯水槽を設置して、地下に雨水を貯めて水利確保しているところがあると聞く。本村は消火栓があるからそこまでは必要ないということか？

それは、神戸だと思う。本村は地域用水機能増進事業でとりあえず対応できると考えるため、貯水槽までは必要ないと考える。

地域用水以外にも、地下水を利用する掘り抜き井戸もある。

3. 委員長あいさつ

1月に第1回が始まり、今回で13回を迎えた。土地利用計画も出来あがった。すばらしい事業展開することを願う。また、日吉津に住んでよかったと思えるようにしたい。熱心に討議いただきありがとうございました。

4. 村長あいさつ

村民の皆さんの意見を集めたこの計画を基に、すべてのことに物事ははっきりさせていきたい。長らく、そして度重なる会にご参加いただきありがとうございました。今後ともご協力をよろしくお願いします。

5. 閉会(21:00)

日吉津村都市計画審議会条例

(昭和44年10月3日条例第80号)

(設置)

第1条 都市計画行政の円滑な運営をはかるため、日吉津村都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本村が定める都市計画及び土地利用に関すること。
- (2) 都市計画及び日吉津村土地利用条例(昭和61年条例第7号)に定める開発行為(以下「開発行為」という。)について本村が提出する意見に関すること。
- (3) その他村長が都市計画及び開発行為上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、村長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 7人以内
- (2) 村議会の議員 5人以内

2 前項第1号につき任命される委員の任期は、2年とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、村長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ互選した委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時職員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、村職員のうちから村長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、日吉津村役場において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 4 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 12 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

日吉津村都市計画審議会委員名簿

平成 16 年 2 月 10 日 委 嘱
(山澤委員は平成17年3月10日委嘱)

(任 期 平 成 18 年 2 月 9 日)

	山 澤 捷 美	村 議 会 議 員
	三 島 俊 徳	村 議 会 議 員
	橋 井 満 義	村 議 会 議 員
	小 原 弘	学 識 経 験 者 (農 業 委 員 会)
副 会 長	上 野 秀 雄	学 識 経 験 者 (教 育 委 員 会)
	川 口 房 蔵	学 識 経 験 者 (自 治 会 長 会)
会 長	松 岡 泰 則	学 識 経 験 者 (社 会 福 祉 協 議 会)
	長 谷 川 洋	学 識 経 験 者 (商 工 会)
	逢 坂 康 一	学 識 経 験 者 (青 年 団)
	田 中 鈴 子	学 識 経 験 者 (自 主 的 な 女 性 の 会)

(平 成 1 7 年 3 月 10 日 現 在 順 不 同)



発日地第10号

諮 問 書

日吉津村都市計画審議会
会長 松岡泰則様

日吉津村土地利用計画について

日吉津村土地利用計画の策定にあたり、日吉津村都市計画審議会条例（昭和44年日吉津村条例第80号）第2条の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

平成17年11月17日

日吉津村長 石



平成 17 年度 第 1 回 日吉津村都市計画審議会 議事録

日吉津村土地利用計画（案）に関する部分を抜粋

日時：平成 17 年 11 月 17 日(木) 13:30～16:40

場所：日吉津村役場 2 階 第 1 会議室

出席者：上野秀雄、川口房蔵、小原弘、田中鈴子、橋井満義、松岡泰則、三島俊徳

欠席者：逢坂康一、長谷川洋、山澤捷美

事務局：石川倫温、福井真一、矢野美穂

1. 開会

2. あいさつ

会長：この後、村長から諮問を受けるようになっている。慎重審議願いたい。

3. 諮問

村長：日吉津村土地利用計画(案)は、13 回の日吉津村土地利用計画策定委員会を開催し、検討した結果です。今後パブリック・コメントを募集する。法律等と整合していない点もあるが、将来の日吉津の姿がどうあるべきか検討願いたい。(会長に 2 つの案件を諮問。)

諮問内容：米子境港都市計画用途地域の変更について、日吉津村土地利用計画について

4. 審議事項

会長：審議事項 日吉津村土地利用計画について、事務局より説明をお願いする。今回で決定ではなく、本日意見が出れば、それについてまた議論いただく。そして村民の意見を受け、答申という形をとりたい。

事務局：資料 p6～7 にパブリック・コメント手続規程を掲載、p8～9 のように意見を募集し、村民等から広く意見をもらう予定。意見募集の締切りは 12 月 14 日、その後意見をまとめ、本会に諮らせてもらう。

事務局：審議事項 日吉津村土地利用計画について(p5、及び別紙資料 2)について説明。

日吉津村土地利用計画策定にあたっては、平成 16 年 11 月 16 日に「日吉津村都市計画審議会委員打合せ」を開催し、日吉津村土地利用計画策定委員会の設置、委員の募集方法等について協議いただきました。

その後、平成 17 年 1 月 20 日に第 1 回の日吉津村土地利用計画策定委員会を開催し、10 月 28 日までの間に計 13 回の委員会により、別紙の「日吉津村土地利用計画(案)」がまとまりましたので、この計画案に対して日吉津村都市計画審議会の意見を求めるものです。

なお、本計画案に対して、11 月～12 月の 20 日間、パブリック・コメントを実施する予定です。

委員：本審議会で承認した「日吉津村都市計画マスタープラン」と、今回諮問のあった「日吉津村土地利用計画(案)」と整合していない点がある。今後、これらをどのように調整していくのか問題に思う。

事務局：「日吉津村土地利用計画(案)」は、日吉津村都市計画マスタープラン、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律等に合致していないことがたくさんある。この案は、既存の計画や法律を考えず、純粋に将来の日吉津はどうあるべきかを考えたもの。国や県

の規制をどうするのかは全く先がみえていない。住民みんなの強い力(思い)をもらって進めていくしかないと思います。

村都市計画マスタープランについては、現時点では整合していない部分があるが、今後変更していく考えている。今回、決定したものは村総合計画の構想の中に入れ、議会にも諮りたい。

変更が必要になれば、その都度住民の意見を聞いていく。

会長：土地利用計画(案)p76に村都市計画審議会条例第2条第1項に条項があるが、本審議会は、事務事業の見直しで、平成16年度から土地利用審議会と統合し、本審議会の審議事項に「土地利用に関すること」が追加された。土地利用審議会は、元々、今吉にラブホテル建設の話があったとき、規制するために設置されたものである。

事務局：県の景観まちづくり課に日吉津村の土地利用計画について相談したら「計画を住民と一緒に策定していくことは、本当の意味でのまちづくり計画である。」と評価していただいた。しかし、「現状の都市計画法では難しい。」とも言われている。

会長：都市計画は、米子、境港、日吉津の3つの行政で決めるものであるため、連絡調整をとりあって進めてもらいたい。

委員：都市計画法に基づくものが本審議会の本来の役目だと思っている。

小さい自治体だからこそ住民の意見を吸い上げられる。良い事であるが総合計画の基本計画、補助の絡み云々もあるので、本計画が現実に機能するかどうか疑問。

本審議会で諮問を受けて審議するが、これが住民の総意であるというのは疑問。

委員：国道431号から村道2号線まで商業地域となっているが、法規制をクリアするのは大変だと思う。本審議会の役割に「都市構想」を入れてもらえたらいいと思う。また、市街化区域の増加ができるのか。

会長：日吉津だけ市街化区域を増やすことは出来ないだろう。米子・境港とも調整が必要だ。今回の測り直しで市街化区域の面積も増えた。このことから市街化区域の拡大はとても厳しい状況になっている。

事務局：資料1のp3。人口フレームで検討すると、今回の都市計画区域面積の改正で市街化区域の面積が増えたため、土地区画整理など確実なもので人口が増えない限り、市街化区域面積を増やせない。

地方分権、地域の実情を考慮し、1ha当りの人口フレームを60人から現状の40人程度に減らせられれば、市街化区域拡大の可能性もある。

委員：自分も土地利用計画策定委員会に参加させてもらった。大型店の出店希望などがある話などを聞き、国道431号周辺の虫食い防止、大型店出店による税収アップの関係なども考え、このような計画となった。

事務局：この土地利用計画は、現行の法律や規制、既存の計画等を考慮せず、将来の日吉津の姿はどうあるべきかを考えたもの。

委員：これらは“よい村をつくるため”に委員が知恵をしばって考えたもの。

委員：日吉津下口にアパートが出来た。現在あと2つ建設予定である。村としては人口増で歓迎らしいが、自治会としてはゴミ出し方法の不徹底や自治会活動に協力しない住民が多くて困っている。建設に反対する権限は自治会にはない。本会でとりあげてもらいたい。

事務局：その場所は市街化区域の工業地域なので、アパートも建築可能な場所で何とも言えないが、市街化区域の変更は出来る。

事務局：米子市内のケースでは、不動産屋と自治会の協議により、契約書に自治会加入、

自治会活動参加の旨を記載したり、不動産屋から自治会費を納めてもらうなどの方法をとっているところもある。

事務局：月単位の契約のレオパレスでは環境整備費として自治会費に充てるお金を集めている。

事務局：問題が起きてからでなく、事前に話し合いが必要ではないか。

(休憩)

会長：とりまとめ方、答申の仕方は、先ほどの意見も含め、事務局と相談させてもらいたい。

事務局：土地利用計画(案)p6~10 自然、観光、公園、温泉について説明。

会長：ここまでご意見はありませんか。なし。

事務局：土地利用計画(案)p11~14 農地保全、農業振興、荒廃地対策について説明。

事務局：農業センサスの平成12年調べによると農家戸数は242戸、まだ公表されていないが、平成17年はかなり減少している。

会長：意見はないか。

委員：p11の図8 農振図とp14の図9 農業振興計画図とを比較し、農地面積はどうなっているか。(p11図8 農振図の黄色の農用地区域面積とp14図9 農業振興計画図の水色との差は、どれくらいあるか。)

事務局：現在の農振農用地(黄色の区域)の面積より、農業振興の計画区域(水色の区域)の面積は少ない。数値的には測定していない。

会長：農林水産業との調和という問題が大きいと思うが、どうか。

委員：バランスのとれた農業でないといけないと思う。これならいいと思う。

事務局：土地利用計画(案)p15~18「道路」について説明。

委員：王子製紙の東側と北側には、道路が狭く宅地化できない所がある。現在の市街化区域内での道路の位置付けをどうするかという問題もあるように思う。

事務局：市街化区域内はこれまで土地区画整理事業を実施しておらず、道路等が未整備の区域が多い状況である。第1種住居地域内に残された未開発区域は少ない。工業地域に住宅は建築可能であるが、工業地域だということを認識して建築する必要がある。

委員：p18図12 道路計画図中の村道竹里松江免線は、事業所などの開発に関して重要な路線になると思う。(現状のままでは、幅員が狭く、工場を建築しようにもトラックが通れない状況である。)

委員：よそ様の土地に道路の計画線を了解なしに引くという問題もあるが、幹線に基づいた街づくりはいいと思う。

会長：工業地域でありながら今まで工場が誘致できなかった。誘致するためには道路の整備も必要である。他に意見はないか。なし。

事務局：土地利用計画(案)p19~26 開発について説明。

委員：p31 引用文献の13、14に事例が掲載してあるが、構想と現実では難しい部分がある。もし良い事例があるなら、都市計画審議会で行行政視察を行なっていく必要があるのではないか。

事務局：結果としてどういう答申をもらうか分からないが、日吉津の自立のあり方に向け、視察は良いと思う。平成18年度予算編成に向けて提案していく。

事務局：日吉津にも今吉土地区画整理という良い事例がある。この区域は地区計画により、同じ村内でも建ぺい率などが違い、地域の実情に応じた規制などが盛り込まれている。困

りごとがあれば自治会で発案し、こういう計画でないといけないと決め事にする手法もとれる。

委員：自治会単位で地区計画を作るのが簡単である。しかし、既存の所では効果を発揮しにくい。壁をやめて生垣にするぐらいなら簡単だが。

事務局：富吉、海川には狭い道路が多くある。塀を残して建物を建て替えるケースがあるが、塀は建築確認が不要のため、セットバックしない場合がほとんど。

委員：米子市では、建築後の現況確認で塀を撤去したケースがある。完了検査済み証が欲しければ壊せと。

事務局：米子市は建築確認に誓約書を書かせるとは聞いていた。土地利用計画策定委員会でもセットバックについては、厳しく取り締まらなければならないと意見があった。

会長：このセットバックの問題の議論には限界がある。地域（地権者）で議論を深めないといけない。その他に意見はないか。 なし。

事務局：土地利用計画（案）p27～28 防災について説明。土地利用計画（案）全体をまとめた図を p30 に掲載。

会長：防災について、また全般について意見はないか。日野川のハザードマップには掲載してあるが、防災計画に「津波」は入っているか。

事務局：入っている。地震の想定条件（震度、位置等）が異なれば変わるが。

会長：神戸の防災センターを見てきた。神戸震災を再現。自治体が毎日見学に来るらしい。30年以内に再度地震が起こる確率は50～80%らしく、防災体制を整えているらしい。それに比べ、山陰の意識は低いと思う。

事務局：文章でのふれ方が弱かったか。

会長：もっとふれても良かったように思う。

事務局：土地利用の計画なので、この程度でどうか。

委員：食料などを貯蔵する話があるようだが、津波で流されないか。

事務局：近隣自治体との連携でうまくやるしかない。

会長：本審議会の今後の予定の説明を事務局より願います。

事務局：気付いたことがあればメモし、12月14日以降に開く審議会で意見交換し、まとめてもらいたい。

事務局：パブリック・コメントは、12月14日消印の郵便も有効にしているので、12月19日の週に開催し、パブリック・コメントで提出された意見を検討したい。

次回は、12月21日（水）午後1時30分開催に決定。

会長：本日の意見を事務局と協議し、方向決めを話させてもらう。

平成 17 年度 第 2 回 日吉津村都市計画審議会 議事録

日時：平成 17 年 12 月 21 日(水) 13:30～14:50

場所：日吉津村役場 2 階 第 3 会議室

出席者：上野秀雄、小原弘、田中鈴子、橋井満義、長谷川洋、松岡泰則、三島俊徳、
山澤捷美

欠席者：逢坂康一、川口房蔵

事務局：石川倫温、福井真一、矢野美穂

あいさつ

会長：パブリック・コメントではたくさん意見が出た。村民の関心の高さが伺える。審議事項について、事務局より説明をするので、慎重審議願いたい。

事務局：日吉津村土地利用計画（案）のパブリック・コメントの実施結果について説明。提出意見 4 件と提出要件不備の意見が 2 件あった。提出要件不備も参考意見として掲載している。

提出意見 4 に「外来語に手間取った」とあったため、用語解説を記載する。提出された意見 1 の「村道 4 号線まで開発となれば農業区域が少なくなる。意見 2 の「新田川東側の道路整備」に対しての意見をお願いする。

委員：「国道 431 号に面した開発可」と書いてあり、村道 4 号線までの区域が、大規模開発の場合に限定されているという意図が伝わらなかったのではないかと。

事務局：文章内に「基本は農業振興地域だが、大規模な開発なら 4 号線まで開発可という意味。」で記載してある。

会長：図面の凡例を見るだけでは勘違いするかもしれないので、その辺を補足したほうがいいか。

委員：確かに農業者は心配するかもしれない。でも本文内に書いてある。

会長：文章に書いてあり、これで良い。新田川東側の道路整備については開発事業者に義務付けるなどすれば良いのではないかと。

委員：ここでいう開発とは何か。

事務局：開発はジャスコなどの大規模なものを想定している。

委員：国道 431 号南側に裏道をつくるとあったが、どのあたりのことか。

事務局：計画(案)p26 の図面の国道 431 号南側に赤色(商業区域)の南側に道路がない場合には、開発段階で、開発事業者に区域を分断する道路整備を義務付けるということ。

事務局：これまでは、利害の絡む個々の意見が多かったが、今回は出てこなかった。真摯に考えられたのではないかと思う。

委員：ホームページのアクセス件数は増えたか。

事務局：1 日 100 件程度のアクセス数で、増えてはいない。

会長：p1 の人口の数字がまだ入っていない。

事務局：平成 17 年 12 月末現在の数字を入れる予定。

委員：本計画上で 40ha の開発行為を行うことになるが、何を誘致するのが問題。ジャスコは 10ha。その 4 倍程度の土地をどうするのか。ジャスコと同様な施設では共倒れするだろう。開発をするのなら国道 431 号周辺の地区計画をつくらないといけないと思う。

委員：農道 3 号線～村道 4 号線の取扱いについて。開発の条件として「国道 431 号に面し

て」とある。一企業誘導思考であることを認めない。また国道 431 号から 10m くらいの接道をつくり、奥に開発するというようなことを認めないようにしないといけない。

事務局：委員皆さんの同意が得られれば、年明けからでも調整区域内での地区計画を検討していきたいと思うがどうか。

委員：進めるべき。

委員：国道 431 号沿いは西側と東側しか大きく利用できる土地は残っていない。もっと早くこういう話が出来ればよかった。

事務局：「本案は村民協働で策定し、また、総合計画にも盛り込んであるものだから」と県にも強く言っていきたい。

委員：自主的な女性の会の代表で出ているが、学識経験者というのはおかしい。時代と共に変わっていくが、計画は何十年も先を見据えてつくらなければならないと思った。独居老人が買い物に行くのにも、昔は旧国道沿いに商店があったが、今はなくなり、ジャスコまで行かなければならない。身近な商店も必要と思う。その辺も念頭においてもらいたい。

事務局：生活にやさしい街づくり(ソフト面)で議論すると結論が出なくなるので、ハード面で話し合うことになった経緯がある。確かに国道 431 号を越えて買い物をするのは大変だと思う、国道 431 号南側にも商店等の必要性が高い。

会長：この意見はごもっともな話。計画策定後は、ソフト面で議論していきたい。

委員：イズミの進出について米子市は反対的立場である。都市計画、農振、米子市全体で考えるとベターでないという判断だと思う。本計画も地区計画、都市計画の論議を深めていかなければならないと思う。

委員：農道 3 号線～村道 4 号線に何か開発の話があるのか。

事務局：計画が絵に書いた餅となっただけとはいけないため、策定委員会の場で開発の話があることは議題にした。ジャスコ北側にジャスコの増床計画があること、カインズホームの件。カインズホームは 10 年来の話で、今も続いている。

会長：本日の日経新聞に、郊外の大規模店舗設置を規制するという記事があった。日吉津にとっては逆風が吹くような話。都市計画審議会にそぐわないが、都市計画審議会条例の条文に土地利用の検討が加わっている。正・副会長で協議し、村民が協働してつくったものなので大切に扱い、原案のまま、付帯意見をつけ、答申させてもらおうと思うがどうか。

委員：いいと思う。

委員：都市計画マスタープランも自分達でつくった。この土地利用計画との整合性をどう位置づけるか。

会長：優先順位としては第 1 に総合計画、第 2 が都市計画マスタープラン。

事務局：総合計画に盛り込んでいく予定なので土地利用計画の内容が現行のマスタープランより上位になると思う。総合計画ができればマスタープランの見直しにかからなければならない。

委員：マスタープランより後にできる土地利用計画がマスタープランより上位になるのか。

事務局：総合計画に整合していないと、マスタープランといえないのではないかと。

会長：総合計画にのっとったマスタープランでないといけないように思う。

委員：法的に適合しないものが総合計画にあがってくるのはいいのかどうか。行政がどう考えるかだが、みんなビックリするだろう。法的整合性のない土地利用計画が総合計画に入るのはいかなものか判断に困る。

委員：「将来の土地利用の指針になるように」という部分を尊重したい。

委員：それは賛成できるが。

会長：議決が必要なことは分かっている。議決を軽視するわけではない。

委員：文言を「現段階では関係法令と整合していない部分がある。現段階では都市計画法をはじめとしてその他の関係法令と整合していない部分がある。」「指針 指標」にしてはどうか。

委員：了解。

会長：それでは、この内容で答申させてもらう。

事務局：農地の面積について説明。用語解説について説明。一般の人にも分かりやすいように表現を修正する。

都市計画審議会委員の任期について説明。平成 18 年 2 月 9 日までが任期であるため、今後、各団体に委員の選出を依頼させてもらう。

会長：村長へ答申書を手渡す。

村長：法的課題はまだまだあるが、次代に残せる土地利用にしたい。計画を 1 日も早く達成できるよう努力していきたいと思う。

土地利用計画と都市計画とが整合していないのは承知で、地元から協働し作成された土地利用計画を、今後、国県等へ発信していく。



都市計画審議会議長から村長へ答申の状況



平成17年12月21日

日吉津村長 石 操 様

日吉津村都市計画審議会
会長 松岡 泰 則



日吉津村土地利用計画について（答申）

平成17年11月17日付、発日地第10号で諮問のあった日吉津村土地利用計画について、下記の意見を附して、案のとおり答申します。

記

1. 本土地利用計画（案）は、現段階では都市計画法をはじめとしてその他の関係法令と整合していない部分がある。

しかし、本土地利用計画（案）は、村民と行政が協働して策定されたものであり、本村の将来の土地利用の指標となるものである。

したがって、長期展望に立ち、本土地利用計画（案）が、本村のむらづくりの一助となるよう推進されたい。

以上

日吉津村土地利用計画

平成 18 年 1 月発行

発行 鳥取県日吉津村

〒689-3553 鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15

TEL 0859-27-0211

FAX 0859-27-0903

編集 日吉津村地域振興課
